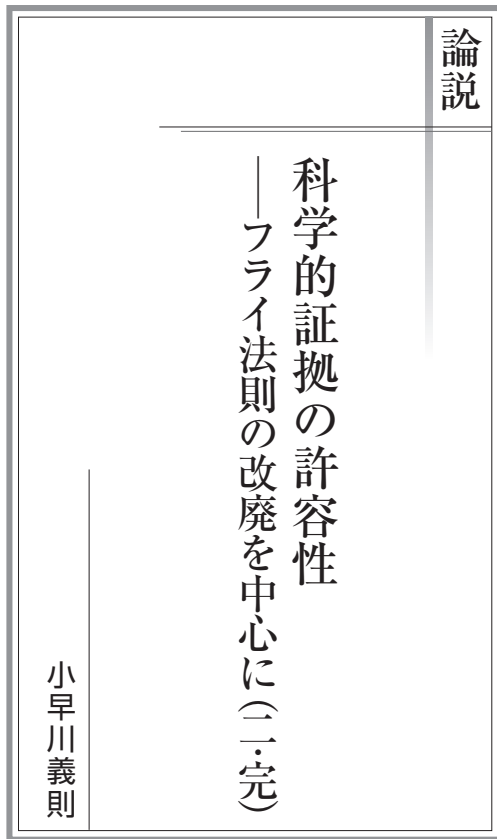




目次

I はじめに

II わが国の問題状況

- 1 最高裁昭和43年決定(1968年)
- 2 にせ電話事件控訴審判決(1980年)ほか
- 3 足利事件再審無罪判決(2010年)

III アメリカ法の動向

1 概要

- (1) フライ法則(1923年)
- (2) マコーミックの基準(1954年)
- (3) 米連邦証拠規則(1975年)

2 犯人識別供述と弁護人依頼権

- (1) 背景
- (2) 合衆国最高裁3判決(1967年)
- (3) 専門家証言の有用性

3 主要関連3判決

- (1) アリゾナ州最高裁チャプル判決(1983

年)

- (2) カリフォルニア州最高裁マクドナルド判決(1984年)

- (3) 第3巡回区ダウニング判決(1985年)

IV 合衆国最高裁ドバート判決(1993年)

- (1) 事実 (2) 判示

2 その後の動向

- (1) ジョイナー判決(1997年)
- (2) カーマイケル判決(1999年)——(以上、41号)

V ボリグラフ検査の許容性(以下、本号)

1 背景

2 主要関連3判決

- (1) 第1巡回区ピッチノーナ判決(1989年)
- (2) 第5巡回区ポサード判決(1997年)
- (3) コネチカット州最高裁ポータ判決(1997年)

3 シェファ合衆国最高裁判決(1998年)

- (1) 事実 (2) 判示 (3) 反対意見

4 最高裁昭和43年決定の問題点

VI 声紋鑑定の許容性

1 概要

2 連邦および州判例の動き

A 初期の3判例

- 【1】軍法会議控訴審ライト判決(1967年)
- 【2】ニュージャージー州最高裁キャリ判決(1967年)
- 【3】カリフォルニア州最高裁キング判決(1968年)

B 1970年代

- 【4】ミネソタ州最高裁トリンプル判決(1971年)
- 【5】コロンビア地区連邦地裁レイモンド判決(1972年)
- 【6】フロリダ州第4地区控訴審ワーリィ判決(1972年)
- 【7】ニュージャージー州最高裁アンドレッタ判決(1972年)
- 【8】カリフォルニア州第4地区控訴審ホド判決(1973年)
- 【9】ペンシルバニア地区連邦地裁サンプル判決(1974年)

- 【10】コロンビア地区連邦控訴審アディソン判決（1974年）
- 【11】マサチューセッツ州最高裁ライカス判決（1975年）
- 【12】コロンビア地区連邦控訴審マックダニエル判決（1976年）
- 【13】カリフォルニア州最高裁ケリー判決（1976年）
- 【14】ペンシルバニア州最高裁トパ判決（1977年）
- 【15】ミシガン州最高裁ツベイ判決（1977年）
- 【16】コロンビア地区連邦控訴審ブラウン判決（1978年）
- 【17】メイン州最高裁ウィリアムズ判決（1978年）
- 【18】メリーランド州控訴審リード判決（1978年）
- 【19】第2巡回区連邦控訴審ウィリアムズ判決（1978年）

C 1980年代

- 【20】オハイオ州最高裁ウィリアムズ判決（1983年）
- 【21】アリゾナ州最高裁ゴルタレス判決（1984年）
- 【22】ロードアイランド州最高裁ウィーラ判決（1985年）
- 【23】ニュージャージー州最高裁ウィンドミア判決（1987年）
- 【24】第7巡回区連邦控訴審スミス判決（1989年）

3 判例のまとめと問題点

- (1) 音声見本の提出強制の合憲性
- (2) 声紋の許容性の判断基準
- (3) 3基準の比較検討
- (4) 日米の接近とその問題点

VII むすびとして

V ポリグラフ検査の許容性

ポリグラフ検査技術については、最高裁昭和43年決定が刑訴326条1項の同意のあったポ

リグラフ検査結果回答書についてその証拠能力を肯定したため被告人有罪の証拠として用いられることとなった。ただ、ポリグラフ検査には「対照質問法」と「緊張最高点質問法」の2つの技術があるにもかかわらず、最高裁は両検査を区別せずその検査結果を同一視するなど杜撰なものであるとの批判が繰り返されていた（大西一雄氏）。そしてポリグラフ検査専門家の中でも対照質問法と緊張最高点質問法のどちらを重視すべきかについて争いがあったが¹⁾、前述のように、2006年（平成18年）から全国の警察で緊張最高点質問法に統一されたため「警察では、平成18年にポリグラフ検査取扱要綱を改正し、現在では、対照質問法は用いていない。」

そこで以下、ひとまずポリグラフ検査の許容性に関する日米両国の背景に簡単に触れた後、ポリグラフ検査の許容性に関するアメリカの主要な関連判例に言及した上で、ポリグラフ検査の刑事事件での許容性を全面的に否定した1998年合衆国最高裁シェファ判決を詳論しつつ、わが国への影響および今後の問題点について検討することとしたい。

1 背景

ポリグラフ検査は、人間の意思とは無関係に働く自律神経による呼吸、皮膚電気反射、血圧脈波など多くの生理現象をポリグラフ（同時記録器）で記録し、これを分析して被験者の供述の真偽の判断に供するものである。人が意識的にうそをつくとき、一般に非常に微妙な精神的動揺が伴い、生理的变化が生ずることに着眼したもので、わが国では、最高裁昭和43年決定以降、ポリグラフ検査結果回答書の証拠能力を肯定することが実務上確立している。学説上は見解が分かれており、とりわけポリグラフ検査の法的性格すなわち供述証拠か非供述証拠かをめぐり争いがあるが、いずれの見解も黙秘権の放棄を認め、あるいは被検査者の同意を要件としているため、実際面は大きな相違はないとされている。しかし、ことはポリグラフの本質にかかわる問題であるだけに、検査の実施要件な

どをめぐり重要な差異を生じかねず、一層の検討がなされてしかるべき問題であるにもかかわらず、わが国での議論は今なお必ずしも十分ではない。

以下、改めて最高裁昭和43年決定に簡単に触れ、学説の反応を概観した後、三重県伊勢市内での女性記者失踪事件を紹介した上で、わが国でのポリグラフ検査をめぐる問題点を指摘することとした。

(1) 最高裁第一小決昭和43年2月8日刑集22巻3号55頁

被告人(X)は、かねて懇意であった隣人Aの夫B名義の定額郵便貯金証書1枚(額面10万円)を窃取した上、その受領書欄にBの氏名を冒書し、Bと刻した印鑑を押捺して払戻受領書を偽造し、B方から持ち出した米穀類購入通帳を示しながら、これを係員に提出して行使し、額面3万円の定額郵便貯金証書1枚及び現金7万6396円の交付を受けてこれを騙取したとして起訴された。

捜査段階においてXは、郵便監察官Pの取調べに対し一旦自白したが、その後は否認を続け、Aが夫(B)に内緒で貯金をおろすに当たり、同人が無筆に近いと、その依頼によりBの氏名を代筆したにすぎないと主張した。他方、Bがこれを全面的に否定したため、捜査官は、X及びBの希望により、ポリグラフ検査を実施し、同年4月13日付および同14日付検査者Sによる各検査結果回答書が作成された。第1審公判においても対立状態が続いたため、検察官は、Xの主張が虚偽であり、Aの供述は信用できるという趣旨の前記回答書2通について、刑事訴訟法321条4項の書面として証拠調べの請求をするとともに、Sを証人として申請した。第1審裁判所は、同証人を取り調べたあと被告人側が証拠とすることに同意したので、回答書2通を証拠として取り調べた上で、被告人を有罪と認定し、その証拠の標目中に同回答書を掲げた。

これに対し、被告人側は、「ポリグラフ検査結果の確実性は未だ科学的に承認されていないから」第一審判決がこれを証拠としたのは誤って

いる等と主張して控訴した。控訴審の東京高裁はポリグラフ検査結果回答書以外の証拠だけでもゆうに判示事実が認められるとした上で、上記ポリグラフ検査結果回答書に関しても次のように判示した。すなわち、「これらは、いずれも原審において検察官が、刑事訴訟法第321条第4項所定の書面としてその取調を請求し、被告人側において、これを証拠とすることに同意したものであり、且つ……原審証人Sの供述に徴し、各書面はいずれも検査者が自ら実施した各ポリグラフ検査の経過及び結果を忠実に記載して作成したものであること、検査者は検査に必要な技術と経験とを有する適格者であったこと、各検査に使用された器具の性能及び操作技術から見て、その検査結果は信頼性あるものであることが窺われ、……証拠とするに妨げないものと認められる」と判示して、控訴を棄却した。

これに対し弁護人は、上告趣意において、判例違反を主張した上で、「ポリグラフ検査結果に証拠能力を認めることは危険極まりない」等と主張した。

最高裁第一小法廷は、上告を棄却した際に括弧書きで次のような判断を示した。すなわち「ポリグラフ検査結果を、被検査者の供述の信用性の有無の判断資料に供することは慎重な考慮を要するけれども、原審が、刑訴法326条1項の同意のあったポリグラフ検査結果回答書2通について……その作成されたときの状況等を考慮したうえ、相当と認めて、証拠能力を肯定したのは正当である。」

(2) 学説の反応

昭和43年決定に対して、田宮裕教授は逸早く、「この問題はアメリカで長い間論議され、しかも、これまでのところ本判旨とは反対の立場にあり、わが国でもまだ科学的な結論が出たわけではなく、学説上も十分に論じ足りた問題ではないのであるから、こういう問題に最高裁として断を下すにあたっては、周到な論議を展開した上で、きめこまかい結論を出してほしい」と批判した、そして最高裁が「ポリグラフ検査と黙秘権の關係に」触れなかったのは、上告趣

意がとりあげなかったから不当とはいえないにしても、「憲法問題だからかなり疑問であり」、「この点は今後問題にされるべきであろう²⁾」として、合衆国最高裁シュマーバ判決³⁾を引用している。

ポリグラフ検査の法的性格めぐり従前から供述証拠か非供述証拠かの争いがあり、非供述証拠説の代表的論者である平野博士は次のようにいう。すなわち、ポリグラフ検査は「質問を発する場合でも、被検者の答は必ずしも必要でなく、被検者が答えた場合も、これを、その供述内容の真実性を証明するために用いるのではなく、その際の生理的変化を証拠として用いるにすぎない。その性質は、非供述証拠である。しかし、単なる身体検査ではなく、心理の検査であるから、現行法上は、同意がない限り許されないと解すべきである⁴⁾。」そして「この同意は、単に異議がないという程度のもものでは足りず、明白な、積極的な同意がなければならない。弁護人がいる時は、その同意も必要であろう⁵⁾」とする。これに対し、供述証拠説は、被検者の「生理的変化は質問に対応するものであり、かつその変化を内心の表出として解釈するものであるから」供述証拠の性質があり、憲法38条1項の黙秘権の保障が及ぶとする⁶⁾。もっとも、この見解も一般に黙秘権の放棄を認める⁷⁾。したがって、被検者が同意すれば、ポリグラフ検査は適法とされる。

しかし、非供述説によれば、少なくとも理論的には、令状による検査の強制は可能である。そして現に捜査実務では、検査の不同意者には「鑑定処分許可状の発付を得て検査を実施している⁸⁾。」もっとも、令状を得ても、強制的に検査することは不適当であるが、それは技術上の問題であって黙秘権の問題とは関係がない。これに対し、供述証拠説の立場に立つ論者から次のような批判がある。すなわち、「令状による検査の強制実施は許されないが、これは検査実施の技術的理由によるのではなく、黙秘権を侵害するからである。」したがって、鑑定処分許可状の発付はおおよそ「許されず、令状を利用して得られた承諾は、適法とはいえない⁹⁾」とい

うのである。前述のようにアメリカでは、この問題に言及した合衆国最高裁判決があり、そして現に、「たとえポリグラフ検査に関する信頼性が大きく高まったとしても、そしてポリグラフ検査を受けることを強制し、その結果をその人物に不利に取り扱うというのは……自己負罪に対する特権の侵害となる恐れがある¹⁰⁾」ことが指摘されている。

ポリグラフ検査方法には大別して、いわゆる対照質問法（control question test）と緊張最高点質問法（the peak of tension test）の根本的に異なる二方式のあることは周知である。そして少なくとも緊張最高点質問法には証拠としての関連性があり、刑法321条4項の要件を満たす限り、証拠としての許容性が認められるとしても、「被検者の承諾は、絶対的な要件である。実施要件であると同時に適法要件でもある（通説）。」したがって、不承諾者への令状発付は許されず、令状を利用して得られた承諾は、適法な同意とは言えないはずである¹¹⁾。ところが、前述のように、捜査実務では「不承諾者には鑑定処分許可状の発付を得てポリグラフ検査を実施」している。ポリグラフ検査の性質を黙秘権とかかわりのない非供述証拠であると解することによって初めてこのような令状発付が可能となる。

(3) 伊勢女性記者失踪事件

令状の発付を得てポリグラフ検査を強要する捜査実務は、ポリグラフの性質についての非供述説に立脚するが、被検者の心理反応の検査という処分の性質ないし技術的理由から、文字通りの強制は不可能である。「令状がでると検査者の指示に従って素直に検査を受けるようになるのが実情である¹²⁾」としても、そのような検査実務自体が問題であり、このことを端的に示したのが三重県伊勢市での女性失踪事件である。

三重県伊勢市内の出版会社に勤務する女性記者Aが1998年11月24日午後11時頃に会社を後にして以降、行方不明となった。被疑者（X）は以前、Aから取材を受けたことがあり、Aが行方不明となる直前に携帯電話で連絡をとり合っていたことから有力な容疑者と見られてい

た。Xは翌99年1月16日から2月3日まで連日、右事件について任意同行の上、伊勢警察署において取り調べられた。Xは、携帯電話で連絡後Aと会ったが、その後別れたと説明し、失踪事件とはかわりがないと終始主張した。

Xは同99年2月10日、2年前の97年12月当時交際していた東京の女性を同女のマンションで97年12月6日午後1時頃から翌7日午後5時頃まで逮捕監禁したという別件の被疑事実で逮捕された。2月11日、室木弁護士が弁護人に就任し、同日の接見の際「完全黙秘を貫くよう指示した。」なお、この別件の被害届は99年2月5日に出されたもので、この東京の事件は同年3月4日、津地方裁判所に起訴されたが、同裁判所は同年10月5日、被害女性の証言は信用できないとしてXに無罪判決を言い渡し、検察側は控訴せず、Xの無罪は確定している。

警察は99年4月29日、裁判所から鑑定処分許可状の発付を得て、Xにポリグラフ検査を実施しようとした。その際、刑事の1人がポリグラフ検査機器を無理矢理Xに装置させようとしてXの両腕を強く握って揺さぶったため、Xは右肘内部に表皮剥離の障害を負った。弁護人は翌30日、津署接見室内において、その障害部分を写真撮影した。そして弁護人は、東京の事件の公判で本件起訴は伊勢女性失踪事件を本命とする別件逮捕・勾留の延長上のものであり、本件起訴は不当であると主張するとともに、同弁護人が撮影した前記写真を証拠として提出した。これに対し、検察官は、ポリグラフ検査の際に警察官による暴行はなかったとして、「ポリグラフ検査の状況を撮影したビデオテープ」を証拠として申請し、これが証拠として採用された。

適正な取調べの証拠であるとして検察官によって法廷に提出された本件ビデオテープには、密室下での被疑者取調べの状況ないし鑑定処分許可状の発付を得てポリグラフ検査を強要する取調べの実態が克明に写し出されている。以下、再現ビデオに即して、取調べ状況をとりまておく。

① まず、被疑者(X)は繰り返し「拒否し

ます」として明確にポリグラフ検査拒否の意思表示をした、さらに「弁護人を呼んでください」弁護士さんに拒否できるかどうか確認したいと申し出た。ところが「令状だから拒否はできない(刑事A)」、「法的には[拒否]できないんだよ(技官)」として認めてもらえず、令状が出た以上、被疑者にはポリグラフ検査を拒否する権利はない旨告知されている。

次にXが「話も拒否します、黙秘します」と言って何度も明確に黙秘権を行使したにもかかわらず、「だから、黙秘っちゃうのは、私が犯人ですと認めているわけやぞ。」さらに繰り返し検査を拒否するXに対し、「無理矢理でも、しよと思たらできるんやで」、令状が出てるので何でもできる、「鑑定処分やで、必要があったら切り刻んでもええんやで、チンチンの中へ棒突っ込むこともできるんやないか(以上すべて刑事A)」と説明して翻意を促したものの、Xの拒否する意思は固かった。

さらに別の刑事Dが鑑定処分許可状を見せて、「これ裁判官の令状や」、お前が同意しないので、「許可状もろてきたんやないか」、はよう手出せと言ってXの腕をつかもうとしたため、再びXが「拒否します」と言うと、(大声で)「何が拒否じゃあ!令状出てるんやないか、なにが拒否じゃ!拒否もクソもあるか!能書きたれんなよ、お前、いつまでも」(刑事D)と言って令状が出ている以上、検査拒否はできないと説明している。

② ここでポリグラフ検査の準備が始まり、以下の会話が続けられている。「説得した経過は皆ビデオ撮っとるからさ」(刑事C)、「じゃ、ちょっとつけさせてもらおうよ」(技官)、「拒否します」(X)、「だから拒否はいい。気持ちはわかった。だけどこれ、強制だから」(技官)、「じゃあ弁護士呼んでください」(X)、「弁護士もクソもないんだよ。それは何度も説明している」(技官)、「拒否します」(X)、「拒否もクソもあるか」、(中略)ポリグラフ検査の許可状というのは「滅多に出ないんだよ。これは。全国で何件かある位のもんだよ」、それはなぜかということ「お前の今までの話がそうさしたんだよ。こ

れは。若い村田という裁判官もだから必要性を認めたんだよ。お前さんがしゃべらないから、じゃあ心の中でちょっと話を聞いてみようかってことで先生に来てもらったんだよ(刑事C)。

③ しかしXが頑強に拒否したため、ポリグラフ検査は結局実施できなかった、最後にポリグラフ検査強制に関し次のようなやりとりが残されている。「Xよ、お前さっき、先生の言うたように」、なんで「許可状出とんのに拒否すんねんや」(中略)。

「拒否は拒否でええわ。お前、それしか知らんのやで」「警察の調べは、人間性に訴える調べや」「お前には答える人間性がないわけよ」「警察はだから、お前がおるうち、目一杯いくぞ。ひょっとしたら汚い手も使うかもわからんぞ」「これみんなビデオ撮っとんのやで、終始、だからお前のそういう態度もぜんぶ映っとるわけや。警察がこういうチャンスをちゃんと与えたことも映っとるし、お前が何いうても黙秘します、拒否しますで通したことも映っとるわけや」「お前は自分で蹴ったんやぞ、最後の道を。だから今から、白っちゅうよな言葉使うなよ。お前、のう。証拠はないけれども、真っ黒になったんや。今の時点から、よう覚えとけよ」「前よりいっそう黒なったんやで、限りなく黒に近い黒や。証拠がなかったらええっちゅうもんとちがうんやで。人間の気持ちはのう。ええかい。」(刑事A)。

④ (技官に対して)「先生、切りましょう。もう一緒や」(刑事A)。「私としても異例だよ、はっきり言って。もう25年もやっててね、3000人以上やってるけど初めて。拒否するのは初めてじゃない、大勢いる。東京でも大勢いますよ。そりゃあそれでいいんだ、私としてもね。ただ、今みたいに、ね、ちょっと刑事さんにいろいろ説得してもらったのは、あまりないケースなんだけど。」「じゃあ、これで終わりにしましょうね。はい、じゃあ、これで終わりにします」(技官)¹³⁾。

(4) 問題点

以上の取調べの問題点については室木弁護士が簡潔に指摘していることであり、とくに触

れる必要はあるまい。ただ、令状によるポリグラフ検査の強要には憲法上重大な疑義があるのでこの点に絞って簡単に触れておく。

わが憲法38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規定する。この憲法上の黙秘権保障の規定が、「何人も、自己に不利益な証人となることを強制されない」としていわゆる自己負罪拒否特権を保障する合衆国憲法第5修正に由来するものであることは明らかである。合衆国最高裁は1966年6月20日のシュマーバ判決(前出)において、この特権の保障は「供述的ないし意思伝達的な性質を有する証拠」に限られるとの判断を示した際に、ポリグラフ検査とのかかわりについても触れ、嘘発見器は特権の保障の及ばない物的証拠を採取するようにみえるが、取調べ時の肉体的機能の変化を測定するものであるから、「事実上は、本質的に供述的な応答を採取するもの」であり、特権の保障が及ぶ旨判示している。さらに同最高裁は同年6月13日のミランダ判決において、身柄拘束中の取調べに内在する強制的雰囲気を取り除き、特権の保障を実効あるものとするためにはいわゆるミランダの権利告知が必要である旨判示したのである。これに対し、昭和43年(1968年)決定は、弁護人が上告趣意で主張しなかったからでもあろうが、このような憲法上の黙秘権の保障との関わりには一切触れず、いとも簡単にポリグラフ検査の適法性を肯定している。

最高裁がポリグラフ検査の証拠能力を認めたからといって「黙秘権を侵害しないという見解を前提とすると理解するのは誤りであろう」と田宮教授が指摘し、「この点は今後問題にされるべきである」としてシュマーバ判決に言及しているのは、黙秘権保障をめぐる当時のアメリカ法の展開を熟知しているからである。また非供述説の代表的論者と目される平野博士の見解は、「直ちに黙秘権の侵害とはいえない」とするにとどまっているばかりか、1958年時点のものであることをも指摘しておかねばなるまい。昭和43年(1968年)時点では、ミランダを初めとした黙秘権保障をめぐる合衆国最高裁判例の動向はわが国でも周知であっただけに、最高

裁が黙秘権とのかかわりに一切言及しなかったのはやはり疑問であるといわざるを得ない。なお、合衆国最高裁がその後ポリグラフ検査と黙秘権とのかかわりについて直接言及した判例は見当たらないが、1990年のムニッツ判決¹⁴⁾において酒酔い運転で逮捕時の「満6歳になった時の生年月日はいつですか」の質問に対する曖昧な答弁は負罪的であり、かつ取調べに対する証言の応答 (testimonial response) であるから、これを証拠として許容するのは憲法上の特権を侵害する旨の判断を示したことは参考になる。

このようにみえてくると、ポリグラフ検査は単なる生理的变化を採取するものでなく、発問に対する供述的な内心の応答を採取するものであるから、その性質は供述証拠であり、したがって憲法上の黙秘権の保障が及ぶと解するのが正しいことになる。要するに、ポリグラフ検査の性質は供述証拠であるから憲法上の黙秘権の保障が及ぶため、そもそも裁判官にはそれを強要するための令状を発付する権限はないのであるから鑑定処分許可状の発付を得て検査を強要する捜査実務は憲法38条1項に違反していることになる。

2 主要関連3判決

前述のように1993年のドバート判決は、連邦証拠規則の解釈としてフライ法則の廃棄を明言しそれに代えて関連性と信頼性の基準を設定したにすぎず、各州裁判所を拘束するものではない。それにもかかわらず、連邦裁判所はもちろん、各州裁判所も次第にほぼドバート類似の基準を採用するに至る。もっとも、ポリグラフ検査に関する限り、「信頼性」の要件を満たしていないとして従前どおり一切排除する判例が支配的である。

以下、最高裁昭和43年決定の問題点を理解する上でも役立つので、比較的近時のアメリカでの各法域の関連判決を概観した後、その中でとりわけ有用と思われる3判決について、やや詳細にその内容を検討することとしたい。

(1) 概要

アメリカでのポリグラフ検査技術には共通する特徴点があり、種々の名称を有するものがあるが、2つのものに大別できる。ポリグラフ検査はすべて、被検者が一連の質問を受けている間の呼気、発汗、心臓の動きなどの生理的反応を器械で測定するもので、まず被検者との面接時に予め用意した質問を呈示し、その結果得られた生理的資料を検査者が比較検討して判定するというものである。「法執行者による検査に(被検者が)失敗すると、被検者(被疑者)に当該犯罪を自白させることを目的とした厳しい取調べが引き続き行われる。」主要な1つの検査技術は、有罪犯人だけが知っていると思われる情報を被疑者が意識的に隠しているか、すなわち「被疑事実に関する認識の有無」を判定しようとする有罪認識法で、その変種が緊張最高点質問法 (the peak of tension test) と呼ばれているものである。このいわゆる有罪認識法が正確であるとの見解は一般にラスキン (Raskin) などの文献で明らかにされてきたが、最近(1990年)の研究によれば、イスラエル警察によって実施された有罪認識法の結果によれば、無実の被疑者については98パーセントの正確度を示しているのに対し、有罪の被疑者の正確度については42パーセントにすぎなかったという。いずれにせよ、有罪認識法は米国の刑事事件においてほとんど利用されていない。ほとんどの事件関連の情報がマス・メディアによって明らかにされるか、あるいは取調べ中に明らかにされているからである。有罪認識法は、連邦の法執行機関によって全く重視されていないので、連邦のポリグラフ検査者コースでは言及すらされていない。他の検査技術はいわゆる対照質問法 (control question tests) と呼ばれているもので、犯人に提示した場合と無実の者に提示した場合とで関連質問 (relevant question) と対照質問 (control question) への生理的反応が異なることを根拠とする。しかし「被疑事実に関する回答の真偽」を判定する対照質問法の正確度は、「専門家の文献においてなお激しい論争が続いている¹⁵⁾。」

前述のように、わが国でもつとにポリグラフ検査には「有罪認識法の変種である」緊張最高点質問法と対照質問法という2つの根本的に異なる技術のあることは指摘されているが、専門家の中でもとくに対照質問法については見解が分かれており、その科学性を否定する見解とそれを肯定する見解とが対立している。興味深いのは、対照質問法によるポリグラフ検査を肯定する有力な論者が「1981年にアメリカ合衆国ユタ大学において研究し¹⁶⁾」研鑽を重ねたという事実である。

アメリカでは関連情報の流出の可能性を理由に刑事裁判では一般に緊張最高点質問法と類似の有罪認識法を排除しており、わが国でも「緊張最高点質問法の場合、被検者が犯人である場合にのみ当該事実を知っていること、すなわち犯行以外から当該事実を知った可能性のないことが絶対的条件となるが、取調べの過程や新聞記事等で既に知っている可能性を完全に排除することは容易でない¹⁷⁾」旨の同様の指摘がある。

ところで、アメリカではポリグラフ関連証拠は刑事裁判ではほぼ排除されていたが、後述のように、1998年の合衆国最高裁シェファ判決の背景として重要な1987年の軍事控訴審において連邦裁判所が従前のフライ基準に“弔鐘”を打ち鳴らし（striking the “death knell”）、間もなく第11巡回区連邦控訴裁判所が1989年のピッチノーナ判決でこれに追隨したため、ポリグラフ検査を許容する方向へ閉ざされていた門戸が少し開き始めた（opened a little）。もっとも、これらの判例は「ポリグラフ検査の許容性に向かって門戸が大きく開かれる前に片づけておかねばならない多くの障害物を設けていた¹⁸⁾」ものの、1993年のドバート判決を加えて状況がやや流動的要素を帯びてきたのは間違いない。例えば、第5巡回区連邦控訴裁判所は1995年のポサード判決において、被告側提出のポリグラフ証拠を一切排除した原審に対し、ドバート判決に照らし当該ポリグラフ検査の関連性および信頼性を検討するために破棄差し戻しを命じた、そして第9巡回区連邦控訴裁判所は1997

年の判決¹⁹⁾において、右「第5巡回区（の見解）に同意する」とし、被告人側提出のポリグラフ検査結果の再検討を命じた。

そしてテキサス州最高裁（Court of Appeals of Texas）は1995年の判決²⁰⁾において、フライ法則はもはや有効な判断基準ではなく科学的証拠は証拠規則の規定に従って判断すべきであるとの主張に同意しつつ、「ポリグラフ検査が十分に信頼できるそのような時代が来るまで証拠規則の下でのポリグラフ証拠排除はなお健全（intact）というべきである」と判示した。そしてコネチカット州最高裁も1997年のポータ判決において同旨の判断を示しているのである。

以上の中で、とくに有益と思われるピッチノーナ、ポサード、ポータの3判決について、事実関係を含めてやや詳しく検討しておく。

（2）第11巡回区連邦控訴審ピッチノーナ判決（1989年）

本判決²¹⁾は、被告人が自己に有利なポリグラフ検査結果の提出が認められず大陪審での偽証で有罪とされた事案につき、裁判官全員関与の下に改めてポリグラフ関連証拠の許容性を一切否定する絶対的排除法則を審理した結果、8対4で、両当事者が事前に許容性の範囲等について同意している場合には許容しう旨の判断を示し、この点につき審理を尽くさせるために有罪判決を破棄差し戻したものである。ドバート判決以前のもののであるが、とくに一部反対意見と対比すると、ポリグラフ検査の問題点が浮き彫りになり、極めて有益である。

【判示】 被告人ピッチノーナ（X）は、自己の経営する廃品処理会社が1970年の組織犯罪対策法に違反して大陪審で虚偽の供述をしたとする有罪判決に対し控訴している。Xは、公判裁判所がX側のポリグラフ専門家の証言およびその検査結果を許容することを否定したのは誤りであると主張する。われわれは本日採用する原理に照らし、Xのポリグラフ検査結果の許容性を再検討させるために本件を公判裁判所に差し戻す。

① 連邦裁判所での科学的検査に関する専門

家証言の許容性は連邦証拠規則702条の定めによる。「規則702条の下で専門家証言を許容するためには、公判裁判官は、専門家証言に関連性があり、事実認定者に役立つことを判定しなければならない。さらに裁判所は、その技術の原理が学界において一般に承認されていることの立証を当該証言の提出者に要求する。この一般承認の要件は1923年のフライ判決に由来する。」

当裁判所はフライ判決の基準をポリグラフを含む種々の科学的検査に適用したため、その後50年にわたりフライ判決の判示は、ポリグラフ証拠の許容性に対する完全な障害物（complete bar）として作用してきた。大多数の裁判所は、ポリグラフ証拠の排除が望ましいとすることにほとんど異議がなく、それ故、フライ判決の基準をほとんどコメントなしに適用してきた。当巡回区も一貫してほとんど議論せずポリグラフ証拠の不許容性を再確認してきたが、最近、ポリグラフ証拠を排除するフライ・テストの適用に関し次第に批判が高まってきた。フライ判決以降、ポリグラフの器械および技術に多大の進歩がみられ、よりよい設備で適切な訓練を受けたポリグラフ検査施行者（polygraph administrators）によって用いられている。さらに、ポリグラフ検査は広範に政府諸機関によって利用されており、FBI、諜報機関（secret service）、軍部情報機関や法執行機関のような分野での捜査機関（field investigative agencies）はポリグラフを利用している。それ故、われわれは、伝統的なフライ判決の基準を厳格に遵守した場合であっても、ポリグラフ検査はいかなる状況下においてもそれを用いるための一般的承認に欠けていると一律に（categorically）述べることはもはや正確ではないと考える。われわれは、絶対的排除法則を再検討し、ポリグラフ分野においてなされた進歩に調和した法則を制定するのが妥当と考えるのである。

② ポリグラフ証拠を排除する裁判所は、典型的には3つの理由に依拠する。すなわち、④ポリグラフ検査の不信頼性、⑤ポリグラフ手続の規格の統一性の欠如、および⑥陪審への不当

な影響である。これに対し、ポリグラフ証拠の許容性を主張する者は、ポリグラフ分野での重要な進歩を指摘し、統一的規格の欠如はポリグラフ自体が有効な科学的証拠として確立するに伴い徐々に解決される、さらに陪審が不当に影響されることについてはその証拠がないと主張する。

このような新しい傾向に応じて、相当数の裁判所（a substantial number of courts）は許容性の問題を再検討している。この問題へのアプローチは大きく3つに分類できる。第1は伝統的なアプローチでポリグラフ証拠を一切許容しない、第2はかなりの裁判所のとる立場で両当事者の事前の合意等がある場合に限り、公判裁判所の裁量の下で、ポリグラフ証拠の受理を認める、第3は若干の裁判所のとる立場で、たとえ同意がなくても、特別の状況が存在する場合に限り、公判裁判所がポリグラフ証拠を許容することを認める。「第4、第5巡回区およびコロンビア特別区巡回裁判所は、伝統的な絶対的排除のアプローチに固執してきた。」「第8巡回区はよりリベラルなアプローチをとり、両当事者が同意する場合に限り、ポリグラフ証拠の許容性を認める。」「第3、第6、第7、第9、および第10巡回区ならびに軍法上訴裁判所は、たとえ同意がない場合であっても、特別な状況が存在するとき、ポリグラフ証拠の許容性を認める。第3および第7巡回区は、自白は強制の結果であるとの被告人の主張を反駁する目的でのポリグラフ証拠の提出を認める。」絶対的排除法則を修正する裁判所のアプローチは多様であるが、「一貫する共通の特徴（the common thread running through）は、規則702条の下での全面的排除は不当としつつ、裁判所でのポリグラフ利用には注意深く構成された制約がなくてはならないとの認識である。」

③ 近年、ポリグラフ検査は有用かつ信頼できるものとして次第に広範囲な支持を獲得していることに疑問がない。ポリグラフ検査の広範囲な利用をもたらすことになった当該分野で成し遂げられた進歩、および陪審はポリグラフ証拠によって不当に影響されるとの証拠が欠如して

いることを考慮して、われわれは、ポリグラフ証拠を許容しない絶対的法則はもはや正当化されないと判示した裁判所に同意する。もちろん、ポリグラフはなお発展中の不確かな科学であり、すべての状況下にポリグラフ証拠の許容性を認めるのは妥当でないと考えるが、“裁判所における真実発見を妨げるいかなる法則も、同様に正義の実現（the doing of justice）を妨げることになる。”それ故、われわれは、この分野での最良のアプローチは、すべての関連性があり信頼性のある証拠を許容することの必要性和特定目的での当該証拠の許容がもたらす不公正な偏見の危険とを比較衡量するそれであると考ええる。したがって、われわれは、ポリグラフ証拠が公判で許容されるとしても、必要なバランスを保っていると考えられる2つの事例の概要を以下に示しておく。

A 同意 (stipulation) ポリグラフ証拠の許容性を支配する第1の法則は、容易に適用されるそれである。ポリグラフ専門家の証言は当巡回区において、両当事者が検査の状況およびその許容性の範囲に関して事前に同意しているとき許容される。」許容性の範囲に関する同意には、証拠提出の目的が示されていなければならない。両当事者がポリグラフ検査の前にこれら両条件に同意している場合には、検査結果の証拠は許容される。

B 弾劾または補強証拠 ポリグラフ検査が許容される第2の場面は、公判での証人の証言を弾劾または補強するために用いられるときである。そして補強証拠のために用いられると弾劾のために用いられるとを問わず、ポリグラフ検査技術者の証言の許容性は、補強証拠または弾劾証拠の許容性を定める連邦証拠規則に服する。そして弾劾または補強目的でのポリグラフ証拠の許容性は全面的に公判裁判官の裁量に委ねられる。

専門家証言が適切かを決定する際の主たる判断基準は、それが争点を解決する事実認定者に役立つかどうかである。もちろん専門家証言には関連性がなければならない。それ故、専門家証言を支配する連邦証拠規則の下で、公判裁

判所は、①ポリグラフ検査者の適格性が認められない、②検査手続が不公正なまでに偏見的であった、あるいは検査方法が拙劣（poorly administered）であった、③質問内容が相当でないなどの理由で、ポリグラフの専門家証言を排除できる。公判裁判官はこの領域において広範な裁量権を有し、許容性に関する決定は、明らかな裁量の濫用が立証され場合を除き、破棄されることはない。

④ われわれは、ポリグラフの科学は不公正な偏見の危険が極めて小さい場合には、限定的な状況下にポリグラフ証拠の利用を認め、それを受け入れる程度まで進歩していると考ええる。ポリグラフ検査の信頼性はなお激しい学問上の論争のテーマであるので、われわれは、この分野において注意深く手続を進めている。ポリグラフ検査の分野は発展し続けているので、ポリグラフ証拠の許容性に関するルールを再検討することが必要となるかもしれない。

【一部同調、一部反対意見】 ① 当裁判所の理由付けは、ポリグラフ検査技術はその正確性が一般に学界で承認されている程度に達しているとの命題から出発するが、実際は、学界は依然としてポリグラフの信頼性に関し鋭く対立している。多くの理論家は、ポリグラフの基礎にある基本的な仮定、すなわち嘘をつくことは十分にストレスとなり、このストレスそれ自体がポリグラフで記録できる生理的反応の中に現れるということを疑問視している。ポリグラフ検査には2つの主要なタイプがある。すなわち、対照質問法と緊張最高点質問法である。対照質問法は特定の事件の捜査にきわめて頻繁に用いられている。「この対照質問法の正確性については激論（much debate）がある。」緊張最高点質問法は犯罪にかかわった人物だけがある質問に対する答えを知っているという事実に焦点を合わせる。「この緊張最高点質問法は、犯罪に関する情報は隠されている（protected）ことを前提とするが、実際には、警察はしばしばすべての被疑者に、さらにはメディアに対しても、犯罪に関する情報を提供している。」

② ポリグラフ検査は連邦証拠規則の下で

排除すべきである。連邦証拠規則702条の下で、専門家証言は事実認定者が証拠を分析する際に役立つのであれば、その証言は相当なもの(proper)として許容される。「ポリグラフは偶然(五分五分)を少し越える程度の正確度で人が嘘をついているかを予言(predoct)するにすぎないから、それは事実認定者にほとんど役立つしない。」

③「学界は依然としてポリグラフ検査の有効性の問題をめぐり鋭く対立している。」またポリグラフ検査は、事実上、きわめて主観的で不明確な生理的要素に依存している。その正確度は偶然(50パーセント)を少し越える程度にすぎない。「それ故、ポリグラフ証拠は、規則702条の下でも、また証人を弾劾するための規則608条の下でも、許容されるべきでない。」本件において訴追側は、被告人のポリグラフ証拠の許容性に同意せず、検査者の選択や検査状況の決定にも参加しなかった。それ故、原判決を維持するのが相当である。

(3) 第5巡回区連邦控訴審ボサード判決(1995年)

本判決²²⁾は、被告人の同意を得て空港で手荷物検査をした結果発見されたコカインの不法所持等で起訴された被告人両名が、同意等の事実を争い、それを補強する証拠としてポリグラフ検査結果を証拠として提出しようとしたところ退けられて有罪とされた事案につき、ポリグラフ関連証拠を一切排除する従前のルールは、連邦証拠規則および最高裁ドバート判決の下ではもはや有効ではないとして、この点につき検討させるために有罪判決を破棄差し戻したものである。

【判示】「われわれの先例は、ほとんど変化なしに(without few variations)、ポリグラフ証拠は連邦裁判所においていかなる目的のためであっても許容できないと明確に判示してきた。しかしわれわれは、ポリグラフ証拠の許容性を否定する当巡回区の絶対的法則の下にある理由付け(rationale)はドバート判決以降もはや有効ではない(did not survive Daubert)と結論する。

それ故、連邦証拠規則および最高裁ドバート判決で具体化された原理に照らし、本件提出の証拠の許容性を判断するために、原地方裁判所に破棄差し戻すことが必要となろう。」

①「ドバート判決以前には、当巡回区での科学的証拠の許容性を判断する基準はフライ判決の“一般的承認”テストの基準であった。」フライ基準は「短い引用文なしの判決に由来するが」、それ以降、ポリグラフは一般的承認を得ていないので信頼できないとして排除されてきた。「ドバート判決は、フライ判決のアプローチは連邦証拠規則の採用によって取り替えられた(superseded)と判示し、“厳格な(austere)”フライ基準を明確に退けた。」最高裁は「規則401条や402条に反映している連邦証拠規則の“緩和傾向(liberal thrust)”を検討した後、専門家証言の許容性を支配する規則702条には“一般的承認”を許容性の絶対的要件とするものは一切ないことを指摘した。」同規則が命じているのは、提出された証拠が科学的知識として許容できるほど十分に信頼性(reliability)があり、事実認定者に役立つという意味で関連性があるかどうかであるとの判断を示したのである。

ドバート判決以前においても当裁判所のポリグラフに関する見解はいく分拡張されてきた。当裁判所の12人の裁判官は、1980年にはポリグラフが一般的に承認されているかは再検討の要があることに同意した。そして1984年には、「従前の先例を変更するには全裁判官が関与して検討する必要がある」と結論したのである。ドバート判決以降、絶対的(排除)法則はもはや有効とはいえない。「フライ判決以降において、その設備および技術においてポリグラフが非常な進歩を遂げてきたことに疑いはない。」検査の正確性に関して残された争いは、ほとんど専ら検査状況の完全性(integrity)や検査者の適格性における変動要因(variation)に帰せられている。さらに職業的なポリグラフ検査者の要件が次第に統一化されているという望ましい指摘もある。ポリグラフ技術はさらに広範な研究の対象とされているばかりか、いまやポリグラフは民間会社の雇用者や政府機関によって

広く用いられているのである。

以上を繰り返すと、われわれは、ポリグラフ検査は科学的に有効であり本件その他の個別事件において常に事実認定者に役立つであろうと判示する。しかしわれわれは、ポリグラフ技術の能力に関する時代遅れの考え方に基づいて許容性を禁止する絶対的法則の障害物を除去するにとどまる。

② フライ法則とは別に、ポリグラフ証拠への伝統的な反対論は、ポリグラフ証言には不当かつ偏頗な効果があることを指摘してきた。本件文脈および証拠によれば、「ポリグラフ証言の偏頗な影響を相殺しうるいくつかの要因がある。第1、訴追側には検査が実施される前に接触を受け、証拠の限定的利用に関する同意を含め、検査に参加する機会を与えられていた。第2、当該証拠は公判で陪審の面前で提出されたのではなく、地方裁判所の裁判官面前での公判前の証拠排除手続で提出されたものである。地方裁判所の裁判官が科学的に有効であるとの主張に惑わされて、ポリグラフ証拠に不相当な証拠価値を付与するようなことは素人の陪審員に比べてはるかに少ない。

③ 以上の理由で、排除の申立に関する原地方裁判所の決定を破棄し、被告人の有罪判決を無効とし、連邦証拠規則および最高裁ドバート判決で具体化された原理の下で、被告人によって提出されたポリグラフ証拠の証拠法上の信頼性および関連性につき検討させるために、本件を地方裁判所に差し戻すこととする。

(4) コネチカット州最高裁ポータ判決(1997年)

本判決²³⁾は、第1級放火罪で有罪とされた被告人がポリグラフ検査結果の許容性に関する審理を求めている事案につき、科学的証拠の許容性に関してドバート判決が適用されるとしつつ、ポリグラフ証拠の絶対的排除法則はなお維持されたとした上で、本件ポリグラフ検査の排除は被告人の強制的証人喚問請求権に違反しないとしたものであるが、わが国の一部で主張されていたフライ“冤罪説”を正面から否定した

ものとして興味深い。

【判示】 ① 被告人は、合衆国最高裁判所がドバート判決で明らかにした科学的証拠の許容性のための連邦基準をコネチカット州も採用すべきであると主張する。われわれは、正しく解釈され、かつ適用されると、ドバート判決は科学的証拠の許容性への適切な手引きを提供していることに同意する。

まず科学的証拠の許容性に関するフライ基準とドバート基準とを一般的に検討しておく。フライ法則はドバート判決が出るまで「70年間にわたり連邦および州裁判所で支配的であった。」フライ判決自体、嘘発見器の事案であり、嘘発見器の検査結果の許容性に言及した最初の連邦控訴審判決であった。最高裁はドバート判決において“規則702条の規定には許容性の絶対的要件として一般的承認を確認したものは一切ない、かかる厳格な基準は連邦証拠規則と矛盾しており、連邦裁判所において適用すべきでない”と結論した。「連邦の公判裁判所は、規則702条に従って提出された証拠が“事実認定者に役立つ”かを判断する責任がある。“問題の科学的技術の基礎にある理由付けが科学的に有効といえるか、そしてその理由付けが争われている事実に適用可能か”の2つの検討が必要となる。換言すると、提出された科学的証拠が許容される前に公判裁判官は、それには信頼性があり、かつ関連性があることを認定しなければならない」というのである。

次に当州での科学的証拠の許容性の適切な基準について検討する。まず最初に、コネチカット州は名目的に(nominally)フライ法則に従っていることを指摘しておく。しかし、先例を詳細に検討すると「多くの事案において、専門家の科学的証言の検討時にわれわれはフライ判決を適用することを拒否してきた」ことが分かる。「長年にわたり、われわれが有効性の基準の方向へ歩み続けてきたことは明らかである。われわれは(今が)この進行を完成させる好機である。したがって、ドバート判決のアプローチは、コネチカット州における科学的証拠の許容性を支配すべきであると結論する。」

裁判官および陪審への科学的証拠の影響は明らかでないけれども、純粋に手続的問題として、裁判官は陪審よりも、はるかにそのような証拠の基本的有効性を正確に評価することができる。それは公判で果たす両者の役割が相異なるためである。例えば、陪審は専ら法廷での証言に依拠して科学的証拠を理解することになる。すなわち、陪審は両当事者の説明(presentation)および専門家に頼りがちである。他方、裁判官には趣意書(briefs)やその他の文書を吟味できるという利点(benefit)がある。現に、コネチカット州の公判裁判官には、提出された科学的証拠に関わる争点を含み、解明が必要ないかなる争点に関しても補充書(supplemental briefing)の提出を求める権限がある。

さらに、刑事事件を主宰する裁判官には、必要なき独立の専門家を任命する権限が明示に与えられている。そのような任命がなされるのは、提出された科学的証拠を裁判官が評価するのに役立つからであることに間違いない。さらに“重要な要素は、類似の科学的争点に繰り返し接触し、それに精通することを介して得る裁判上の知見の啓発”である。裁判官は、そのような争点を含む多くの事件を主宰することによって次第に科学的技術一般に精通するようになる。

このような背景からわれわれは、科学的証拠に関する公判裁判官の門衛的役割(gatekeeping role)は適切であると結論する。裁判官が科学的証拠を不当なまでに重視するその程度は明らかではないけれども、司法過程への参加者として接触する機会がより多くより関連情報の収集能力のある裁判官に、無効な科学的証拠を完全に排除する根拠を与えるだけでその危険の可能性(the potential risk)は大いに減少する。

② コネチカット州裁判官は門衛的役割を果たすべきであると結論したので、われわれはフライ判決の“一般的承認”の基準はこの役割に適切ではないとの結論を簡単に説明する。まずドバート判決以前においても、フライ法則は広範に批判されていたことを指摘しておく。“学者

は、フライ判決のアプローチを不当に保守的であり基本的な証拠法上の原理を放棄していると批判してきた。科学的見解を単に一般的に承認されていないという理由だけで、その有効性につきそれ以上の考察を何ら加えることなしに、排除するのは、現代の証拠法の自由な性質(liberal nature)と矛盾する”というのである。

このようなフライ・テスト批判は説得的である。われわれは単に、“一般的承認”のみを前提とした科学的証拠の許容性のテストは概念的に欠陥があり(conceptionally flawed)、それ故、退けられなければならないと結論するにすぎない。われわれは、ポリグラフ証拠を排除することにより、ドバート判決前後に、科学的証拠の許容性の絶対的所要要件としてのフライ基準を退けることを選択してきた多数の法域と歩調を合わせる(follow in the steps of many jurisdictions)ことになる。

「1993年にドバート判決が言い渡された当時、既に全部で20州がフライ判決を退け、科学的証拠の許容性に対する“有用性(helpfulness)”ないし“関連性(relevancy)”テストを採用していた。フライ判決から離れてドバート判決のアプローチへ向かう州裁判所の動きは、ドバート判決以降も続いている。」現在、フライ判決を退けてドバート判決のアプローチを採用した州の多く(most of the states)は、連邦証拠規則702条に類似する州証拠法(コネチカット州にはない)を有している。いずれにせよ、われわれは、フライ判決を退けてドバート判決のアプローチを採用する上記の理由付けは、702条類似の証拠法則の存在とはかかわりなく有効であると結論する。

次に伝統的なポリグラフ証拠の絶対的排除法則を廃止すべきであるとの被告人の主張につき検討する。当裁判所は、ポリグラフ検査の結果はたとえ証人がこのような検査を喜んで受けたとしても一切許容できないと繰り返し判示してきたが、このような見解はドバート判決と矛盾すると被告人は主張する。「しかし、ポリグラフ検査に関する判例法および広範囲に及ぶ文献の検討後にわれわれは、ポリグラフ証拠の偏頗な

影響はその証拠価値をはるかに凌駕することを確信するに至った。」したがって、従前の十分に確立した排除法則を破棄する理由が見当たらず、ポリグラフ証拠は、証拠法則が適用されるすべての公判裁判所の手続において、かついかなる裁判目的のためであれ、コネチカット州裁判所においては依然として絶対的に不許容とすべきであると結論する。

「裁判所でのポリグラフ証拠の利用を認めることに伴う最も重要かつ基本的な問題は、利用を認めれば陪審の事実認定の領域を侵すことになるというのである。陪審は伝統的に証人の信用性についての唯一の判断者とされてきた。証人が真実を語っているかどうかの判断は、すべての陪審の理解および能力の範囲内のことである。しかし、多くの科学的証言は、陪審が自ら判断できない事柄を含んでいる点でポリグラフ証拠とは明らかに (facially) 異なっている。例えば、陪審は専門家の助言と証言がなければ、血痕に特定の個人のものと一致するDNAが含まれているかどうかの判断をすることができない。ポリグラフ証拠が陪審に及ぼす影響についてはほとんど研究がなされていない。陪審の役割を維持することの重要性に照らすと、このような不確実性だけで (this uncertainly only) ポリグラフ証拠を排除し続けることが正当化されることになる。」

さらに、刑事被告人に陪審員による裁判を受ける権利が保障されているのは、証人が“不正確”な物理的信号を送る場合、1人であれば誤るかもしれないが、陪審員全体の累積的な印象であれば真実に到達するであろうとの考えに一部基づいている。1人の人間——ポリグラフ専門家——に当該証人を正直または不正直と判断することを認めるのは、こうした陪審制度の前提を侵害することになる。

③ 「フライ法則の批判者およびポリグラフ証拠排除の批判者は総じて、その主張の(裏付けの)一部として、フライは実際は無実 (factual innocence) であったと時折主張してきたというのは興味深い。もし本当に、フライが起訴犯罪について無実であったというのであれば、

フライ法則が間違いでありフライ法則が犯人 (culprit) であったということになろう。科学が彼の無実を晴らそうとし、かつそれができたそのときに、無実の人間を有罪とすることを許したからである。“科学的証拠の有効性に対するフライ判決裁判所の偏狭で束縛的な態度がなければ、無実の人間が殺人罪で不当に有罪判決を言い渡され、それで処罰されることはなかったであろう” というのである。それ故、論者は種々の機会に、誰か他の人物がフライが有罪とされた殺人事件について自白した、その後にフライは恩赦 (pardoned) されたと断言 (asserted) してきた。しかし、その後の研究成果 (subsequent scholarship) は、第三者の自白とそれを理由とする恩赦はいずれも“民間伝承”にすぎない (nothing more than “folklore”) こと、そして、事実、フライは仮出獄 (paroled) の前に18年間刑務所で服役していたことを明らかにしている。」 (at 771, n.63.)

④ 「ポリグラフ証拠に関する絶対的排除法則を支持するとのわれわれの結論は、この問題を検討してきた裁判所の多数の結論と一致している。ドバート判決に拘束されない州控訴裁判所は、大部分 (largely)、ポリグラフ証拠の偏見的效果はその証拠価値を凌駕しているとのわれわれの判断に同意している。その結果、各州のおよそ約半分 (approximately one half of the states) は、刑事裁判においてポリグラフの許容性を禁止する絶対的法則を有している。」

この問題を検討した残りの州の多数は、事前にすべての両当事者によってそれを許容することが同意されている場合に限り、ポリグラフ証拠を公判で許容している。同意があればポリグラフ証拠を許容する法域においても、一般に、そのような証拠が信頼できるとか同意によって有効性が確保されたとは断言していない。「われわれの見解によると、ポリグラフ証拠の信頼性が限定されていることと、その偏見的效果が大きいこととをあわせ考えると、そのような証拠は、たとえ同意があるとしても許容すべきでないとの結論に至らざるを得ない。」

3 合衆国最高裁シェファ判決(1998年)

このような状況下に合衆国最高裁は1998年3月31日のシェファ判決²⁴⁾において、ポリグラフ検査にかかわる一切の証拠を排除する軍事証拠規則707条(Military Rule of Evidence 707)の合憲性が争われた事案につき、ポリグラフ検査の信頼性は依然として激しく争われており学界でのコンセンサスが全く欠如していることに照らすと、絶対的排除を定める証拠規則は合理的で均衡を失しておらず、被告人の防御権侵害を肯定した従前の判例とも矛盾せず、憲法第6修正に違反しない旨の判断を示したのである。本判決は、あくまでも被告人に有利なポリグラフ検査結果をも一律に絶対的に排除する軍事証拠規則707条の規定は被告人に有利な証人喚問請求権を定める合衆国憲法第6修正のいわゆる強制手続条項(the Compulsory Process Clause)に違反するかが争われた事案であり、被告人に不利なポリグラフ検査結果の証拠能力を肯定すれば憲法上問題となりうるかにつき判示したものではない。しかし、前述のようにドバート判決以降、ポリグラフ証拠についても従前のフライ法則の一般的承認の基準に代えて、関連性と信頼性が認められる限り、証拠能力を肯定するのが判例のすう勢であるだけに、合衆国最高裁が本判決で8人の裁判官の一致した見解として、ポリグラフ検査の信頼性をめぐる激しい見解の対立を指摘し、少なくとも刑事裁判での絶対的排除は合理的である旨明示した意義は大きい。

【事実】カリフォルニア州にある空軍基地に勤務する空軍兵士シェファ(X)は1992年3月はじめ、薬物捜査を任務とする空軍特別捜査隊に自ら志願し、随時のポリグラフおよび尿検査に応ずることを条件として、同年3月5日から薬物捜査に関する情報提供者として働くことを認められた。同年4月7日、尿検査に応ずるよう求められたXは、排尿は1日に1回であり、すでに済ませているので尿の提出は明日にして欲しいと述べた上で、その時まで秘密の情報提供者としての仕事を続けることの許可を求め、いずれも認められた。なお、Xは3月末から4月はじめにかけて、民間人A、Bが大量の薬物

取引に関与している旨の情報を提供していた。Xは翌4月8日に尿を提出し、そして4月10日にはポリグラフ検査にも応じた。Xは同検査中、①空軍に入隊以降、違法に薬物を使用したことがあるか、②今までに特別捜査隊に提供した薬物情報に関して嘘をついたことがあるか、③両親以外の誰かに今までに特別捜査隊に協力している旨話したことがあるかの3質問に対し、すべて“ノー”と答えた、そして検査者は、Xが入隊以降の薬物使用を否定したときのポリグラフ検査結果は嘘ではない(no deception)ことを示しているとの意見を述べた。Xは4月30日、基地に戻らず所在不明となったが、5月13日、アイオワ州において通常の交通検問でスピード違反および無免許(免許停止中)により逮捕された。その後(5月14日頃)、空軍特別捜査隊は、Xの尿検査が陽性反応を示していることを知った。

Xは薬物使用のほか、13日間の悪意による帰隊義務違反等で一般軍法会議の審理に付された。Xは証人台に立って、故意(knowingly)の薬物摂取を否定するとともに、4月6日にB宅を訪問し、深夜帰隊しようとしたが車の中でねむってしまった。空軍基地からかなり離れたところであり、どのようにそこまで車を運転したのか全く記憶にない等と証言した。訴追側(prosecution)は反対尋問で、Xの以前の供述との矛盾を指摘しつつ、法廷証言は嘘である、Xは嘘つきであり(he is a liar)その証言は全く信用できない、故意に薬物を摂取したことは明らかである旨激しく弾劾した。

そこでXは、自らの証人としての信用性を攻撃されたので、それに反駁するために先のポリグラフ検査結果を証拠として許容することを求めたが、軍事証拠規則707条の規定——「ポリグラフ検査結果、ポリグラフ検査者の意見、もしくはポリグラフ検査諸否の申込みへの言及は証拠として許容できない」と定め、軍法会議でのポリグラフ関連証拠の許容性を一切否定する——を根拠として否定され、すべての訴因につき有罪とされ30か月の拘禁刑等の言い渡しを受けた。

これに対しXが控訴したところ、空軍刑事控訴裁判所は、「本件争点は、ポリグラフ検査が軍法会議による裁判（*trials by courts-martial*）で許容されるべきかでなく、米国大統領が憲法上その許容性を禁止できるかである」と指摘した上で、7対2で、規則707条は被告人の信頼性ある証拠の提出権を専断的に（*arbitrary*）制限していないとしてXの有罪判決を維持した。

しかし合衆国軍事控訴裁判所（*the United States Court of Appeals for the Armed Force*）は、Xの再審査（*Review*）の要求を認めた上で、3対2で次のような判断を示し、同判決を破棄差し戻した。すなわち、軍事証拠規則702条は、事実認定者に役立つ限り専門家証言を許容しており、「合衆国最高裁は1993年のドバート判決において、公判裁判官に門衛としての役割を認め、新しい科学的証拠が十分に関連性があり信頼性があるため証拠として許容できるかを判断する権限を与えた。」「ポリグラフ検査はフライ判決当時、比較的未完成（*relatively crude*）であった。第11巡回区は“フライ判決以降、ポリグラフ機器および技術が大きく進歩した”ことを認めている。軍事証拠規則707条の効果は、科学的進歩を考慮せずにポリグラフ検査に関する法を凍結することである。われわれは科学的証拠への門戸を開放することによって、真実追求機能はよりよく作用すると考える。」「1995年のボサード判決（前出）と同様、ポリグラフ証拠は科学上有効であるとか、単に事実認定者に役立つであろうと判示するのではない。われわれは単に、許容性の絶対的禁止法則の障害物を除去するにとどまる。」「ドバート判決が要求したように、軍事法廷裁判官は門衛でなくてはならず、軍事証拠規則403条に従って証拠価値と偏見的效果とを比較衡量しなければならない。われわれはこの点、1989年のピッチノーナ判決（前出）の示した指針が適切と考える」と判示したのである。

これに対し合衆国最高裁は、訴追側の上告受理の申立てを容れ、「本件はポリグラフ証拠を軍法会議手続で不許容とする軍事証拠規則707条は憲法に違反して軍人である被告人の防御権を

侵害しているかの問題を提起している」とした上で、8対1で、同規則707条は憲法に違反しない旨の判断を示した。なお、法廷意見を言い渡したトーマス裁判官の判示部分はA、B、C、Dの4部分から成るが、B、Cの部分はレンキスト首席裁判官のほか、スカーリア、スータ両裁判官の同調を得たとどまる。したがって、法廷意見はA、Dのみであるが、論述の便宜上、B、Cについても簡単にその要旨を紹介しておく。法廷意見については、引用文献を除き、ほぼ全訳した。

【判示】 A 州および連邦政府には信頼できる証拠が刑事裁判において事実認定者に提供されることを確保するのに正当な利益を有することに疑いがない。実際、信用できない証拠の排除は多くの証拠規則の主たる目的である。

「被告人シェファ（X）および反対意見の主張にもかかわらず、ポリグラフ証拠が信頼できるということには全くコンセンサスがない（*there is simply no consensus*）。今日まで学界（*scientific community*）は、ポリグラフ技術の伝統に関して2極に分裂している。ある研究によれば、ポリグラフ検査は総じて正確で信頼性があるという。例えば、通常の対照質問方式によるポリグラフ検査を含む実験研究の正確度は“87パーセント程度”という報告がある。他の研究によれば、ポリグラフ検査は真実性判断に関係があるとしても正確とはいえない（*assess truthfulness significantly less accurately*）、すなわち科学的な実験調査の示すところによれば、“対照質問方式”によるポリグラフ検査の正確度はコインを投げて得られるものとはほぼ同じ（*little better than could be obtained by the toss of a coin*）、すなわち50パーセントであるという。」

「このような学界での同意の欠如の結果、ポリグラフ検査の許容性および信頼性に関する州および連邦裁判所の見解が分かれている。若干の連邦控訴裁判所は、ポリグラフ証拠の絶対的排除法則を破棄し、ドバート判決に従い、その許容または排除を地方裁判所の裁量に委ねている。しかし、ある連邦控訴裁判所は、最近、絶対的禁止を再確認し、他の連邦控訴裁判所は、

“ポリグラフ検査は十分に信頼できる段階に達しているため許容できるかを判断しない”とした。ほとんどの州(Most States)は依然としてポリグラフ証拠の絶対的排除法則を維持している。ニューメキシコは唯一(unique)両当事者の事前の合意(prior stipulation)なしに、かつ重要な制限なしに、ポリグラフ証拠を一般的に許容している。このようなアプローチがどのようなものであるにせよ、州および連邦裁判所はそのような証拠が許容できるかについて疑念を表明し続けているのである。」

「Xは、政府——とくに国防省——は日常的にポリグラフ検査を利用しているのであるから、政府はポリグラフを信頼できると考えているに違いないと主張する。しかし政府機関のポリグラフ検査の利用は、主として人事の適格審査の領域においてであり、時には犯罪捜査や諜報捜査の際の道具として利用されることがあるものの、公判で証拠として利用されていない。このような限定的な公判廷外でのポリグラフ技術の利用は、刑事裁判における証拠としてのポリグラフの利用とは明らかに性格を異にし、その結果もそれほど重大ではない(less severe consequence)。そのような利用は公判での証拠としてのポリグラフの信頼性を確認するものではないし、規則707条の絶対的禁止を裏付ける信頼性への適切な懸念を無価値とするものでもない。」

「規則707条——すべての軍事裁判においてポリグラフ証拠を排除する——の採用時に大統領のとったアプローチは、信頼性のない証拠を禁止する正当な利益を促進する合理的で均衡のとれた方法である。ポリグラフ証拠の信頼性の程度は確認できる種々の要因に依拠しているとはいえ、特定の事案においてポリグラフ検査者の結論が正確であるかを知る方法は一切ない。最上のポリグラフ検査であっても、若干の疑念や不確実性が常につきまとうからである。それ故、個々の法域は、ポリグラフ証拠が許容されるべきかに関して相異なる結論に到達しても合理的といえるかもしれないが、このような広範な不確実性に照らしてみると、すべてのポリグ

ラフ証拠を絶対的に排除する規則を公布した大統領の行為が恣意的ないし均衡を失ったものであるということはできない。」

B 「規則707条が訴追側の第2の利益、すなわち刑事裁判において信用性判断をするという陪審の核心たる機能を維持するのに役立つことも同様に明らかである。わが刑事裁判制度の基本的前提は、“陪審が嘘発見器である”ということである。それ故、証人の重みと信頼性の判断は古くから陪審に属する事柄とされてきた。ポリグラフ証拠はその性質上、信用性を判断するという陪審の機能を減少させうる。現場で発見された指紋、弾丸、DNAの分析のように、陪審の知識外である事実問題について証言する他の専門家証人とは異なり、ポリグラフ専門家は証人が真実を述べているかについて自らの意見のほかに他の意見を提供できる。各法域が証拠規則制定時に、科学的知見の衣をまとった、あるいは時には本件におけるように公判での最終事項についての結論を提供するポリグラフ検査者の意見を過度に重視する危険性を懸念するのも当然といえよう。そのような法域が、ポリグラフ証拠に伴う不可謬性の雰囲気(the aura of infallibility)のため、陪審は信頼性および有罪を判断する自らの義務を放棄することになりうるとの判断を下すのは正当といえよう。そのようなすべての証拠を完全に排除する絶対的規則を公布するのは、大統領の憲法に適った特権の範囲内のことである。」

C 「規則707条の第3の正当な利益は、被告人の有罪・無罪以外の争点にかかわる争いを回避することにある。そのような副次的争いは、刑事裁判を長びかせ、有罪・無罪の判断をする中心的機能から陪審の注意をそらす危険がある。ポリグラフ証拠の提供を認めれば、ポリグラフ検査および対照質問は適切か、特定のポリグラフ検査者は適格性を有し、生理的反応を正しく解釈しているか(等)のような争点の評価が必然的に伴うことになろう。ポリグラフ証拠の許容性に関する(このような)争いはその性質上副次的であるから、その許容性を絶対的に禁止する規則はそれを回避する方法として恣意

的ないし不均衡なものではない。」

D 原審判決は主としてロック (Rock v. Arkansas, 483 U.S. 44 (1987))、ワシントン (Washington v. Texas, 388 U.S. 14 (1967)) およびチェインバーズ (Chambers v. Mississippi, 410 U.S. 284 (1973)) の3判決に依拠するが、いずれもポリグラフ証拠を提出する権利を支持するものでない、3判決で当裁判所が違憲と宣言した証拠排除は、被告人の防御権の基本的要素を大きく侵害するが、本件ではそのような侵害は認められないからである。これら3判決の事実と異なり、「規則707条は被告人の重要な利益とは何らかかわりがない。本件での裁判官 (the court members) は、被告人の観点から起訴犯罪に関連する詳細な事柄をすべて耳にしており、規則707条は事実に関する証拠の提出を被告人に認めていないのではない。Xは単に自己自身の信頼性を補強する専門家の提出を禁止されたにとどまる、さらにロック判決で争点となった州法則とは異なり、規則707条は被告人に自己に有利に証言することを禁じていない、すなわち被告人は事実についての自己の話を軍事法廷裁判官に伝達することを選択して自由に行動した。それ故、規則707条は、わが先例の下で合憲である。」

【スティヴンズ裁判官の反対意見】 連邦証拠規則にも連邦刑事訴訟規則にも規則707条と同一規定がない。さらに軍事施設においては嘘発見器の利用が特別な役割を果たしている。わが社会の民間領域でのそれほど組織的でない嘘発見器の使用よりも、軍の実務は許容性ルールにより好意的であることになる。軍はポリグラフ検査の実施を注意深く定めている。軍は“極めて厳格なポリグラフ検査者の基準”を支持し、一般に合衆国内でのポリグラフ検査者の最良の訓練施設と考えられる軍自体のポリグラフ研究所 (Polygraph Institute) を設立している。軍は何十万回ものポリグラフ検査を実施し、その結果を日常的に種々の公式の判断材料 (official decisions) で用いている。なお、1981年から1997年までの間に、国防省は、対情報活動、防衛、および刑事捜査で生じた問題を解決するた

めに40万回以上のポリグラフ検査を実施している。」

「法廷意見は、犯罪で告発された被疑者には憲法上の防御権のあることをほとんど看過している。」第6修正は、“被告人には強制的手続で自己に有利な証人を喚問する権利がある”旨定めている。この権利は“当事者主義自体の不可欠の属性である”ことを理由に、われわれは“自己を防御するために証人を提出する被告人の権利ほど基本的な”権利はほとんどないと繰り返し指摘してきた。ジョセフ・ストーリー (Joseph Story) によれば、この規定は反逆罪や重罪事案で被告人側証拠を絶対的に排除した悪名高いコモンロー・ルールに反発して権利の章典に組み込まれたのである。「1967年のワシントン判決で無効と判示された証拠の許容性を絶対的に否定するルールは、いわゆる共犯者の証言に関わりがあった。コモンローでは被告人、その配偶者、およびその共謀者のような利害関係者には証人適格がなかった。」当裁判所は1987年のロック判決で「信頼できない証拠を排除する州の正当な利益は、“個々の事案において信頼できる証拠の絶対的排除には及ばない”と結論した。この憲法に関する記述は本件に直接関連する。」

「ポリグラフ検査の信頼性は85パーセントから90パーセント程度とする多くの研究報告がある。ポリグラフ批判者は正確度はずっと低いと主張するが、批判者の引用する研究報告であっても、ポリグラフの正確度を70パーセントとしている。」さらにポリグラフの誤まりの程度に関する研究報告によれば、「本件におけるそのように被告人に有利なポリグラフは不利なそれよりも信頼できる。」むろん、嘘発見器の証拠は多種多様であり、検査者の適性等の判断の結果、排除されることはありうるが、「この種の専門家証言を絶対的に排除する根拠にはならない。」

「有利なポリグラフ証拠が被告人によって提出されうるというのであれば、検察官も（被告人に）不利な証拠を提出することが認められるべきであると指摘されてきた。かかる結論

は、被告人の第6修正の証人喚問権を擁護する判決の命じるところでない。「さらに、上述のように、研究の示すところによれば、有利なポリグラフは不利なポリグラフよりも信頼できる。」いずれにせよ（両当事者の）合意の下に得られたテスト結果を、無実の意識と同様に、有罪の意識を立証する証拠として許容することを認めることに何ら基本的な不公正があるとは思えないのである。

4 最高裁昭和43年決定の問題点

以上、ポリグラフをめぐるわが国の問題状況を踏まえた上で、シェファ判決に至るアメリカ法の動向をやや詳しく紹介してきた。これらを踏まえつつ、改めて昭和43年最高裁決定および学説の問題点を検討した上で、科学的証拠としての緊張最高点質問法の許容性について考えてみたい。

昭和43年決定について坂本武志最高裁調査官（当時）は、「本件は、ポリグラフ（Polygraph）検査結果回答書を、その被検査者の供述の信用性の有無の判断に供し、ひいて犯罪事実認定の証拠とすることを肯定した、初めての最高裁決定である」とした上で、次のようにいう。

（1）ポリグラフ検査というのは、ポリグラフという器械で、被検査者の検査における呼吸、皮膚電気反射、血圧、脈はく等の状態を測定し、これを総合的に観察して、被検査者の返事内容の真偽を判断するテストのことである。したがって、この検査の経過および結果を記載した検査結果回答書は、被検査者の心理状態についての鑑定書であり、刑訴法321条4項によって証拠能力をもつべき書面ということができる。本件の検察官も、同条項によって証拠調の請求をしたものであり、第1審裁判所も、それを前提として、作成者を証人として尋問したものと思われる。

問題は、この検査によって、はたして被検査者の返事内容の真偽が、相当程度の確実性をもって判断できるかということである。このことが肯定されなければ、刑事裁判のための証拠資料としての適格性を欠くことになるからであ

る。

「ポリグラフ検査技術のアメリカにおける権威者インボー教授は、1948年から5年間にわたり被疑者4280名に対してした検査の結果に基づいて、その正確度を95パーセントと見積もることができるとされており、わが国でも、ほぼ同様の数字が出ているようである。」また、近時、アメリカで使用されているレイド・ポリグラフ（Reid Polygraph）——呼吸、皮膚振動、血圧、脈はくおよび筋肉活動の測定装置を備えたもの——によると、その正確度は、99パーセントを超えるということである。

「従来、われわれは、はっきりした根拠もないのに、新しいものに対するおそれから、ポリグラフの正確度を低く評価しがちであったが、この程度の正確度があれば、刑事裁判のための証拠資料としての適格性を認めてよいのではなかろうか。」

（2）「アメリカでは、当事者が証拠とすることに同意した場合は別として、当事者の一方から他方の反対を押して提出された場合には、証拠として許容されないとするのが判例・学説の大勢であるように紹介されている。これは陪審裁判であることに主たる理由があるようであるが、それと同時に、アメリカでは、ポリグラフそのもの、検査技術、検査者の適格性などについて、はっきりした基準や統一がなく、一般に、確率が高いものと思われていないことによるのではないかと想像される。」

「これに反し、わが国では、科学警察研究所が中心になって研究を進め、ポリグラフの改良（現在使用されているのは、アメリカのキラー・ポリグラフに改良を加えたTRPI型である）や統一的な検査技術の講習が行われているため、一般に、正確度が高いものと思われているうえに、陪審裁判でないところから、証拠として許容する方向に向っているようである。すなわち、昭和35年7月20日東京地裁判決（判例時報243号8頁）のように、証拠適格を否定したものもないではないが、多くの下級裁判所は、これを肯定している。……学説もおおむね同様である。なお、昭和39年6月1日第2小法

廷決定（刑集18巻5号177頁）が、ポリグラフ検査の結果を告げられた後になされた自白の任意性を肯定したのも、同一の方向に向うものとみてよいであろう。」

（3）「本決定も、以上のような見地に立って、本件回答書について、証拠適格を肯定したものである。」

（4）本件被告人の検査結果回答書は、被告人の積極的否認の主張を虚偽と認める一方、捜査官に対する自白の信用性を高め、乙の検査結果回答書は、その供述の信用性を高め、これらの各証拠とあいまって、犯罪事実認定のための証拠となったわけである²⁵⁾。

このように調査官解説によると、「権威者インボー教授」の検査結果によれば、ポリグラフ検査の正確度は「95パーセント」とされており、わが国でも「ほぼ同様」であるとして、いわばその裏付けとして山崎茂論文²⁶⁾が何度も引照されている、すなわち、山崎論文が昭和43年決定に大きな影響を与えたことになる。

問題は、この山崎論文は「主としてアメリカの一部実務の肯定的意見のみを参考にして、ポリグラフ検査回答書を定義し、さらに正確度・法的地位についての肯定的論考が記載されている」のであって、例えば「あなたは甲を刺した」という定義および証明力などの理解は、「まさしく対照質問法的思考のみを指し、緊張最高点質問法が考慮されていない²⁷⁾」ことにある。そして昭和43年決定にかかわる「被検査者は被告人（女性）と被害者（女性）の2人である。ポリグラフ検査は、被告人には緊張最高点質問法を実施しているが、質問構成及び判定においては、その原則が厳守されていないという杜撰なものであり、更に被検査者の体調不良（つわり）を無視した検査が実施されている。なお検査実施が不当であるとの弁護側の訴えにもかかわらず、検査情況の録音テープの取調べが行われていない。一方被害者の検査には質問構成が杜撰な緊張最高点質問法と村照質問法により、被疑事実に関する全体的供述は『真実』であるとの判定が行われている²⁸⁾」のである。

このようにみえてくると、昭和43年決定の最大の問題点は、ポリグラフ検査結果の「信頼性については2つに分裂」しているにもかかわらず、その一方にすぎない「権威者インボー教授」の見解を採用し、ポリグラフ検査結果回答書を「犯罪事実認定の証拠とすることを肯定した」ことにある。

ポリグラフ検査の結果が容疑濃厚（クロ）と告げられると一転して、邪険にされた不倫の相手方男性の住居に放火したことを認めたとされる自白の任意性を肯定した昭和39年最高裁決定（刑集18巻5号177頁）の調査官解説も、前記山崎論文を「行き届いた解説」とであると註記している²⁹⁾。

ポリグラフ検査の積極的活用を主張する論者は、「国産化され、かつ、改良が重ねられているポリグラフ検査装置自体の信頼性については、使用時に故障を見逃す、使い方を間違える等がない限り全く問題はない」とした上で、次のようにいう。すなわち、昭和43年決定は「刑法326条1項の同意のない場合について、直接判示してはいない。前述のようにポリグラフ検査は、心理検査の結果を非供述証拠として用いるものであり、無返答式によっても可能である。しかも、あらかじめ被検者から承諾をえて行われている。したがって、ポリグラフ検査は被疑者の黙秘権と無関係であるか、または、黙秘権を侵害していない。」「ポリグラフ検査結果は非供述証拠であり科学的証拠であるから、証拠能力と証明力とを分離して検討すべきである。」「ポリグラフ検査についてのわが国の論稿の中には、たとえ同意書をえていても、心理検査という科学的技術の利用自体が基本的人権の侵害であり許されないことを、前提としているものがある。このような科学的技術嫌いの価値観ないし人間観も、尊重されるべきである。しかし、取調べと自白を重視して誤判・冤罪を発生させるよりは、その限界を十分認識しつつ、司法的抑制の下で、捜査・公判へも科学技術を採用入れることが望ましい。」「ポリグラフ検査結果の利用をためらう法律家が多い理由の一つは、この懸念に加えて、基本的知識の入手難に

基づく偏見や無知であった。検査者側からの総合的紹介論文が書かれた現在、ポリグラフ検査について法律家は、せめてこれらの論文に目を通し、偏見や無知を克服した上で論じるべきであろう³⁰⁾。

ちなみに、「検査者側からの総合的紹介論文」のひとつとされている山村＝山岡論文によると、「コロンビア自治区巡回区裁判所は、ポリグラフ検査の原型であるマーストンの結果の採択を見合わせたのである。法廷はこの技術の客観的検討、科学的基礎研究の必要性を強く訴えて、マーストンの結果を退け被告人フライの有罪を宣告した。……しかし、歴史が刻む皮肉さはある種の事態にとってきわめて過酷であり過ぎる場合がある。ポリグラフ検査はまさしく悲劇の主人公としての宿命を背負って登場した異端児の役割を見事に演じきった感がある。何故ならば被告人に有利な結果を提出したマーストンの判断はまったく正しかったのである。有罪が宣告されて3年後被告人フライが犯したとされた殺人事件の真犯人が検挙され、犯行を自白、その内容の信ぴょう性も裏付けられフライの無実が証明された。フライ判決は誤審であった。当然の結果としてマーストンの虚偽判別検査の正当性が立証されるに至った³¹⁾」という。ところが前述のように、被告人フライの“冤罪”説はコネチカット州最高裁ポータ判決（前出）によって“民間伝承”にすぎず、フライは仮出獄（paroled）の前に18年間刑務所で服役していたことが明らかにされているのである。

先に指摘したように、わが国では2006年からポリグラフ検査取扱要綱が改正された。「科学警察研究所がメーカーと協力して、平成15年（2003年）に新たに携帯用デジタルポリグラフ装置を開発した。この新型装置は平成15年および16年に都道府県科捜研に整備された。」したがって、わが国においては今後、アメリカとは異なり、大西一雄氏が主張されてきたように、緊張最高点質問法によるポリグラフ検査結果が証拠として用いられる可能性はある。

もっとも、この点に関し、取調べ状況に関する被告人と取調官の各供述のいずれが真実であ

るかを「うそ発見器」を使用した検査（ポリグラフ検査）によって判定して欲しいとの被告人側請求を却下した事例（浦和地決平成元・10・25判例時報1331号161頁）が参考になる。次のようにいう。

すなわち「うそ発見器」による検査には、通常、(1)「緊張最高点質問法」及び(2)「対照質問法」という2種類の方法があるとされているが、まず(2)については、そもそも検査結果の信頼性に欠け、裁判の基礎資料にする余地はないと考えられている。他方、(1)の方法による検査結果には、ある程度の信頼性があるとされているが、右方法による検査は、特定の事実に関する被検査者の認識の有無を判定する目的で考案されたものであるため、これを正確に行うためには、右事実が体験者でしか知り得ない性質のものであることを要すると共に、被検査者において、問題とされる認識の時点以外に右事実を知り得る機会がなかったと認められることが不可欠の前提であるとされている。ところで、本件においては、「うそ発見器」による検査により、取調べ状況に関する被告人及び取調官の各供述のいずれが真実であるかの判定が求められているのであるが、問題の取調べ状況に関する被告人および取調官の各供述の内容は、従前の公判廷における証拠調べの結果すべて被告人及び取調官の知悉するところとなっていると認められるから、両者の供述の真否を判定するための適当な質問を想定することができない。従って、右のような状況のもとで「うそ発見器」による検査を実施してみても、裁判の基礎資料たり得る程度の信頼性を備えた結果の得られる見込みが事実上存在しないというべきであって、これを実施することには、何らの意味がないと認められる。よって、本件鑑定請求は、これを行うことが相当でないとして、却下することとするというのである。

このようにみえてくると、シェファ判決の最大の意義は、ポリグラフ検査の信頼性についてはなお激しい争いがあることを理由に、刑事裁判でのポリグラフ関連証拠の絶対的排除法則は合

理的で均衡を失っていない旨明示した点にある
 といってよい。しかしシェファ判決は、あくま
 でも被告人に有利なポリグラフ検査結果を許容
 することを禁止する軍事証拠規則 707 条の規
 定は第 6 修正の証人喚問請求権に違反しない旨
 判示したにとどまり、ポリグラフ関連証拠の利
 用自体を全面的に禁止したものではない。現
 に、ポリグラフ検査の信頼性への疑問を表明し
 つつ、各法域がポリグラフ証拠の許容性に関し
 て「相異なる結論に達しても合理的といえる」
 ことがありうる旨指摘しているのである。した
 がって、例えば、前述のように両当事者の事前
 の同意を前提に一定の範囲内でポリグラフ検査
 結果を証拠として許容しても、それはポリグラ
 フ検査の信頼性とはかわりがないから、合理
 的と解しうる余地は残されていることになる。

さらに軍ではポリグラフ検査者の資料要件等
 につき「極めて厳格な」統一的基準を設けてい

るとのスティヴンズ反村意見の指摘にもかかわ
 らず、シェファ判決は従前のポリグラフ関連証
 拠の絶対的排除法則を維持していることも見逃
 せない。このことは裏を返すと、真の問題はポ
 リグラフ検査等の統一的基準や規格にあるので
 はなく、ポリグラフ検査自体の科学的信頼性の
 有無にあることを示している。

いずれにせよ、合衆国最高裁がシェファ判決
 において、ポリグラフ検査の信頼性をめぐる学
 界の激しい争いを指摘し、結論として、ポリグ
 ラフ関連証拠の許容性を一切否定する証拠規則
 の合憲性を肯定した意義は大きい。同判決は被
 告人に有利なポリグラフ検査結果であるため、
 合衆国憲法第 6 修正の証人喚問請求権とのかか
 わりが問題となったが、ポリグラフの信頼性を
 めぐる学界での 2 極化現象という指摘は法廷意
 見でもあり、今後いわば先例としての拘束力を
 有するのは間違いないと思われる。

注)

- 1) 大西一雄「ポリグラフ検査の見直し——実務家から法曹関係者へ——」判例タイムズ 431 号 21 頁、同「ポリグラフ検査の問題点——実務家の提言——」判例タイムズ 875 号 43 頁。ポリグラフ検査に関する正確な理解に基づく議論の必要性を訴え続けてこられた大西一雄氏は 2007 年 10 月逝去された。同氏には多数のポリグラフ関連論文のほか、捜査官のためにと題した著書『ポリグラフ検査』（日世社、1988 年）がある。私事にわたるが、かなり前に偶然、同氏のポリグラフ検査を見学する機会があり、それ以降、何度も直接お目にかかったことがある。一貫して強調されたのは、昭和 43 年最高裁決定は余りにも杜撰であり、とりわけ原理が全く異なる対照質問法と緊張最高点質問法とを区別していないという批判だった。今回はからずも大西一雄氏の長年にわたる主張であった、ポリグラフ検査取扱要綱を改正し対照質問法は用いないことにしたとの前記指摘に接し、やや体調を崩された後でポリグラフ鑑定証人としてのぼう大な関連記録を筆者に直接託された同氏への筆者なりの追悼の意をこめて、ポリグラフ検査をめぐる昭和 43 年最高裁決定および学説の問題点につき詳細に検討することにした次第である。
- 2) 田宮裕・判例評論 13 号（判例時報 516 号）43 頁。
- 3) *Schmerber v. California*, 384 U.S.757 (1966) .
- 4) 平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958 年）107 頁。
- 5) 同・109 頁注（6）。
- 6) 鈴木茂嗣『刑事訴訟法 [改訂版]』（青林書院、1990 年）46 頁。同旨として田宮裕『刑事訴訟法 [新版]』（有斐閣、1996 年）341 頁、光藤景皎『口述刑事訴訟法上 [第 2 版]』（成文堂、2000 年）110 頁等。
- 7) 真摯な放棄はあり得ないことを理由に、黙秘権放棄を一切認めない見解として、浅田和茂『科学捜査と刑事鑑定』（有斐閣、1996 年）93 頁がある。
- 8) 竹野豊「ポリグラフ検査の原理と活用」警察学論集 26 巻 2 号 170 頁。
- 9) 久米喜三郎「違法な科学捜査と自白」判例タイムズ 397 号 47 頁。
- 10) 佐伯千賀監修・ロランド・V・デル＝カーメン（樺島正法・鼎博之共訳）『アメリカ刑事手続法概説（第一法規、1994 年）310 頁による。
- 11) 久米・前掲注 9）47 頁。
- 12) 竹野・前掲注 8）170 頁。

- 13) 以上の記述は、室木徹亮「警察はそこまでやるか——ポリグラフ検査とビデオ再現」季刊刑事弁護23号101頁以下を適宜とりまとめたものである。なお、筆者は、研究会で室木弁護士から伊勢女性記者失踪事件に関する報告を直接聞いたことがある。
- 14) *Pensylvania v. Munitz*, 496 U.S. 582 (1990) .
- 15) *Charles R. Honts and Mary v. Perry*, *Polygraph Admissibility*, 16 *Law and Human Behavior* 357, at 358-360 (1992) .
- 16) 山村武彦＝山岡一信「ポリグラフ検査における基本問題 (3) 検査質問法」警察学論集36巻1号152頁 (1983年)。
- 17) 浅田和茂・前出注7)。
- 18) *Honts and Perry*, *supra* note 15, at 358.
- 19) *United States v. Cordoba*, 104 F. 3d 225, at 227 (9th Cir. 1997) .
- 20) *Pekins v. State*, 902 S. W. 2d 88, at 95 (Tex. App. El Paso 1995) .
- 21) *United States v. Piccinona*, 885 F. 2d 1529 (11th Cir. 1989) .
- 22) *United States v. Posado*, 57 F. 3d 528 (5th Cir. 1995) .
- 23) *State v. Porter*, 698 A. 2d 739 (1997) .
- 24) *United States v. Scheffer*, 523 U.S. 303 (1998) . 本判決につき、松尾浩也「ポリグラフ検査結果に関する専門家証言の許容性」法律のひろば1991年11月号がある。
- 25) 坂本武志『最高裁判所判例解説刑事編昭和43年度』32－35頁。
- 26) 山崎茂「ポリグラフ検査回答書 (いわゆるうそ発見器検査回答書) の証拠能力及び証明力」平野龍一＝松尾浩也編『実例刑事訴訟法』(1963年) 428頁以下。なお、山崎茂・内藤丈夫「ポリグラフ検査回答書 (いわゆるうそ発見器検査回答書) の証拠能力及び証明力」平野龍一＝松尾浩也編『実例刑事訴訟法 (新版)』440頁以下も、「かりにポリグラフ検査に信用性があるとしても、黙秘権の侵害にならないかが問題となる」として、この点に関し前者と異なりやや詳細に検討しているが、「権威者インボー教授」云々の部分はほぼ同一である。
- 27) 大西一雄「ポリグラフ検査の虚構——生き残りをかけて」季刊刑事弁護20号 (1990年)。
- 28) 小早川義則＝大西一雄「ポリグラフ検査と黙秘権」名城法学51巻4号70頁 (大西一雄執筆部分)。
- 29) 西川潔「最高裁判所判例解説刑事編昭和39年度」56頁。
- 30) 荒木伸怡「ポリグラフ検査」刑事訴訟法判例百選 (第6版) 139頁。
- 31) 山岡一信＝山村武彦「ポリグラフ検査の法的動向——特にアメリカ合衆国の軌跡」警察研究57巻9号24頁。ただし、引用文の出典は一切明示されていない。

VI 声紋鑑定の許容性

冒頭で述べたように、わが国で声紋鑑定の証拠能力および証明力について初めて正面から検討したのは「にせ電話事件」に関する東京高裁昭和55年判決である。そして北海道庁爆破事件に関する札幌高裁判決は、「声紋を比較する方法は第二次世界大戦のころ主としてアメリカのベル研究所で開発されたものである」とした上で、「わが国においても警察庁科学警察研究所が右鈴木隆雄氏らを中心に、ベル研究所の研究成果をもとにさらに基礎的な研究を進め、昭和40年ころから実用化の目途が立つようになった」旨指摘しているのである。

筆者は、このような指摘に接し、早や四半世紀以前のことになるが、声紋鑑定をめぐるアメリカ法の動向を詳細に跡付けておくことは「単なる比較法的知見にとどまらずわれわれにとっても有益な視点を提供する」として、アメリカ各法域の関連判例をほぼ網羅的に検討したのである。小早川義則「声紋鑑定をめぐるアメリカ法の動向（1-4・完）。

声紋鑑定をめぐるアメリカ法の動向を正確に把握するには、主要判例に目を通すことが手取り早い。その中で沿革や問題点が繰り返し詳論されているからである。ただ、関連判例を理解する前提として、声紋鑑定の正確性をめぐる論争について一応の知識を得ておくことが有用である。

そこで以下、有益と思われるので声紋鑑定の許容性をめぐるアメリカ法の動向を改めて概観した後、新たに一連の連邦及び州の主要判例をほぼ網羅的に整理した上で、わが国の状況と対比することにしたい。

1 概観

米国では第二次世界大戦中に軍事目的でベル研究所が音の視覚化の研究に着手した、そして間もなく今日使用されているような「声を分析して声紋を描くサウンド・スペクトログラフという装置」が製作されたが、この研究は大戦の終了とともに一時中断された。ところがFBI

が1961年、航空会社に対する電話による一連の爆破予告事件に対処するため、ベル研究所に音の個人識別の可否を問い合わせたところ、サウンド・スペクトログラフの基本開発にかかわり、当時はコンピュータに指示するための音声のコード化の研究に従事していたローレンス・カースタ（Lawrence Kerster）がこの問題に興味を示した、そして「人の声が本当に、彼の当初の研究が示唆していたように、識別できるか」の研究を始めることが認められた。カースタは研究を進めて音声の識別方法の発見を確信するが、ベル研究所は音声識別の工業等への応用化に興味を示さなかったので、カースタは自ら会社を設立することを決意した。ベル研究所は、カースタが同研究所で収集した研究資料を提供した上、サウンド・スペクトログラフ譲渡の独占権を彼に与えた。カースタは1966年4月、ニュージャージー州のソマヴィル（Sommerville）声紋研究所を設立し、6人の所員とともに仕事を開始した。後にクレジット・カードの大手製造業者であるF株式会社がこれを吸収合併したが、声紋研究所はその独立の一部門とされ、カースタは、その部長兼親会社の副社長に就任したのである。

カースタが声紋による音声の個人識別法の開拓者的存在であることについては疑いを入れる余地はないが、米国において声紋鑑定が裁判の証拠として利用され始めたのは1960年代以降のことである。そして当初は、カースタが唯一の専門家証人であり、またその鑑定方法の欠陥が指摘されたため裁判所も消極的であったが、とくにミシガン大学のトシ博士らのグループが大規模な実験結果を公表して以降、風向きが変わりはじめる。むしろ、声紋は指紋ほど確実なものではなく、その正確性が学界で一般に承認されているとまではいえないが、科学的証拠に関するフライ法則に対する批判的見解の有力化とも相俟って、多くの裁判所はその証拠としての採用を相当とするに至るのである。

カースタは1962年、その実験結果を英国の科学雑誌Natureに発表し、声紋による個人識別の正確性を指摘して反響を呼ぶ。その後とりわ

け科学的見地からこの問題の検証を求められたボルト (Bolt) ら7人の科学者グループが1970年、「米国音響学会誌」にその検証結果を発表し、スペクトログラフによる声の個人識別の信頼性の確証は不十分であり科学的な意味で確証されたということではできないとの批判論を展開した。これに対しトシ博士ら6人の科学者グループが1972年、米国司法省の研究助成金を得てミシガン州警察との契約の下に実施した1968年9月から1970年12月までの2年余にわたる大規模な実験結果に基づき、同じく「米国音響学会誌」上で反論するという形で科学論争が進行する。

両グループは1973年、再び「米国音響学会誌」で対決する。ボルトらが、新しいデータを検証しても以前と同じく声紋による個人識別の信頼性の程度は科学的に確証されていないとの結論を繰り返さざるを得ないと再批判した。これに対し、トシらは、「批判論は自らの実験に基づいていない」「現実の経験ではなく感情 (feeling) に基づく意見は、その科学的権威いかにかわらず、ほとんど価値がない」と再反論するが、結着はつかない。その後、米国学術会議 (National Academy of Science) は1976年、FBIの諮問をうけて、ボルトを委員長としトシも加えた8人から成る委員会を設置した。同委員会は1979年、報告書「音声識別の理論と実際」を提出したが、賛否については明確な立場をとらず、裁判の証拠として用いる場合には、できる限り明確・詳細にその有効な範囲を説明すべきである旨勧告するにとどまったのである。

2 連邦及び州判例の動き

米国で声紋による個人識別に関する専門家証人の許容性が現実には裁判の場で問題となるのは1960年後以降のことである。カースタは当時すでに、例えば1963年の一連の脅迫電話に関連して警察の依頼を受けて、犯人に相違ないとされた被疑者の声とテープに録音されていた犯人の声とを比較して犯人ではないと断定したところ、その2、3週間後に真犯人が現われて自白したなどの事件を通じて注目されていたが、

法廷で証言を許されたのは声紋研究所を設立した頃の1966年4月11日であったという。その後多くの裁判所がこの問題に取り組み、すでに1978年の時点で約90の事例のあることが報告されている。Cf. Oscar Tosi, Voice Identification: Theory & Legal Applications, Appendix A (1979)。従前の全事例につき、事件名のほか、専門家証人の名前などが簡潔にまとめられている。

以下、とりわけ重要と思われるものに限定して、その内容を連邦と州とを区別せず、3つの年代 (A, B, C) に区分した上で、判決言い渡し順に紹介しておく。その詳細については4半世紀以前に紹介済みであるが、改めて時系列的に検討するとアメリカ法の動向が正確に把握できる。

A 1960年代後半

米国で声紋鑑定の許容性が現実の刑事裁判の場で争われるのは1960年代後半以降のことで、ほぼ同時期に出された著名な3判例はその後の諸判例でも繰り返し引用されており、その中でいわば黎明期の声紋鑑定の問題点が仔細に論じられている。興味深いところが少なくないので、やや詳しくその判示内容を紹介しておく。

【1】軍法会議控訴審ライト判決 (1967年)

本判決 (United States v. Wright, 37 CMR 447) は、甲へのわいせつ電話の録音テープと被告人ライト (X) とAとの電話会話の録音テープとの声紋を比較して両者は同一であるとするカースタ証言が許容された事案につき、両録音テープは法廷でも再生され直接聴取されていることなどを理由に、たとえカースタの声紋鑑定方法に欠陥があるとしても、その専門家としての意見が認められないわけではないとして、2対1で原判断を維持したものである。なお、甲は米軍属の夫人でカリフォルニア州にある空軍基地病院でボランティアの日赤職員として働いていた、そしてXは軍兵士で交通事故による治療を受けていた同病院の入院患者だった。

【判示】 本件では、わいせつ電話のテープ録音とXのした電話会話のテープ録音の両方が軍

法会議に提出され公開の法廷で再生された。耳による音声識別は法廷では完全に許容されている、かくして法廷のメンバーは、直接、もしカースタ氏の専門家意見に誤りがあれば、その誤りの余地 (margin) を判断できた。それ故、われわれは、たとえカースタ氏の声紋方法に欠陥があるとしても、同氏の意見を不許容とするものではないことを確信する。

【反対意見】 本件の第1の争点は、声紋による話者の識別方法が刑事裁判において証拠として許容するほど信頼できるものと学界によって承認されているかであり、このことこそわれわれを支配しなければならない原理である。その原理は、当裁判所が繰り返し述べているように、専門家の意見の基礎となる検査 (tests) の有効性が特定の分野における一般的承認を得るほど十分に確立していなければならない。ニュージャージー州最高裁は **【2】** キャリ判決において、声紋識別の正確性につきさらに検討させるため原判決を差し戻した。カースタ氏は同事件でも公判段階で彼の装置と手続について証言したけれども、同裁判所は“どれほど資格があるにせよ、単なる1人の人間の意見ではなくそれ以上の何かが必要である”と明示しているのである。

要するに私は、本件記録上、その証拠としての許容を正当とするほど声紋の機械及び装置 (procedures) に関する一般的な科学的承認が立証されているということには同意できない。ニュージャージー州最高裁の判示にあるように、“どれほど資格があるとしても、単なる1人の人間の意見ではなくそれ以上の何かが必要とされる”と考えるのである。

【2】ニュージャージー州最高裁キャリ判決 (1967年)

本判決 (State v. Cary, 230 A. 2d 384) は、謀殺罪に関する情報を有する者が警察署にかけてきた電話のテープ録音の声と比較するために、被告人に音声検査に応ずることを強制することがデュー・プロセスに違反するかが争われた事案につき、強制命令を出す前に声紋技術が証拠

として許容できるほど十分に正確であるかを判断する必要があるとして、この点につき審理させるために原命令を差し戻したものである。なお、差戻審は詳細な判断を示した上で、現段階においては声紋技術の科学的承認及び正確性に関してはカースタの証言しかないことを理由に、その証拠としての許容性を否定しているの、あわせて紹介しておく。

【判示】 被告人キャリ (X) は、声の“素材 (raw material)”は自己負罪拒否特権によって保護されないことについては認めるが、デュー・プロセスに違反することなしに自己の意思に反して話すことを強制できないと主張する。

訴追側の要求する音声検査は、音声識別に関する従前の判例で検討されなかった特別な問題を提起する。訴追側お抱えの専門家であるローレンス・カースタは、検査実施者 (operator) がテープに録音された人の音声を“声紋”化できる技術及び装置を開発した。カースタ氏の経験によれば、2人の人間が全く同一の声紋を描くことはない。カースタ氏は、誰であるかが明らかでないテープの音声が特定の人の音声であるかは、彼の技術及び装置によって、指紋による識別のように、正確に判断できると主張する。このような識別——それ故、しばしば有罪又は無罪——の判断方法は、司法の真実判断に多大の貢献 (desirable aid) をするであろう。

しかし被告人には、第4修正によって保護されているプライバシーの権利がある。われわれは、個人のプライバシーへの侵入が第4修正の提供する保護の範囲内にあるとされるそれ以前に、捜索の産物が証拠として許容される資格 (capacity) を有していなければならないと考える。例えば、当裁判所は1962年の判決で、ポリグラフ (うそ発見器) はその正確性につき未だ科学的承認を得ていないから、ポリグラフの検査結果は許容できない、それ故、第5修正の問題は別にして、被告人にポリグラフ検査を受けるよう強制できないと判示した。

公判裁判官は、一般に、一方当事者が公判で特定の証拠を提供するまでその証拠の許容性について決定すべきでないが、被告人の第4修正

のプライバシーの権利は、被告人が検査に応ずるよう命令されるそれ以前に、許容できる証拠を提出する能力に関する若干の予備的認定がなされることを命じている。それ故、われわれは、声紋の技術及び装置が証拠として許容できる結果をもたらすほど十分に正確であるかを公判裁判所に判断させるため、被告人に音声検査に応ずるよう強制する命令の問題についてはこれを差し戻すことが必要であると考ええる。その審理のために被告人は、その要請により、合理的な限度内に、被告人のために行動する1人又はそれ以上の専門家を任命してもらうことになる。

カースタ氏のほかに、声紋識別が科学的に有効であると考ええる専門家の証言が役立つこととなろう。われわれは、どれほど適格性があるにせよ、単なる1人の意見ではなくそれ以上の何かが必要であると考えるのである。

【差戻審判決】 これを受けて差戻審 (State v. Cary, 250 A. 2d 209) は1968年2月9日、声紋技術の正確性に関する広汎な証拠を検討後に、声紋識別は未だ科学的承認を得たとはいえず、現時点において証拠として許容できないとして、次のように判示した。

1967年の(第一次) **【2】** キャリ判決で示されているように、真実の発見への科学的助言 (scientific aids) がその正確性に関して一般的承認を得ているとき、裁判所はこの事実について裁判所の職権による確知 (judicial notice) をして、それらを用いて入手された証拠を許容することに躊躇しない。すでに指摘したように、ポリグラフないし一般的な用語によれば“うそ発見器”は、未だ真実を解明する信頼できる方法として科学的承認を得ていない。当州においてポリグラフは1923年頃より用いられているが、それは未だ科学としての地位 (scientific status) を獲得していないのである。

この種の証拠は最近、数州の裁判で(証拠として)提出され受理されたことが指摘されている。現在までのところ、その許容性を維持した1967年の **【1】** ライト判決を除き、その許容性は控訴審の審理を経ていない。さらに、カリ

フォルニア州においては、1965年のワッツ騒動での放火罪での有罪判決に対する控訴審が係属中である。そのような証拠が受理された事件の多くにおいて、その科学としての一般的承認は、被告人側にそれに反対する証拠がなかったため、実際には争点として提起されなかったことも指摘されている。

上述のように、裁判所が科学的方法に関し職権による確知をするところができるそれ以前に、その信頼性についての関連分野における一般的な科学的承認がなければならぬ。本件では、その科学的承認及び正確性に関しては証人カースタの証言しかない、このことは **【2】** キャリで指摘された状況である。それは科学的事項での1人の専門家の意見にすぎず、必要とされる一般的な科学的認容の立証に欠けている。

以上に指摘した理由で、当裁判所は、本件被告人の声の録音が当裁判所の命令下に指示された言葉についてなされたもので、(第一次) キャリ判決において憲法上支持されたものであるとしても、かつそれが警察本部で録音された声の伝言のテープ録音と比較されたものであるとしても、それらに基づくいかなる識別意見も、現時点においては、本件で証拠として許容できないと判示する。

これに対し訴追側は再び、専門家証人を提出する機会を求めて控訴した。ニュージャージー州最高裁は1969年2月6日、この要請を容れたが、訴追側は提出期限の1970年3月末日までに新しい証拠を提出できなかったため、同州最高裁 (State v. Cary, 264 A. 2d 209) は1970年4月21日、先の公判裁判所の命令を支持すると結論した。つまり本件は1966年以来、3度にわたる最高裁の審議を経て、ひとまず落着いたことになる。

【3】 カリフォルニア州最高裁キング判決 (1968年)

本判決 (People v. King, 72 Cal. Rptr. 478) は、先のキャリ差戻審判決でも言及されているように、CBSテレビが1965年のロスにおけるワッツ騒動を全国放映した際に身許不詳の若い黒人が放火を自白したため捜査が開始されたところ

ろ、たまたま麻薬所持で逮捕された被告人キング (X) がCBSカメラマンの名刺等を所持していたので放火事件との関係を疑った警察が、尋問中のXの音声を秘かに録音し、その音声と放映されたテレビの音声との識別鑑定が証拠として許容された事案につき、刑務所内での秘密録音の適法性を肯定した上で、現段階では声紋による音声の識別は「未だ一般的承認を得ていない」として、原判決を破棄したものである。カリフォルニア州で初めて被告人の識別方法としての声紋の許容性が争われた事案であるが、問題点を詳細に指摘しつつ、フライ法則を適用してカースタの声紋鑑定を退けたものとして注目される。

【判示】 (1) 本件公判は、CBSテレビのドキュメンタル・フィルムでのいわゆる自白ないし承認のテープ録音が焦点であった。若干の情況証拠は提出されていたが、カースタの意見がテープの声と被告人 (X) の声とが同一であるとする唯一の証拠であった。公判裁判官がXの再審理の申立時に述べているように、このテープなしには、本件は成立しえなかったであろうからである (there would be no case)。

科学的検査が当該分野において認められた専門家によって一般的承認を得ているため、かかる検査の結果に基づいた専門家の証言の許容性が正当とされるかの判断は、第1に公判裁判所の事実問題である。公判裁判所は、専門家の資格を判断する際にかかなりの自由裁量 (latitude) を有する。裁判所の裁量権行使にあたり用いられた基準は、他の法律問題と同様、上級審の審査に服する。

カースタはニュージャージー州で1968年2月9日、州最高裁の差戻判決後のキャリ事件で証言した。公判裁判所は同事件において、スペクトログラフは正確なスペクトログラム (声紋) を産み出す有効な装置ではあるが、合理的に正確な識別のための同装置の信頼性に関する最終的な判断をするには時期尚早であり、同技術は未だ証拠として許容できるほどの科学的承認と信頼性の程度に達していない、すなわちカースタの証言だけが彼のいう科学的承認及び正確性の

主張を裏付けている、そして精々のところ、それは1人の専門家の意見であり必要とされる一般的な科学的承認の立証ではないと判断した。

(2) カースタの結論の主たる根拠は、ベル研究所の123人の従業員にした実験結果であった。ベル研究所での実験の対象となった個人はすべて、ほぼ同一の中流の社会的背景を有していた。カースタは、これらの実験において99.6パーセント以上の正確さで話者を識別できたと主張する。しかし彼は、より大量の実験がなされるべきであることに同意し、そして彼の方法は1つの技術 (art) であって、彼の意見は全く主観的であることに同意している。すなわち彼は、彼の意見が科学的な事実であると言明していないのである。彼の意見は科学的に証明されていないし、彼はこの分野における先駆者であるから、彼の技術についての一般的な科学的承認はない。現にカースタは、スペクトログラムの分析による音声識別の問題に関して書かれた論文があるかについて尋ねられたとき、私はこの分野での先駆者であり、“私がこのシステムを考案した当の本人で先駆者であるから、誰かがこの問題に関して先に論文を書いているということは考えられない”と答えている。

われわれは、“声紋”方法に関して今までに知られている唯一の控訴審判決である【2】キャリ事件におけるニュージャージー州最高裁の指摘を適切と考える。すなわち同裁判所は、“声紋識別は科学的に正しいと考えるカースタ氏以外に専門家の証言があれば役立つことになろう。われわれは、どれほど適格性があるにせよ、単なる1人の意見以上の何かが必要であると考え”と述べているのである。

カースタ氏の意見は明らかに主観的である。彼がその結論を引き出す根拠とした実験は、きわめて限られた統計的基礎を有するにすぎない。カースタ氏の技師としての能力を音響学等の分野における知識・訓練と混同すべきでないし、またそれに代るものとすべきでもない。現在の“声紋”方法に関する信用性の欠如は、米国音響学会のスピーチ・コミュニケーション委員会によって適切に述べられている。同委員会は

全員一致で、カースタ氏の“声紋”方法は信頼できるとの主張を退ける決定をした。すなわち、同決定は、音声スペクトログラムには個々の話者を特定するに足りる十分な情報が含まれていないと述べているのである。

(3) 公判裁判所は、カースタ氏の意見を証拠として許容する際に、異常な手続に従った。裁判所は一再ならず、陪審が彼の意見の許容性の問題を判断すべきであるとの意見を示していた。これは、専門家証人の許容性に適用される法律を不正確に述べている。被告人側の異議申立てを退けた公判裁判官の判断は誤りであったことになる。

カースタ氏の方法は全く主観的であり、学界内での一般的承認のない彼の意見のみに基づいていることをカースタ自身が認めていることからして、“音声”識別は、被告人の生命や自由が賭けられている事案において、識別証拠として受け入れるに足りる程の科学的正確性に達していないと判断するほかない(*compels us to rule*)。科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を横切るその時を正確に定義することは難しい。このぼんやりとした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない、そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論がなされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的認容を得たものであることが十分に確証されていなければならないのである。これはカリフォルニア州においても(確立した)法則である。

カースタ氏の意見が本件での評決に影響したことを疑う余地はない。公判裁判官が述べているように、“本件はすべて”音声識別に依拠していた。このような誤りは、それ自体で破棄の理由となる。本件は再審理されることとなろうから、控訴審で提起されたその他の論争で後の再審理で提起されるであろう若干の論点についてコメント(略)しておく。

(4) 音声識別のために言葉を繰り返すことを被告人に強制しても第5修正に違反しない。

それは証言的なものの強制ではない(*no testimonial compulsion*)からである(*Schmerber v. California*, 384 U.S. 757)。

郡刑務所内での隠しテープの使用によっても、この法則に変わりはない。われわれはこうしたやり方を大目に見るのではないが、本件での訴追側の行為は1968年のミラー判決(*Miller v. California*, 392 U.S. 616) (*per curiam*)におけるよりもはるかに異議の余地がない。ミラー判決で合衆国最高裁は、負罪の供述を入手するために訴追側によって送りこまれた情報提供者が被告人の房内で暮っていたという事案で、人身保護令状(請求)を認めたのは不用意である(*improvidently granted*)として退けたのである。

このようにみてくると1960年代後半において各裁判所は、声紋による識別方法の正確性が学会での一般的承認を得ているかに焦点を当て、その許容性を判断していることに疑問はない。ただこの段階では声紋識別の専門家はカースタ1人であり、その技術や鑑定方法には種々の欠陥(科学としての非検証性、実験資料の僅少性等)のあることが指摘されたため、正確な科学的証拠としての許容性の前提要件とされる学界での「一般的承認」を得ていないとして、声紋識別に関するカースタ証言は通常の刑事裁判において一般に認められなかった。しかし1970年代に入ると、今まで態度を保留していたトシ博士が大規模実験の結果、声紋の科学的正確性を確信するに至り、それを1つの契機として声紋鑑定の許容性は徐々に裁判所によって肯定されるのである。

B 1970年代

1970年代に入ると、米国の各裁判所は声紋鑑定の許容性にやや積極的な姿勢を示しはじめた。その背景には、これまで意見を留保していたトシ博士が、大規模実験の結果、声紋による識別の正確性を証言するに至ったこと、そしてこれを承けて従来批判的であったラドフォード博士が徐々に積極説に転じたことのほか、ローレンス・カースタの「門下生」の1人であるミ

シガン警察のナッシュ警部がトシ博士の下でも研鑽を積み、訴追側の専門家証人として登場したことの影響も指摘されている。

以下、風向きの変化を具体的に知るためにも、1970年代の主要判例を順次紹介しておく。

【4】 ミネソタ州最高裁トリンブル判決（1971年）

本判決（State Ex Rel. Trimble v. Hedman, 192 N. W. 2d 432）は、出産間際の妊婦がいるので援助が欲しいとの電話を受けて派遣された警察官を射殺した犯人の電話録音の声紋と被告人トリンブル（X）と福祉事務所係員との会話の秘密録音の声紋とが同一であるとの専門家の意見を根拠に裁判官の令状を得てXを逮捕しその自宅を搜索した事案につき、両声紋比較に関する情報はXの逮捕令状及びX宅への搜索令状発付のための相当な理由を提供しているとして、原判決を支持したものである。沿革を詳細に辿りつつ、トシ博士による大規模実験の成果を強調する最初の州最高裁判例として注目される。

【判示】 本件では有罪判決を支持するための証拠の十分性ではなく、逮捕及び搜索令状の発付を正当化するための証拠の十分性を取り扱うものであることが最初に指摘されるべきである。

われわれが知る限り、3つの裁判所だけが本件におけるような識別のためのスペクトログラムの許容性に関して判断を示している。ニュージャージー州最高裁は【2】キャリ判決においてさらに審理を尽させるために原判決を差し戻した。そしてカリフォルニア州控訴裁判所は【3】キング判決において、スペクトログラムは未だ証拠として許容できないと結論した際に、フライ判決から以下の一文を引用した。すなわち、科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を超えるその時を定義することは難しい。このぼんやりした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない、そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論が

なされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的認容を得たものであることが十分に確証されなければならない” というのである。

1967年の【1】ライト判決は、一般的な軍法会議の再審理にかかわる。ここでも再びスペクトログラムによる音声識別の発達とその使用について徹底的な議論がなされた。そして同軍事裁判所は、ニュージャージー州及びカリフォルニア州裁判所とは異なり、1人の裁判官の反対意見が付されていたが、本件におけるような声紋は許容できるとして次のように述べた。すなわち、“カースタ氏の証言は、その音声識別方法が実験的にも実際の応用においても高度に正確であることを示しており、さらに彼自身が人の音声資料の比較に関して専門家として証言する適格性のあることを示している。裁判所は一貫して、結果の絶対的正確性（infallibility）もなければ特定の状態または事実の存在に関する意見の一致もない領域において、専門家証言の許容性を認めてきた。本件では、わいせつ電話の1つのテープ録音と被告人のした電話録音の両方が軍法会議に提出された。いずれも公開の法廷で再生された。耳による音声識別は法廷では完全に許容されている。かくして法廷のメンバーは自ら、もしカースタ氏の専門家意見に誤りがあれば、その誤りの余地（margin）を判断することができた。それ故、再審理委員会とともに、カースタ氏の声紋方法の欠陥はその意見を不許容とするものではないことを確信する” というのである。

以上に掲げた3判決以降、トシ博士は、ミシガン州警察の支援の下に大規模な実験を行った。この実験は、合衆国政府の財政的援助の下に30万ドルの交付金を得て実施されたもので、音声識別のためのスピーチ・スペクトログラムの研究を目的としていた。トシ博士はすでに3万4千の音声資料を比較しており、本件に関する（証拠排除）審理時において、声紋スペクトログラムは信頼できるとの意見であった。

上述の諸論文が書かれ、そしてキャリ、キング、ライトの3判決が言い渡されたのはすべて、トシ博士による実験が実施される以前のことで

あった。ラドフォギド博士は、“トシ博士が実験を実施した限りにおいて”トシ博士に同意した。

識別の素材 (identification subject) に関する専門家の意見が絶対に確実 (infallible) なため、その分野において他の人が争うことはないというのは稀有である。しかし、一致しないということだけで意見が許容とされないわけではない。専門家が争っている場合には、陪審であれ裁判所であれ、事実認定者がどちらの方がより信用できるか、それ故、より受け入れることができるかを判断する。医学の領域において病気あるいは事故の原因ないし効果に関して医師が一致しないということは異常でない。陪審ないし事実認定者が特別な知識や訓練を有しない領域では、彼らの手助けをするために、専門家の意見は許容されるのである。専門家の意見に付与すべき重みと信用性 (判断) は事実認定者の役割である。他の分野においてもこの分野においても、このことに変わりはない。

本件では逮捕及び捜索の令状発付のための相当な理由を疎明するための証拠の十分性を取り扱っている、求められている専門家の意見が事実認定者が正しい結論に至る手助けをする資格があることを公判裁判官に納得させる十分な基礎固めがなされているのであれば、われわれは、令状発付のため音声識別を許容されるべきであることを確信する。

【5】コロンビア地区連邦地裁レイモンド判決 (1972年)

本判決 (United States v. Raymond, 337 F. Supp. 641) は、“警察官が困っている”との警察署への電話による通報を受けて警察官Pが現場にかけつけたところ待伏せていた2人組に射たれて負傷したが、Pはその2人をその数日前に別件で逮捕してよく知っていたため、間もなく被告人X、Yが逮捕され、先の通報内容と同一のものの朗読を求められ、それが録音された。そしてミシガン警察のナッシュ警部が両音声と比較して、警察署に電話したのは被告人レイモンド (X) であると結論した事案につき、トシ博士の研究及びラドフォギド博士の「転向」を強

調して、ナッシュによる声紋分析を証拠として許容したものである。公判物登載の最初の連邦事件として注目されるが、本件の控訴審である1974年の【10】アディソン判決において有罪判決は支持されたものの、声紋識別は未だ“一般的認容”を得たとはいえないとして、この点につき本判決とは逆の判断を示しており、両者をあわせ読むと過渡的な流れの中にある1つの判決としても興味深い。

【判示】 事実関係が本件と酷似している【4】トリンプル判決において、控訴審であるミネソタ州最高裁は、人間の耳だけでなされた識別を補強するためのスペクトログラム証拠の許容性を確認した。重要なのは、この認定がミシガン州立大学のトシ博士によって提供された利用可能な最近の科学的情報に基づいていることである。当裁判所がスペクトログラム分析は許容できる証拠であると結論するのは、大規模なトシ博士の研究、公開の法廷での彼の証言及び他の専門家によって表明された意見を根拠にしている。

トシ博士の研究は、未知の声の識別方法としての音声スペクトログラムの信頼性に関して学界において表明されていた意見を大きく変えた。本件での著しい特色 (striking example) は、UCLAの音声学の教授であるラドフォギド博士の例に見られる。ラドフォギド博士は、カースタ氏の研究と結論を批判した指導的論文の共著者であり、前出【4】トリンプル事件ではスペクトログラムの許容性に反対の専門家として証言した。ところがラドフォギド博士は、トシ研究を検討した後で、スペクトログラムは信頼できる音声識別方法であると考えていると述べ、本件においてスペクトログラムの許容に賛成する旨証言しているのである。したがって、訴追側の申立ては認められることになる。

【6】フロリダ州第4地区控訴審ワーリー判決 (1972年)

本判決 (Worley v. State, 265 So. 2d 613) は、虚偽の脅迫電話の声紋識別の許容性が争われた事案につき、捜査官の証言を補強するために許

容できるとしたものである。ごく簡単なものであるが、トシ博士の実験の成果を指摘した一例として紹介しておく。

声紋証拠が許容されたのはフロリダ州において本件が初めてのケース（a case of first impression）である。事実、われわれの調査によれば、この点に関する控訴審判決は全国で僅か5件しかない。【2】キャリ判決が最初であった。同判決でニュージャージー州最高裁は、“現時点においては、声紋は証拠として許容できる程度の科学的な認容や正確性を得ていない”と結論した。トシ博士は、さらなる実験が必要であると証言したが、彼は2年間で完了するであろうそのような実験を開始した。【3】キング判決においてもまた、声紋を識別目的のために証拠として許容することが認めるに足りるほどの“十分な科学的確実性の程度”は未だ達成されていないと判断された。これらの2つの判決は、いずれも3年以上前のものである。その時以降、声紋の信頼性に関して目覚ましい科学的資料が蓄積された。われわれは、トシ博士の証言の変化に依拠するだけで、【2】キャリと【3】キングの両判決は今日であれば別異に判断されていたであろうと考える。このような理由で、われわれはこれらの判決に従うことを拒否する。

声紋を許容できると判示した最初の判例は【1】ライト判決であり、声紋は補強証拠のためにのみ許容できると判示された。次の判例は【4】ヘッドマン（トリンプル）判決である。同判決もトシ博士の証言を含んでいた。その頃には彼の実験は完了していたので、彼は明確に、本件においてしたように、声紋の科学的正確性と信頼性に関して証言した。同判決は、もしスペクトログラムを準備する人の専門意見を確証する適切な基礎固めがなされているとき、耳による音声識別を補強するために声紋は許容できると結論した。最後の判例は、コロンビア地区連邦地方裁判所の【5】レイモンド判決である。同裁判所は、いろいろに行われた実験の失敗例や成功例に言及し、もし実験者の専門知識が確証されれば、声紋比較は許容できると結論した。彼らは専門家ナッシュが、必要な専門知識

を有していると判断したのである。

本件では、たとえ声紋の使用がなかったとしても、被告人に不利な証拠はその有罪判決を支持するのに十分であった。それ故、以上の判断は、このような事実に限定される。声紋識別は単に補強証拠のためにのみ用いられうるのか、あるいは声紋識別がそれだけで被告人の識別と有罪判決を支持するのに十分であるかについては判断しない。

【7】ニュージャージー州最高裁アンドレッタ判決（1972年）

本判決（State v. Andretta, 296 A. 2d 644）は、警察が録音していた被害者との電話による会話中に負罪的供述をした脅迫者の声と比較するために被告人アンドレッタ（X）に声紋検査に応ずるよう強制できるかが争われた事案につき、重要な科学的実験や裁判所の認容など1967年の【2】キャリ判決以降の展開に照らして考えると、声紋検査のために話すことを被告人に強制することはもはや不合理ではないとした上で、訴追側が声紋検査の結果を証拠として提出する前に公判裁判所は声紋による識別方法が許容できるほど十分に信用できるかを判断すべきであるとして、訴追側申立てを退けた原判決を破棄差し戻したものである。

【判示】 本判決は、スペクトログラムすなわちいわゆる声紋の使用による音声の識別方法を再びわれわれに提起している。われわれが以前に【2】キャリ判決において声紋の技術を検討した当時、この音声識別方法の有効性に対する科学的裏付けは専らカースタの証言に依拠していた。われわれは、1人の人間の証言だけでは、その方法の結果の信頼性を確証する十分な証拠とはいえないと判示した。われわれは、その際、どれほど適格性があるにせよ単なる1人の意見ではなくそれ以上の何かが必要であると考える”と述べたのである。差戻審で訴追側は、カースタ氏の意見を支持する専門家を提出できなかった。そこで公判裁判所は、声紋による識別方法は公判で許容できないと判示した。われわれは訴追側に再度、専門家証人を提出する機

会を与えるために事件を再び差し戻したが、訴追側は証人を提出できなかったのも、われわれは(原判断を)支持したのである。

われわれがキャリ判決においてカースタ証言だけを根拠に声紋方法を受容することをためらったことは、彼の実験を批判した科学者によって後に支持された。そして彼らは、さらなる実験の必要性を指摘したのである。訴追側の証人として証言したトシ博士は、ミシガン大学の聴能学及びスピーチ・サイエンスの教授である。トシ博士は、彼が合衆国司法省の交付金を得て1968年から1970年にかけて実施した大規模実験について述べた。トシ博士は、かかる実験及びミシガン州警察の音声識別班の顧問としてのトシ博士の経験をも根拠にして、適格性ある検査者によって使用されたときにはこの方法は極めて信頼できると証言した。UCLAの音声学の教授であるラドフォード博士は、訴追側証人として証言した。ラドフォード博士は、カースタ氏へのきびしい批判者であり、以前には他の法廷でこの方法の許容性に反対して証言したことがある。彼はそれ以降意見を変え、下級審の審理ではトシの研究及びその後の資料はこの方法が法的手続で用いられるための信頼性を裏付けていると考えている旨証言した。

われわれが【2】キャリ判決で音声方法を吟味して以降、2つの裁判所がこの方法の使用を認めた。1971年の【4】トリンブル判決では(警察官をおびきよせて負傷させた警察署への匿名の電話)録音がナッシュ警部に送られた後、その電話の声と被告人の声とが同一であるとのナッシュ意見に基づいて逮捕令状及び搜索令状が発付された。ミネソタ州最高裁は、トシ博士の研究を含むその分野での開発を指摘した後で、声紋識別は“少なくとも耳だけによる識別に関する補強意見として”許容できると判示した。トリンブル判決は声紋識別によって提出された証拠は逮捕令状及び搜索令状の発付を正当とするのに十分であるかの問題を取り扱ったけれども、同裁判所は“その意見が求められている専門家が事実認定者が正しい結論に至るのに役立つ適格性のあることを公判裁判官に納得

させる十分な基礎固めがなされているのであれば、本件事案の公判においてスペクトログラムは聴覚による音声識別を補強するために許容されるべきであることを確信する”と述べた。

声紋による人の識別方法は今日、キャリ判決当時よりもはるかに多く証拠としての許容性への支持を得ている。トシ博士の研究は、われわれがこの方法の信頼性について有している知識を増大させ、そして【4】トリンブル判決および【5】レイモンド判決でナッシュ警部の識別が証拠として許容されたことは、裁判所による承認が増えていることを示している。しかしわれわれは、声紋分析の回答が日常的に公判で許容されるかをこの時点で判断する必要はない。われわれの面前での限定的な争点は、被告人は声紋検査のために話すことを強要されるべきであるかである。

声紋検査の強制を認めるという本件でのわれわれの判断は、法律的検討及び実際の検討の両者によって正当化される。本件において訴追側には、少なくとも検査を実施し、それから得られた被告人の声の識別が陪審による最終的評価のために公判で許容されるほど十分に信頼できることを立証する責任を果たす機会が与えられるべきである。

【8】カリフォルニア州第4地区控訴審ホド判決(1973年)

本判決(Hodo v. Auper Court, Riverside County, 106 Cal. Rptr. 547)は、賄賂の提供に応じようとした陪審員たる被告人ホド(X)がその間の電話会話が録音され、その後にXが自分の声の録音テープを任意提出した事案につき、声紋の使用に精通していると考えられている特定の範囲内の専門家による一般的認容を得ている場合には許容されるとして、両録音テープの声は同一であるとする専門家証言を許容した原判断を支持したものである。判示内容はほとんどすべてトシ博士の経歴及び証言にあてられており、冗長なところも少なくないが、フライ法則にいう“それが属する分野での一般的承認”の“専門家”の範囲を限定したものととして重要である。

【判示】 本件での唯一の争点は、声紋として知られるスペクトログラフの記録の使用による音声識別の許容性である。この争点に関する証人は、トシ博士とナッシュ警部の2人だった。トシ博士は、声紋として知られている音声識別方法での専門家でもある。トシ博士が1966年に、研究をはじめた当時、彼はその信頼性に関して意見を述べるができなかった。しかしトシ博士は、その後研究を継続して今では、この技術は科学的に信頼できる、そしてその使用に精通していると考えられる他の人たちによって一般に容認されているという意見である。

本件においてXは、声紋識別はその使用に精通している学界のメンバーによって一般に承認されていない、そしてその基礎にある理論は信頼できず、科学的統計的分析によって裏付けられていないと主張する。

科学的検査の許容性に対する判断基準は、それがその分野において認められている専門家 (recognized experts in the field) による一般的承認を得ているかである。裁判所は【3】キング判決において、声紋識別が証拠として提出されたときそれを退けた。しかしキング判決以降4年が経過しており、トシ博士によって述べられている同分野でのさらなる研究からして、われわれは、この種の証拠を裁判所が受け入れる時に至っていることを確信する。換言すると、1968年当時の学界は、トシ博士を含め声紋は信頼できるという意見ではなかった。トシ博士はその後の大規模な実験・研究の後で、彼の当初の疑問を克服し、今ではそれらは信頼できるという意見である。われわれは、本件記録に基づいてこの意見に同意する。

トシ博士は、声紋技術の信頼性に関する彼の現在の意見に与する人たちのリストを提出した。そのリストには【3】キング判決でカースタ氏の検査は信頼できないと証言したラドフォード博士、そしてやはりキング判決でカースタ氏の検査は信頼できないと証言したガーストマン博士が含まれている。要するに、懐疑論者の多くは今では信奉者になったのである。声紋識別を認めたその他の法域は次のとおりである。

合衆国軍事裁判所控訴審は1967年の【1】ライト判決で、補強目的のために声紋識別は許容できると判示した。ミネソタ州最高裁は1971年の【4】トリンプル判決で、声紋識別を補強証拠として許容できると判示した。フロリダ州控訴裁判所は1972年の【6】ワーリイ判決において、トシ博士とナッシュ警部の証言を吟味した後、被告人を電話による虚偽の爆破予告をした人物であると識別した警察官の証言を補強するために声紋は許容できると判示した。そして合衆国地方裁判所は1972年の【5】レイモンド判決において、声紋証拠は許容できると判示したのである。

本件での記録は、キング判決以降、声紋識別の使用に精通していると認められている専門家による一般的承認を得ていること、それ故、それを証拠として許容するのに必要とされる科学的承認及び信頼性の基準に達していることを示している。われわれは、それ故、下級審での記録に依拠してナッシュ警部の証言を証拠として許容したことに誤りはないと判示する。

【9】ペンシルバニア地区連邦地方裁判所サンプル判決 (1974年)

本判決 (United States v. Sample, 378 F. Supp. 44) は、プロベーションの取消手続で共犯者仲間 (Z) の同意の下に捜査官が秘密録音した被告人サンプル (X) との会話の声紋識別の許容性が争われた事案につき、会話の相手方はXである旨のZ証言等の補強証拠として許容できるとしたものである。刑事手続ではないことを指摘しつつ、フライ法則の一般的承認の要件は科学的証拠の許容性の基準として相当でないとするマコーミックの見解を正面から引用したものとして注目される。

【判示】 本件は刑事事件ではない。そして訴追側の責任は、証拠の優越によって取消理由が存在することを立証することである。すなわち、素人の知識範囲外である事柄に関する証人の証言は、関連性がありかつ証人に特別な知識に関して意見を述べる適格性があれば、許容される。学界における一般的承認というフライ・

テストは、取消手続において余りにも多くの関連性ある証拠を除外することになる、ある評釈者が述べているように、一般的な科学的承認は裁判所が職権による確知 (judicial notice) をする場合には相当な要件であるが、科学的証拠の許容性に対する基準 (criterion) ではない。適格性ある専門家証人によって裏付けられた関連性ある結論は、他の排除理由がある場合、とりわけ証拠価値が陪審員の偏見ないし誤導、そして時間の不当な消費という周知の危険によって圧倒されうるといような場合を除き、許容されるべきである。(McCormick on Evidence § 203 at 491 (2d ed. 1972).)

被告人 (X) は声紋証拠の信頼性を争う証拠を提出しなかった。われわれは、この証拠をZ証言の補強証拠として考慮した。われわれは、ナッシュ警部の証言及び他の裁判所による声紋証拠の承認に依拠して、この技術は本件審理手続のために十分に信頼できると考える。われわれは、Xが盗品であることを知りつつ盗品たる合衆国小切手を収受することでXに科せられたプロベーションに違反したことを、訴追側は証拠の優越によって立証することを合理的な疑いを容れない程度に立証したと認める。われわれは、このような認定は被告人のプロベーションの取消を正当化することを確認するのである。

【10】コロンビア地区連邦控訴審アディソン判決 (1974年)

本判決 (United States v. Addison, 498 F. 2d 741) は、【5】レイモンド判決の控訴審判決であり、原審の強調するラドフォード博士の消極説から積極説への「転向」はなお留保付であり、その他の証言に照らしても、声紋分析の刑事裁判での有効性は窺われるものの、未だフライ法則という“一般的承認”を得たものということとはできないとして、この点に関する原審判断を退けたものである。連邦法域では初めての控訴審レベルでの判決であり、フライ法則を厳格に解したのものとしても注目される。

【判示】 ある種の科学的証拠が裁判で許容されるべきかを判断するためのフライ基準は、“そ

れから推論がなされるその〔理論〕はそれが属する特定の分野において一般的承認を得たものであることが十分に確証されていること”を要求する。このフライ基準は、新しい科学的捜査方法に基づいた証拠の許容性を多少とも先に延ばしているが、このことはフライ基準が不当なコストを課しているということではない。学界での一般的承認という要件は、科学的方法の一般的有効性を評価するのに最も適格ある人たちが決定的発言権 (determinative voice) をもつことを保障する。さらにフライ・テストは、特定の事案において科学的判断の有効性を批判的に検証できる最小限度の専門家予備軍 (a minimal reserve of experts) が存在することを保障することによって、訴追側と被告人側の双方を保護するのである。

本件記録及び地方裁判所の意見が明らかにしているように、裁判所は学界での当該技術の一般的承認よりもナッシュ警部の結論の信頼性の方に焦点をあわせた。同裁判所は、専門家の証言に耳を傾け同分野での若干の文献を調査した後で、“スペクトログラフによるレイモンド (被告人X) の識別は証拠として許容できるほど十分に明らかに信頼できると結論した”が、この判断は誤っている。

本件記録は、スペクトログラム分析が刑事責任という問題解決のための有用な道具となりうることを示している、しかしスペクトログラム比較による話者の識別は、フライ判決によって必要とされる程の学界の一般的承認を得ていないことも同様に明らかである。その将来における見込みがどのようなものであるにせよ、声紋識別は現在のところ、全体としての学界によって陪審の有罪又は無罪の判断の基礎を形づくるものとして十分に認められていない。われわれは、この種の証拠が刑事裁判において許容できると判断した点で地方裁判所は誤っていると判示する。

われわれはスペクトログラム分析に基づいた証拠を許容したのは誤りであると結論したけれども、この誤りは陪審の評決に決定的に影響していないことを確認する。本件記録が示してい

るように、P 巡査部長は本件発生の僅か11日前の3月28日、被告人兩名を秩序違反の疑いで逮捕した。そしてPは、兩名を警察署に連行して逮捕に伴う日常的な書類手続をする責任があった。この手続はおよそ45分ほどかかり、Pはその間、被告人X、Yを注意深く観察できた。以上の圧倒的な有罪の証拠に照らすと、スペクトログラム分析の役割はせいぜい重複している(cumulative at best) にすぎない。本件でのX有罪の記録は圧倒的であるから、本件を差し戻す必要はない。

【11】マサチューセッツ州最高裁ライカス判決 (1975年)

本判決 (Commonwealth v. Lykus, Mass. 327 N. E. 2d 671) は、未成年者を誘拐し身代金を要求した事件で決め手というべき犯人の音声識別の許容性が争われた事案につき、トシ博士の大規模実験後の判例及び学界での動向の大きな変化を指摘した上で、声紋分析は今や学界での一般的承認を得たと結論できるから、専門家意見を許容したことに誤りはないとして原判決を支持したものである。声紋をめぐるこれまでの先例を最も抱括的かつ網羅的に取り上げて問題点を指摘しつつ、正面からその許容性を肯定した州最高裁判例として注目される。

【事実】 13歳の少年(甲)は1972年11月2日夕方、家を出て永久に戻らなかった。その2日後に甲の母親(A夫人)が電話をとったところ、ささやき声で“後に指示する”と言った。母親は被告人ライカス(X)を17年前から知っていたが、電話の主を識別できなかった。同家の許可を得て、かかってくる電話を録音するために盗聴器(tap)が設置された。その2日後に5万ドルの身代金を要求する書面が届けられた。その間に甲の父親は数回の電話を受けとったが、すべて息子の身代金の支払いに関するものであった。書面及び電話での指示に従って父親は身代金を2ヶ所に放置しておいたところ、その身代金は何者かに持っていかれいつの間になくなっていった。3度目の電話の後で父親は、新しい(前とは)異なった場所に身代金を置き

た。1972年11月10日午前12時10分、白人男性がその金を拾い上げたのを警察官が観察した。その少し後でもう1人の警察官は、白い袋を持った男が森の中から出てきて赤いワゴン車に乗り込むのを観察した。捜査官はこの車を追跡し、その運転者がYであることを知った。そして捜査官はYの供述から、身代金の置かれた場所近くのハイウェイで一旦Xを降ろして予め決めておいた他の場所でXを拾い上げることをYに頼んだ人物がXであることを突き止めた。

逮捕されたXは包みを拾い上げたことは認めたが、それは薬物取引の男から500ドルで頼まれてしたと主張した。Xは、甲宅に電話をかけたことを否認し、雇われた男の指示した場所に金を置いたにすぎないと述べた。警察は後にその金を発見したが、それはZという名の男からの情報に基づいていた。XはZに金の置き場所を打ち明けていたのである。甲の死体が1973年4月12日、森林地帯で発見された。死因は銃弾による負傷によるものであった。さらに身代金(を要求した)書面の中で見つかった5本の止め金を検査したところ、それらはXの所有するホッチキスの止め金に一致することが判明した。被害者が生前最後に目撃された場所の近くにXがいたことに疑いはなかった。電話の指示に従って身代金が放置された場所近くでXの車は何度も目撃されていたからである。

被告人(X)は結局、誘拐罪、第1級謀殺罪等で有罪とされた。これに対しミネソタ州最高裁は、「Xの主張する唯一の争点は、一般に“声紋”といわれているスペクトログラムの視覚による分析に一部基づいた音声識別に関する訴追側提出の専門家証人の意見を(公判)裁判官が証拠として許容したことに関わりがある」とした上で、この争点を詳細に検討し、同証拠を裁判官が許容したのは正当であるとして、原判決を支持した。

【判示】 証拠の許容性に関する広範囲にわたる予備尋問手続(voir dire hearing)で訴追側提出のトシ博士とナッシュ警部は、証拠の許容性を支持する詳細な証言をした。被告人側提出のガーストマン博士は、音声スペクトログラム分

折は信頼できないので犯人識別の手段として使用されるべきでない」と証言した。3人の専門家証人はいずれも、その証人適格性に関して争われていない。唯一の争点は、本件で提出されたナッシュ警部の専門家証言 (expert evidence) が証拠として許容するに足りるほど十分に信頼できることが立証されたかである。

われわれは、本件証拠は適切に許容されたとの結論に至る際に、他の法域での関連判例、科学雑誌その他の関連論文、そしてこの原理の信用性及び一般的承認に関して公判で提出された証拠を検討した。われわれは、その証拠としての許容性を正当とするために、この原理の絶対的現実性も学界での一致した承認も立証する必要はないという考えから出発する。

裁判所によるスペクトログラフィの承認に関しては、1971年以降のさまざまな裁判所の判決を検討するのが有用であることに疑問はない。トシ博士が指導した2年間の大規模実験の結果は、1971年に初めて利用可能となった。この実験以前にもそれ以降においても、これに比肩しうる研究はなされていない。

これらの(実験)結果の公表以降に当該証拠の許容性を検討した控訴裁判所のなかで、3州(ミネソタ、フロリダ、カリフォルニア)の裁判所がそのような音声識別証拠は許容できるとした。さらに、ニュージャージー州最高裁は、この技術が次第に認容されていることから従前の証拠排除(の判例)を再検討する必要があることを指摘した。1972年の【7】アンドレッタ判決。なお、トシ研究以前に、ニュージャージー州及びカリフォルニア州の控訴裁判所が、当該証拠は許容できないとした。【2】キャリ判決、【3】キング判決。ニュージャージー州最高裁の最も近時の【7】アンドレッタ判決及びより最近のカリフォルニア州【8】ホド判決とこれらを比較せよ。フロリダ州第4地区控訴裁判所は【6】ワーリー判決で、キャリ判決及びキング判決について次のようなコメントを加えている。すなわち、“これらの判例は2つとも3年以上前のものである。その時以降、声紋分析の許容性に関し印象的な科学的資料が集積された。トシ博士の証言の交

化に依拠することだけで、今日ではキャリ判決およびキング判決は別異に判断されていたであろうと考えられる。このような理由でわれわれは、これらの判例に従うことを拒否する”というのである。この指摘は、その後の【7】アンドレッタ判決(ニュージャージー)およびホド判決(カリフォルニア)に照らすと予言的であったということになる。

ラドフォグド博士は、当初、スペクトログラフ技術の批判者であり、1971年以前に出廷した裁判では声紋の許容性に反対した。しかしラドフォグド博士は、今日では、トシ博士の研究に依拠して声紋方法への一般的支持を明らかにしている。ラドフォグド博士のごく最近の証言及び論文のコメントは、【10】アディソン判決等而言及されている。公判裁判官はアディソン判決において、この分野でのラドフォグド博士の判断に関し、次のような重要な指摘をしている。すなわち、“トシ博士の研究は学界の見解を実質的に変更した。その顕著な例はラドフォグド博士の場合にみられる。博士はトシ研究を検討した後で、今ではスペクトログラムは信頼できる音声識別の方法として確立された”と指摘しているのである。

たとえ専門家の数が限られているとしても、もしその原理がその使用に精通していると考えられる人たちによって一般的に承認されているのであれば、われわれの意見によると、フライの一般的承認の法則の要件は満たされている。

フライ判決におけるような一般的承認の要件は修正ないし放棄されるべきであるということが提案されている。McCormick, Evidence § 203, p. 491 (2d ed., 1972) を見よ。“一般的な科学的承認は、科学的事実について裁判所が職権により確知をするためには適切な条件であるが、科学的証拠の許容性のための基準ではない。適格性ある専門家証人によって支持されている関連性ある結論は、他の排除理由がある場合を除いて、受理されるべきである”というのである。

本件での裁判官の決定を支持するためにフライ判決の一般的原理を修正する必要はない。
(1) 裁判官面前に提出された許容性に関する

証拠、(2) 他の法域での裁判所の意見、そして(3) 関連する科学者の論文、これらを検討すると、本件証拠の許容性を説得的に是認できる。トシ実験によって立証された相当の信頼性(*considerable reliability*)、法廷の状況下で勤務する者が技術を適用することによって大きく高められた信頼性、そして反対のないし懐疑的な論文の重要性とその重みを軽減するのに役立った予備的専門手続で受理された証拠の全体、これらはすべて、フライ判決によって要求されているのと同様の一般的承認の結論を裏付けるのに役立っている。われわれは、とりわけトシ博士の研究において明らかにされた声紋の信頼性を支持するために提出された証拠は十分に説得的であって、音響学の分野における他の科学者によって表明された若干の批判を凌駕していると認める。

われわれは、争われていたナッシュの意見を許容したことに誤りはなかったと判示する。われわれが本意見で述べたことは、専門家証人の適格性を評価する公判裁判官の裁量の機能を制限することを一切意図していない。われわれは、スペクトログラフの分析に関する専門家証人の許容性は、とりわけ声紋以外には音声識別の証拠が欠如している場合、すなわち声紋がなければ被告人の有罪の推論を正当とする十分な証拠がないという場合には、最も厳密な裁判所の吟味に服すべきであることを付加する。もちろんのことだが、それが伝統的であるように、一旦声紋が許容されると、陪審はそれに適切と考える重みを付与できるのである。

裁判所はまた、ナッシュの意見を裏付ける理由が不合理である、あるいは矛盾する証拠がそれに疑問を投げかけていると考えられる場合には、彼の意見を受け入れる必要はないことを陪審に警告している。ナッシュ警部の意見の信頼性は十分に論駁にさらされた(*opened to refutation*)のであるから、その重みの問題を陪審に委ねたことは適切であった。われわれは、(ナッシュ)証言を許容したことに裁量権の濫用はないと認める。

【12】コロンビア地区連邦控訴審マックダニエル判決(1976年)

本判決(United States v. McDaniel, 538 F. 2d 408)は、大規模な組織賭博及び警察官の汚職事件に関し裁判官の盗聴許可状を得て録音した電話会話に由来する声紋識別につき、【10】アディソン判決はそれ以降の判例の動向に照らすと再考の余地はあるものの、全裁判官関与の下にアディソン判決を再検討するまで「われわれは先例に拘束される」として、これを許容した原審判断は誤っているとしつつ、無害の誤りの法理を適用して原判決を支持したものである。風向きの変化を指摘しながら先例拘束性を強調した判例法特有の転換期の判例として興味深い。

【判示】われわれは次に、公判裁判所は不当に専門家のスペクトログラフによる音声識別(“声紋”)証言を認めたとの被告人マックダニエル(X)の主張について検討する。Xは、1972年12月12日と19日の2つのテープ録音されたXが話者であったとされる電話会話への注意を要求する。Xは、Xをよく知っている1人の捜査官によって、12月19日の電話会話の話者と同一人であると識別された。その捜査官は、テープに録音された声を聴いてXの声であることが分つたと証言した。訴追側は、スペクトログラフによる識別の専門家として全国的に認められているミシガン州警察のナッシュ元警部の専門家証言を提出した。ナッシュは、テープを聴き、そして12月12日の電話会話の話者のスペクトログラムとXのものであることが明らかである声のサンプルとを検討し比較した後で、誰であるかが明らかでなかった電話会話の話者はXであると識別した旨証言した。公判裁判官は、そのような証言の許容性を認めている“圧倒的多数の先例”に依拠し、この技術は今では学界内で一般的承認を得るほど十分に信頼されているとして、この声紋証言を認めた。

しかしあいにくなことには(unfortunately)、公判裁判官が依拠した圧倒的多数の先例は当巡回区外で展開されたものである。Xは、“スペクトログラム比較による話者の識別技術はフライ判決により当法域で必要とされる程まで学界で

の一般的承認を得ていない”と判示した【10】アディソン判決に依拠する。もちろん、アディソン判決はほぼ2年前の判断であり、当時は今日ほど広汎にこの新技術は受け入れられていなかったかもしれない。アディソン判決以降、多くの他法域の裁判所は、いわゆる声紋がその許容性を正当とするに足りるほど十分に信頼できるかの問題を検討した、そしていずれも、若干の裁判所を除いて (all but a few)、声紋は信頼できると結論している。音声識別のためにスペクトログラフの分析技術を用いることについての信頼性及び学界での一般的承認が明らかに高まっていることに照らすと、アディソン判決を再検討する時機が到来したといつてよいであろう。訴追側は、最近の控訴審判決が声紋識別の許容性を圧倒的に支持する判断を下していることを指摘する。この問題を検討した3つの連邦巡回区のうち2つが、そのような証拠の許容性に関して好意的に (favorably) 判断した。そして9つの州控訴裁判所のうち8つが、そのように判断している。訴追側は、この争点に関して判断した15人の合衆国地方裁判官のうち14人が声紋証拠を受理し、そしてこの争点に言及した37の州裁判所は、2つを除き、そのような証拠は許容できると判示したことを指摘している。

アディソン判決はごく最近判示されたものである、われわれの本件争点検討時にも、その影はなおぼんやり現れている (its shadow looms over)。アディソン判決は単に当時の状態の反映にすぎないとするほど、スペクトログラフによる音声識別の信頼性及びその学界内での一般的承認はその後の2年間に劇的に変化しているのかもしれない。しかしながら、そうであることの明確な立証がなければ、または裁判官全員関与の下でのアディソン判決の再検討がなければ、その限りにおいて、われわれはこの先例に拘束される、そしてスペクトログラフによる音声識別証拠は当巡回区の現時点では依然として許容できない。

われわれは上述の理由で、公判裁判所は音声証拠を認めた点で誤っていると判示する、しかし本件を差し戻す必要はないと考える、この

誤りは、Xが有罪とされたコンスピラシーへのXの関与を示す圧倒的な証拠に照らすと、無害の誤りであることを確信するからである。したがって、有罪判決は支持される。

【13】カリフォルニア州最高裁ケリー判決 (1976年)

本判決 (People v. Kelly, 549 P. 2d 1240) は、捜査官が被害者の同意を得て録音した脅迫電話と後に被告人ケリー (X) から入手した電話中のXの声の録音テープとの声紋が同一であるとするナッシュ証言に依拠してXが有罪とされた事案につき、カリフォルニア州ではフライの“一般的承認”の基準を採用しているとした上で、本件ではナッシュが唯一の専門家証人かつ警察官であるので公平さに疑問があるので、その証言だけでは右基準の立証に不十分であるとして原判決を破棄したものである。フライ判決の“一般的承認”の基準の意義を詳論しつつ、専門家証人と訴追機関とのかかわりを指摘してナッシュの証人適格性を否定した州最高裁判例として注目される。

【判示】 (1) 新しい科学的技術の基礎にある原理を判断する基準は、ポリグラフ検査の許容性にかかわる初期のフライ判決で次のように述べられた。すなわち、“科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を越えるその時を定義することは難しい。このぼんやりとした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない、そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論がなされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的承認を得たものであることが十分に確証されなければならない”というのである。

われわれは、このフライ基準を明確に採用したが、余りにも保守的で関連証拠の許容性を阻止することを主たる理由とする若干の批判がフライ基準に向けられてきた。われわれは後に指摘するように、新しい科学的技術によって開発された証拠の許容性に裁判所が慎重に対処する

ことには十分な正当化理由のあることを確信する。

フライ・テストの第1の利点は、その本質的に保守的な性質の中にある。さまざまな理由でフライ判決は、新しい科学的原理に依拠した容易な(unstrained)証拠の許容に大きな障害物をさしはさむことを意図していた。科学分野での進歩と裁判手続での証拠としてのそれらの許容との間には、常にかかなりのずれが存在してきた。論理と常識に基づいた若干の理由づけは、裁判所のこの領域での注意深い姿勢を支持している。素人の陪審員は、印象的な信任状(impressive credentials)のある“専門家”によって提出された“科学的”証拠をかなり重視する傾向がある。“科学的証拠は、若干の事例においては、素人の陪審の目からすると神秘的な絶対的確実性(mystic infallibility)を示しているようにもみえる”からである。

(2) われわれは本件に適用可能な判例を検討したが、声紋証拠の許容性の是非のいずれについても(either for or against)統一のないし確立した傾向は見い出せない。カリフォルニア州以外での判例は、この問題についてさまざまな結論に達している。【10】アディソン判決【5】レイモンド判決での声紋証拠を許容する公判裁判所の命令を是認せず)、【9】サンプル判決〔プロベクション取消し手続で用いるためにフライ基準に従うことを拒否〕、【6】ワーリイ判決〔声紋証拠を許容〕、【11】ライカス判決〔同旨〕、【4】トリンプル判決〔予備審問での相当な理由の手続で声紋証拠を許容〕、【7】アンドレッタ判決〔問題を未決定のまま放置〕等を見よ。

コロンビア地区連邦控訴裁判所は【10】アディソン判決において、本件で公判裁判所が依拠した判例である【5】レイモンド判決での下級審の声紋証拠の許容を不可とした。重要なことは、アディソン判決もレイモンド判決も声紋技術に関するナッシュ警部の証言の十分性に関わりがあったことである。アディソン判決は記録を検討し、学界による一般的承認の立証としてナッシュ証言に依拠した点でレイモンド判決は誤っていると結論した。“公判裁判所は、学界に

おける彼の技術の一般的承認というよりもナッシュの結論の信頼性により焦点を合わせた”というのである。

一方、若干の他の裁判所は、それぞれの特定の事案に基づいて、声紋証拠は公判裁判所の裁量で提出しうると判示している。これらの判決の多くも、声紋技術の指導的推進者の1人であるナッシュ警部の証言の評価に関わりがあった。

カリフォルニア州及びその他の法域の判例の上記検討からして、われわれは声紋証言の許容性はなお未解決であることを確信する。われわれはとりわけ、司法長官がわれわれに提出した最近の論文に注目する。その論文の中でトシ博士は、“多分、(声紋)方法を組み合わせても、付託された事案につき100パーセントの確率で絶対的積極的に識別又は消去できない”として、声紋技術の信頼性は利用できる音声サンプルの質や大きさ、検査者の適格性及び用いられた方法についての理解力(comprehensiveness)のような諸要素によって変わりうると述べている。トシ博士はまた、この分野での継続的な研究及び実際の法廷での経験の必要性を指摘しているのである。

(3) ナッシュ警部は1967年以降、トシ博士が行った1968年から1970年にかけてのミシガン州立大学の研究のためのデザインを準備し、同研究の最終報告書を作成したトシ博士の手助けをした。ナッシュによると、トシ博士の研究は高度の信頼性を立証したという。そしてナッシュ警部は、声紋分析にかかわっている学界のメンバーの間では“非常に(extremely)”信頼できるものとしてのこの技術に関する一般的承認があると述べた。しかしナッシュは、声紋の仕事に関わっている人たちのほとんど(primarily)は現実には“何らかの形で訴追側機関と関わりのある”声紋検査者であることを認めているのである。

ナッシュは長年にわたり、声紋分析の開発と促進に関わってきた。このやや限定された領域での彼の適格性は疑うことができない。トシ博士との仕事に加えて、ナッシュはミシガン州警察声紋識別班の長であった。ナッシュの経歴

は、彼が声紋分析の指導的推進者の1人であることを明らかにしている。彼は、この技術の信頼性の上で実質的にその経歴を確立した (built his career)。このような状況は、この分野における開拓者であるカースタが声紋証拠の許容性を支持する主たる訴追側証人であった【3】キング判決での状況と酷似している。声紋技術の強力な唱導者であるナッシュは同様に、余りにも密接に声紋分析の裏書と一体化しているため、反対の科学的見解の性質や程度について公正かつ偏頗なしに評価できないのである。

本件記録は、ナッシュには声紋分析の分野で印象的な証明書 (an impressive list of credentials) のあることを明らかにしている。しかしながら、これらの適格性は“科学者ではなくて技術者兼法執行官” (a technician and law enforcement officer, not a scientist) のそれである。カースタの下での訓練、トシ研究とのかかわり、限定的な大学での若干のスピーチ・サイエンスの研究、声紋の使用を推進する組織への参加、元ミシガン州警察音声識別班長としての立場も、必ずしもナッシュに音声識別に関する学界の見解についての意見 (informed opinion) を表明する適格性を認めるものでない。ナッシュは技術者として、かつ科学者としての二重の役割りで、声紋技術が信頼できること、そしてそれは学界での一般的承認を得ていることの両方を立証するために証言することを認められた。ナッシュの立証可能な広汎な技術的経験からは、必ずしも、学問的かつ科学的知識が同様に存在するというものにはならない。ナッシュの技術者としての疑問の余地なき適格性は、カースタの場合と同じく、一般的科学的認容の問題に関して意見を表明する科学者としての適格性を必ずしも付与するものではないのである。

ナッシュが注意深くかつ公正に声紋技術の信頼性の問題に関する一般的な学界の見解を代表していると主張しなかったのは、確かに推賞しうることとして指摘に値する。新しい技術の使用に極めて精通している科学者による一般的承認を立証することによりフライ法則は満たされるけれども、そのような立証は、通常、科学

的分野に従事している人たちによってなされるべきものである。

(4) 訴追側は、たとえ声紋証拠の提出に誤りがあるとしても無害の誤りであったと主張するけれども、われわれが検討した記録は、そうではないことを示している。記録によれば、Xの声を録音して、ナッシュ警部に相談する前に、捜査官はXが本当に情報提供者によって脅迫電話の1つをかけた人物として識別されたケリーであるかを判断するのに難渋 (considerable difficulty) していた。事実、捜査官は当初、ケリーという名の (ないしはそういわれている) 2人の人物と接触し電話で話していたのである。本件記録は、ナッシュの証言がなければ、訴追側は合理的な疑いを容れない程度にXの有罪を立証できなかったであろうことを強く示唆している。したがって、ナッシュ証言の提出における誤りが無害の誤りであると考えすることはできない。

(5) われわれは、声紋証拠の信頼性を立証する責任を訴追側は果たしていなかったと結論する。われわれの所見は、しかし、いかなる意味においても将来の事案において声紋証拠の提出を閉ざす意図のないことを強調しておく。われわれは単に注意深く細心に、新技術についての確証された確固たる学界の承認及び支持があるその時まで、新技術から生まれた証拠の承認を制限するにとどまる。フライ法則は科学的証拠への依拠の排除を目的とするものでなく、学界が研究し評価して、その信頼性を承認するための十分な機会を有するその時まで、その許容性を遅らせることを目的としている。本件記録は声紋証拠の許容性を正当とするには不十分であるけれども、将来においてそのような証拠の提出が満足できる方法で学界での一般的承認を得たことを立証できることはありうるのである。

【14】ペンシルバニア州最高裁判所判決(1977年)

本判決 (Commonwealth v. Topa, 369 A. 2d 1277) は、殺人の告白電話の声と被告人の電話の声とが同一であるとするナッシュ証言につ

き、1人の専門家証言だけではフライの一般的承認の要件を満たすに足りないとして、それを許容して被告人を有罪とした原判決を破棄差し戻したものである。【13】ケリー判決と同じく、フライ基準を採用しつつ、専門家証人がナッシュ警部1人であることを理由に、声紋証言の許容性を否定した州最高裁判例の1つとして紹介しておく。

【判示】 ナッシュ警部は証人台で、警察官としてミシガン州警察に勤務し科学犯罪研究所の声紋識別班の責任者であると証言した。われわれはナッシュ警部の証言の誠実性を疑わないし、スペクトログラフィの領域での彼の相当な知見 (considerable expertise) を尊敬している。彼の意見は、しかし、それだけでは、そのような科学的証拠の法廷への提出を認めるに足りるほど十分なものでない。証拠の許容性は、その証拠が属する分野で活躍している科学者による有効性についての一般的承認に依拠している。“科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を越えるその時を定義することは難しい。このぼんやりとした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない、そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論がなされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的承認を得たものであることが十分に確証されなければならない”からである。

被告人が公正な裁判を正しく受けることができるには、科学的証拠が提出されたときフライ基準の厳格な適用が不可欠である。1人の専門家であるナッシュ警部の証言だけで、この基準を満たすことはできない。さらにわれわれは、本件争点に言及した判例及び評釈の研究から、音声スペクトログラフと声紋識別の信頼性は音響学に関する学界によって未だ一般的に承認されていないと結論しなければならない。それ故、Xの公判で声紋証拠の提出を認めたことは誤りであった。本件判決を破棄し、新公判のために差し戻すこととする。

【15】ミシガン州最高裁ツベイ判決 (1977年)

本判決 (People v. Tobey, 257 N. W. 2d 537) は、覆面捜査官が薬物の申込み時にした録音電話の相手方の声と被告人の通常会話の録音の声との音声識別が捜査官の犯人識別供述を補強するために許容された事案につき、トシ博士もナッシュ警部も公正な第三者といえないから訴追側は声紋識別を許容するための一般的承認の立証責任を果していないとして、有罪判決を破棄差し戻したものである。トシ博士をも公正な第三者ではないと明示した州最高裁判例として注目される。

【判示】 当裁判所は最近、学者の批判 (McCormick, Evidence (2d ed.) 203, p.491) に照らし、当裁判所の初期の判例で採用された科学的証拠の許容性を“それが属する特定の分野で一般的承認を得たことが十分に確証された”技術に限定するフライ法則を再検討した、そしてわれわれは、同法則を堅持すること (our adherence of that rule) を再確認した。裁判官は、新公判を認めるかの判断に際しポリグラフ (うそ発見器) 証拠を考慮してよいが公判では許容できないと判示した際に、当裁判所は、“その生活が新技術と密接に関係していない利害関係のない公正な専門家”、“利害関係のない科学者”の証言なしには、一般的な科学的承認は立証できないことを宣明したのである。

本件で訴追側はトシ博士及びナッシュ警部の証言を通じて声紋証拠の許容性を立証しようとした。ナッシュもトシも、その名声と経歴は声紋の仕事の上で樹立されているのであるから、利害関係がない公正な第三者ということとはできない。“上述のすべての事案で、トシとナッシュが主たる——時には唯一の——証人であったという事実も看過できない。

訴追側は、声紋証拠が信頼できる識別装置として一般的な科学的承認を得ているとの立証に失敗した。われわれは、それ故、声紋証拠を許容した点において公判裁判所は誤っていると結論する。当裁判所は、(この) 新しい方法に関し確証された確固たる科学的承認と支持がある時は、将来の事案において声紋証拠の提出を閉ざ

すことを意図していないとのカリフォルニア州最高裁の指摘に同調 (echo) する。

【16】コロンビア地区控訴審ブラウン判決 (1978年)

本判決 (Brown v. United States, 384 A. 2d 647) は、脅迫電話の声紋識別につき、その許容性を支持する控訴審判決が増えていることを指摘しつつ、最近の判例は「明白な傾向の欠如」を示しているので十分に信頼性があり学界で承認されているとはいえないとして、この点に関する原判決の誤りを認めたものである。風向きの変化の中でのいわば逆流の判例の1つとして紹介しておく。

【判示】 公判での音声スペクトログラフ証拠の使用は比較的最近の現象である。1960年代初期のローレンス・カースタによる実験が識別の高度の正確性を示したので、最初の控訴裁判所は音声スペクトログラフ識別の使用を是認した。1967年の【1】ライト判決。しかしカースタの信頼性及びその方法論が批判されたため、2つの控訴裁判所はこの種の証拠を排除した。1968年の【3】キング判決。1970年の【2】キャリ判決。訴追側の専門家証人であるトシ博士による最近の実験の結果、多くの控訴裁判所はそのような証拠は十分に信頼できるから刑事訴追で許容できると結論するに至った。しかし、一群の控訴裁判所は依然、スペクトログラフの音声識別が公判での提出を認めるほど十分に信頼できることを確信していない。

ますます多くの控訴審の意見はそのような証拠の許容性を支持しているが、許容性を否定した最近の意見 (上記引用) は明白な傾向の欠如 (the absence of a clear trend) を示している。この問題に関する論争がなお継続していることに鑑み、われわれは、音声スペクトログラフの識別証拠の信頼性は学界内で承認されていることが立証されたので本件刑事事件でその提出を認めることができるとの公判裁判所の判断を採用することを拒否する。しかし誤りであるとしても、その誤りは本件において無害であった。

【17】メイン州最高裁ウィリアムズ判決(1978年)

本判決 (State v. Williams, 388 A. 2d 500) は、空港爆破の予告電話の声と被告人の声との両声紋が同一であるとする専門家証言につき、マコーミックと同旨の州証拠規則を根拠として、声紋分析は関連証拠として認めるに足りるほどの信頼性があり、それに基づく専門家証言は事実認定者としての陪審に役立つとして、これを許容した原判決を支持したものである。新しく制定された証拠規則の基本理念に言及し、それを根拠として声紋分析を許容した州最高裁判例として注目される。

【判示】 音声スペクトログラフは20世紀当初から (for the most of the 20th century) 人の話し声の分析のために広く用いられてきた、しかし個々の人の音声を識別するために用いられたのは、ベル研究所のローレンス・カースタがそのような計画を企てた1960年代初頭のことであることに争いはない。その後、トシ博士が大規模実験を行った結果が1971年と1972年に公表された、そしてトシ博士とその仲間が各事案で専門家として証言をしたため、多くの裁判所はスピーチ・スペクトログラフの使用によって作成された個人の音声識別を証拠として認めるようになった。

1976年に採用されたメイン州証拠規則の下で、“憲法上の要件によって制限されるか、あるいは制定法によって又は当裁判所に適用される……法則によって別異に規定されている場合を除き”、すべての“関連性ある”証拠が許容される。メイン州証拠規則402条及び規則702条において、科学的証拠の許容性について言及されている。すなわち、“もし科学的、技術的、ないしその他の専門的知識が、事実認定者が当該証拠を理解し又は争点たる事実を判断するのに役立つのであれば、知識、技能、経験、訓練、又は教育によって専門家として適格性を有する証人は意見その他の形でそれについて証言することができる”というのである。

被告人ウィリアムズ (X) の主張によると、メイン州証拠規則は科学的原理の発展・適用に

おける新しさの故に生じうる許容性の問題をとくに取り扱いしていないから、そのような新しく発見された科学的原理に関連する科学分野での“一般的承認”がなければならないというのである。

われわれは、Xの主張を採用することを拒否する。専門家証言に関連性がありかつ事実認定者に役立ちうる時はいつでも一般にその専門家証言の許容性を支持し、規則402条及び702条の中でより詳細に明らかにされている証拠規則の基本的哲学と矛盾する(at odds with the fundamental philosophy)からである。マコーミックが述べているように、“一般的な科学的承認は科学的事実につき裁判所が職権による確知をするためには適切な要件であるが、科学的証拠の許容性のための基準ではない。適格性ある専門家証人によって支持された関連性ある結論は、他の排除理由がある場合を除き、許容されるべきである。”

トシ博士の証言は、人の声の性質とスペクトログラフ方法、彼の実験の結果とスペクトログラフ音声識別の信頼性に関係していた。しかしトシ博士は、注意深く、スペクトログラフ音声識別は絶対的に確実なものとはいえないと説明した。トシ博士によると、スペクトログラフ音声識別方法の正確性はスペクトログラフ音声の比較をする人の経験、能力及び判断に大きく依存している。スペクトログラフの証拠としての使用に反対する音響学者による証言もなされた。しかし、反対の専門家は単に比較の困難性に焦点をあてたにすぎなかったのである。

われわれは、トシ博士によって提出された信頼性の証拠に照らし、裁判官が本件で専門家の音声識別証言を許容したことに誤りはなかったと結論する。スペクトログラフ原理は規則第402条の定義内の“関連性ある”ものとして適格性を認めるほど十分に信頼性があり、そしてそれに基づいた適格性ある専門家証言は事実認定者としての陪審に役立ちうると認定した点において裁判官は正当であった。Xによって提起された争点は、証拠の許容性ではなくて重み(証明力)に関するものであり、それは専ら陪

審の判断に委ねられるものであったのである。

【18】メリーランド州控訴審リード判決(1978年)

本判決(Reed v. Williams, 583 F.2d 1194)は、甲が自宅近くで強姦された後で当の犯人から「もう1回やらせろ」などの電話があったため通報をうけた警察が録音器を設置し、間もなく千ドル支払うからかんべんしてほしいとの甲の誘いに応じてやってきた被告人リード(X)を逮捕して音声サンプルの提出を強制して録音し、両録音テープを比較した専門家証人が両者の声紋は同一であると証言した事案につき、声紋識別の許容性についてはフライ判決の一般的承認の基準を採用するのが相当であるところ、トシ博士も学界で異論のあることを認めており判例にも争いがあるから、声紋分析は未だ学界で一般的承認を得ていないと考えられるとして、原判決を破棄差し戻したものである。フライ法則を抱括的に検討し、いわゆるマコーミックの基準は受け入れ難いとして仔細にそれを批判したものとして注目される。

【判示】フライ判決はうそ発見器の検査結果に関わる判決であるけれども、そのテスト自体は広く適用され新しく開発された科学的証拠に適用される妥当な基準であるとされてきた。声紋証拠を検討したほとんどすべての州裁判所は、許容性の問題を判断する際にフライ法則ないしそれと類似の基準を適用してきた。フライ・テストは余りにも保守的で関連する科学的証拠の許容性を不当に排除する又は遅らせることを主たる理由として、若干の批判にさらされてきた。しかし、フライ法則を正当とする強力な理由がある。

1974年の【10】アディソン判決で指摘されたように、“フライ基準は、新しい科学的捜査方法が関連する学界の一般的承認を得るに足りる十分な通用と地位を獲得することを要求することによって、新しい科学的捜査方法に基づいた証拠の許容性を多少とも先に延ばしている。しかし、このことはフライ基準が不当なコストを課しているということではない。学界での一般

的承認という要件は、科学的方法の一般的有効性を評価するのに最も適格性ある人たちが決定的発言権を持つことを保障している”のである。この指摘は、高度な主観的判断が複雑な機械装置から得られたデータに基づいて下される科学的技術に関しとくに重要である。カリフォルニア州最高裁が1976年の【13】ケリー判決で述べたように、“フライ判決は新しい科学的原理に依拠した証拠の容易な承認に大きな障害物をさしはさむことを意図していた。素人の陪審員は科学的証拠をかなり重視する傾向がある。アディソン判決で述べられたように、声紋証言の許容性を排除する過程で科学的証拠は陪審の目からすると神秘的な絶対的現実性を示しているようにも見える”からである。

しかしマコーミックは、判例の大勢 (the great weight of judicial authority) に反して、科学的方法の信頼性に関する学界での不一致は科学的証拠の許容性というよりもむしろ証明力の問題とすべきである (should go to the weight) とする。この見解は容認できない。争っている党派の立場が学界内で不動であるとき、その争いは科学的分析、研究及び実験を重ねることによってのみ解決されることは自明である。ところが、陪審員や裁判官は実験をすることができない。かくして、科学論争の解決に裁判所が躊躇しているのは正当というべきである。それにもかかわらず、マコーミックの基準の下では、陪審員は実験のない目新しい科学的技術の有効性に関する判断を下さざるを得ないこととなる。その結果、ある陪審は特定の科学的方法が信頼できると判断し、他の陪審は同一の方法が信頼できないと判断することもありうる。

フライ法則の下ではこのような困難の大半は回避される。学界が依然として大きく (significantly) 分かれている限り、争いある技術の結果は許容されないであろうし、マコーミックの見解には危険がある。学界で未だ一般的に承認されていない科学的方法に依拠した証拠の提出は、事実認定者にその中心的関心事すなわち訴訟の理由につき判断を下すことから目をそらさせることにもなりかねない。フライ・

テストないし何かそれに類似するものがなければ、その信頼性をめぐり学界で重大な不一致がある限り、実験的な科学的技術の信頼性が中心的な争点となりかねないのである。フライ・テストはまた、このような困難性を予め回避する (forestall) ことをも目的としている。

われわれは以上の理由で、フライ判決が示した“一般的承認”の法則を採用する。もちろん、たとえフライ基準を採用しても、専門家証言の許容性に関する公判裁判官の伝統的な裁量権は妨げられない。フライ判決は単に前提たる争点 (threshold issue) についての公判裁判官の判断を支配する法的基準を示しているにすぎない。“学界での一般的承認を得ている”と認定される技術に基づいた証言は証拠として許容できるが、それは公判裁判官がその裁量権を行使して、提出された証言は陪審に役立ちうるとして専門家に適格性が認められると判断した場合に限られる。

われわれは、本件記録、この問題を検討した判例、そして利用可能な法的及び科学的論評を調査した結果、“声紋”分析は現時点においてフライ判決の下で必要とされる学界での一般的承認を得ていないと考える。われわれは、それ故、“声紋”ないしスペクトログラムに依拠した証言は現在のところ、メリーランド州裁判所において音声識別の証拠として許容できないと判示する。

【19】第2巡回区連邦控訴審ウィリアムズ判決 (1978年)

本判決 (United States v. Williams, 583 F. 2d 1194) は、覆面捜査官が麻薬事件を内偵中、自称“ビギー (Biggie)”との電話での取引中の会話を録音し、後に逮捕された被告人ウィリアムズ (X) に電話による音声サンプルを提出させて両録音テープの専門家による声紋識別の許容性が争われた事案につき、声紋分析の信頼性及び陪審への誤導を詳細に検討した上で、本件では信頼性を保障し陪審の誤導を防止するための安全装置は十分であるとして、被告人の主張を退け原判決を支持したものである。

【判示】 すべての“科学的”証拠の一般的な許容性のための明確に定義された普遍的なりトマス検査はない。しばしば引用される基準(test)は、1923年のフライ判決で初めて明らかにされたもので、“それが属する特定の分野での一般的承認”を要求するというのである。

われわれは本件で、特定の科学的証拠の許容性又は非許容性を取り扱うのであって、いわゆる科学的“事実”ないし“真実”を取り扱うのではない。それ故、証拠の許容性に通底する確立した要件が作用する(come into play)こととなり、一方においては証拠の証明力(probativeness)、重要性(materiality)及び信頼性(reliability)が、他方においては陪審の誤導、偏見、あるいは混乱が検討の焦点にならなければならない。本件では、証明力及び重要性についてはほとんど困難がない。それ故、われわれの関心は、信頼性および誤導の傾向に向けられる。

信頼性の判断は、単に“賛成する(科学者の)人数を算える”方法だけに依拠することはできない。Xは公判で、スペクトログラフの分析の使用を支持するとして10人の科学者の、そして反対するとして17人の科学者の名簿を提出した。この技術の容認は、スペクトログラムの仕事をしたことのある科学者の間では強く、その仕事をしたことのない科学者の間では弱い。さらに現在は支持者として分類されている科学者の何人かはこれに反対していた。学界での意見の一致はきわめて稀である。学界内で何らかの支持を得ることもできない、あるいはごく少数の支持にとどまる技術は裁判所によって信頼できないと認定されるであろうことに疑いはない。特定の種類の科学的証拠の許容性を判断する際に、科学者の“投票”傾向(“volting” pattern)がどのようなものであれ、裁判所はかかる証拠の信頼性を判断する責任を科学者に引き渡すことはできないのである。

またスペクトログラフの証拠が絶対的に正確である(infallible)ことを決定する必要もない。唯一の問題は、スペクトログラフの分析が法廷での使用を正当とするに足りる十分な信頼性の

レベルに達しているかである。

ウィリアムズ(X)によれば、スペクトログラフの音声分析証拠には陪審を誤導ないしは混乱させる傾向がある、素人の陪審員は“科学的技術”、“専門家”、そして使用された“すばらしい装置”をとりまく“神秘的な絶対的現実性の雰囲気”に圧倒されるという。しかし、スペクトログラフの音声分析における決定的処置(critical step)は、単に視覚によるパターン的一致(pattern-matching)の処置であり、これは陪審が容易に理解し評価しうることである。

さらに陪審は、スペクトログラフの音声分析証拠を検討する際に、単に受け身の聴取者として参加することを期待されていない。テープは再生できるし、もし必要ならば、陪審のために再再生できる。スペクトログラム自体、陪審によって検討され比較されうるのである。加えて、通常的安全装置(safeguards)は十分に利用可能である。専門家の適格性、技術自体の信頼性、要するに、スペクトログラムの正確性及び信頼性、これらはすべて反対尋問及び反対する専門家の証言を通じて、挑戦と攻撃にさらされる。そして陪審は最後に、専門家の意見は単に陪審の手助けをするにすぎず、もしそれが信頼できないと考えるならば、それを完全に拒否できる旨説示されるのである。

本件記録は、信頼性を保障し陪審の誤導を防ぐことを意図した安全装置が事実上すべて用いられていたことを示している。Xの声のサンプル・テープは、問題のテープすなわち誰のものであるかが明らかでない声がテープ録音された状況に可能な限り近づけて電話線を通じて録音された。サンプル・テープ作成時にXは、問題のテープの写しを読み上げた。スペクトログラフの専門家ランドグレインの意見は、両テープの聴覚による音声比較及び視覚によるスペクトログラムの比較に基づいていた。テープは陪審に再生された。スペクトログラムは陪審に示された。ランドグレインの意見は、問題のテープとサンプル・テープでの対応する語句のスペクトログラムの13個の一致点——これは同一性のための確立された基準よりも3個多い——に

基づいていた。残りのスペクトログラム間にも“一致性”がみられた。この専門家は、完全な分析をするために必要とされる時間のすべてをかけた。ランドグレインは、彼の適格性、方法及び装置に関して反対尋問にさらされた。この専門家には知識があり、その装置は正確で信頼できる、そしてスペクトログラムは比較するための十分な素材(subject)であった。陪審は、専門家の意見は彼らの助けになるだけであり、もし信頼できないと考えれば排除しう旨説示された。

本件でのランドグレインの適格性及びその装置の品質に対するXの攻撃には理由がない。証拠(排除)手続で証言した専門家はすべて、Xが提出した専門家を含め、ランドグレインの適格性を認めた。ランドグレインは国際音声識別協会によって認証されており、広汎な実務経験がある。ランドグレインが分析をした時点でスペクトログラフ装置に欠陥があったとの主張を裏付ける証拠はない。Xの主張は専ら、この機械の過去の問題性(past difficulties)から導き出した仮定的推論に依拠したものである。またテープには何らかの形で欠陥があるとの認定を裏付ける証拠もない。それどころか、すべての専門家は聴取時に、テープの高品質性を認めているのである。

このようにみてくると、各裁判所は、1968年から1970年にかけて実施されたトシ博士による大規模実験の成果を指摘しつつ、次第に声紋識別証言の許容性を肯定するに至るのである。むろん、声紋技術の信頼性が科学的に完全に承認されたとはまではいえず、その意味ではなお「未解決」であることも事実であるから、フライ法則を厳格に解して未だ「一般的承認」を得ていないとして消極に解する判例も少なくない。しかし、明白な傾向とまではいえないにしても、少なくとも多くの裁判所が1970年代を通じて、声紋鑑定の許容性を次第に支持するに至ったという事実は否定し難い。

C 1980年代

1980年代になると、声紋鑑定の許容性を肯定

する判例がさらに増加する。むろん、フライ法則を厳格に解釈適用して未だ学界での“一般的承認”を得ていないとして消極に解する判例もあり、判例上確立したとまではいえないが、70年代の風向きの変化をうけて判例の流れが徐々に一定の方向に定着化しはじめたことは否定できない。その背景には、とくに70年代後半に顕在化したフライ法則に批判的なマコーミックの見解の有力化及びそれに依拠した証拠規則の制定等のあることは繰り返し指摘したとおりである。

以下、主要な関連判例をやや詳しく紹介しておく。

【20】オハイオ州最高裁ウィリアムズ判決(1983年)

本判決(State v. Williams, 446 N. E. 2d 444)は、匿名による救急車要請の電話録音の声と被告人の右と同一方法による電話録音の声との声紋識別証言の許容性が争われた事案につき、州証拠規則にいう“関連性”ある証拠として許容するに足りる信頼性が十分に立証されたとして、これを許容した原判決を支持したものである。1978年の【19】ウィリアムズ判決と同旨の州最高裁判決として紹介しておく。

【判示】 当裁判所はこれまで、音声の分析、識別証言及び証拠物件(exhibits)の許容性に関して判断したことはない。この論点は本件で直接提示され、そのような証拠の許容性は一定の要件の下に認めるのが相当であると下級裁判所で判示された。われわれは以下にのべる理由でこれに同意し、音声の分析、識別証言及び証拠物件は十分に信頼できることが立証されたので本件において関連性ある証拠として許容できると結論する。

これまで多くの連邦及び州裁判所が識別のためのスペクトログラフ分析の許容性を検討してきたが、その結論はさまざまである。例えば、【17】ウィリアムズ判決(許容できる)、【12】マックダニエル判決(許容できない)、1977年のウィリアムズ判決(United States v. Williams, 443 F. Supp. 269)(許容できる)、【9】サンプル判決(プ

ロベション取消手続において許容できる)、【18】リード判決(許容できない)、【15】ツベイ判決(許容できない)、1977年の【14】トパ判決(許容できない)、1967年の【13】ケリー判決(許容できない)を見よ。

結論が法域毎に異なるように、そのような証拠を許容する基準もまた異なる。新しく確認又は適用された科学的原理の許容性に関する最も初期の意見は1923年のフライ判決の中に見い出される、すなわち、“科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を横切るその時を正確に定義することは難しい。このぼんやりとした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない。そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論がなされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的承認を得たものであることが十分に確証されていなければならない”というのである。

しかし、この“フライ・テスト”は裁判所だけでなく評釈者によっても批判されてきた。“一般的承認は科学的事実について裁判所が職権による確知をするための相当な前提要件であって、科学的証拠の許容性のための基準ではない。適格性ある専門家証人によって支持されている関連性ある結論は、他の排除の理由がない限り、許容されるべきである”とマコーミック教授によって批判されたのである。

本件で両当事者は、当裁判所が上述した特別な基準(special tests)の一つを採用することを求めているけれども、われわれは、当州の証拠規則から派生する柔軟な基準を選択(endorse)する。このスペクトログラフ証拠への望ましい柔軟なアプローチは、【17】ウィリアムズ判決においてメイン州最高裁によって初めて採用された。同最高裁は科学的証拠に対する特別な法則を採用することを拒否し、その代わりに“規則402条及び702条によって明らかにされているように、専門家証言が関連性があり事実認定者に役立つときはいつでもその許容性を支持する証拠規則の基本哲学”に従う方を選んだの

である。

われわれは、メイン州における同種事案(our counterpart)と同様、新しく確定ないし適用された科学的原理が許容できるかを判断するために科学的論争に頭をつっ込む(engage in scientific nose-counting)ことを拒否する。われわれは、証拠規則が専門家証言の許容性のための相当な前提要件を明らかにしていると考え、そしてわれわれは、各事案毎に問題とされている証言が関連性があり、当該証拠を理解し又は争点事実を判断するために事実審判者に役立つであろうかの判断を当州の裁判所に委ねていると考えるのである。

訴追側は、アメリカ音響学会……国際音声識別協会の会員であるスミルコフスキー警部を証人として喚問した。彼は後者の組織によって、法廷で意見を述べ証言することを認証されている。事実、スミルコフスキー警部は、オハイオ州を含む18州でおおよそ25回、そしてカナダでは2回、証言している。スミルコフスキー警部は、本件で良質と思われた未知のテープと既知のテープの分析に少なくとも60時間費して60ないし80のスペクトログラムを準備したと証言した。“私は本件で積極的な識別をした、そしてこれらの音声は同一の話者のものであることを合理的な疑いを容れない程度に絶対的に確信している”と証言したのである。

われわれは、一般的な音声識別の信頼性及び個別的なスミルコフスキー警部の分析に関する争いのない証言に照らし、公判裁判所が本件で専門家の音声識別証言及び証拠物件を許容したことに誤りはないと結論する。当該証拠を証拠規則402条の意見における“関連性”あるものと適格づけ、そしてスミルコフスキー警部を証拠規則702条に規定されている専門家証人として適格づけるに足りる十分な“信頼性”の立証が法廷でなされたからである。

われわれは、しかし、裁判所が一旦許容性を決定したとしても、スペクトログラフの音声識別技術それ自体が信頼できない、あるいは誤りを導く(misleading)という見解を含め、どのような理由によってであれ、陪審はなお自由に音

声識別供述を排除できることを強調しておく。

【21】アリゾナ州最高裁ゴルタレス判決(1984年)

本判決(State v. Gortares, 686 P. 2d 1224)は、大規模なヘロイン密売事件を捜査中の警察が盗聴令状を得てヘロインの密売買のやりとりを秘密録音し、それに基づき有罪とされた被告人ゴルタレス(X)が多岐にわたる論点を掲げて上訴したところ、訴追側が被告人に有利なスペクトログラムの音声識別に関する専門家証言を公判裁判所が証拠として許容したのは不当であるとの争点を追加した上で、その許容性を争った事案につき、スペクトログラムの分析による音声識別は未だフライ判決にいう関連する学界での一般的承認を得ていないから証拠として許容できないとしつつ、本件での公判裁判所の誤りは無害であるとして、Xの有罪判決を支持したものである。

【判示】 われわれは1982年のコリンズ判決(States ex rel. Collins v. Superior Court, 644 P. 2d 1266)で、1923年のフライ判決において初めて明らかにされた法則の当州での採用を再確認した。

フライ法則を適用する際の最初の仕事は、スペクトログラムの分析がその属する特定の科学分野を確定することであり、フライ法則を適用する際の次の仕事は、スペクトログラムの分析がこのグループ内での“一般的承認”のレベルに達しているかを判断することである。われわれは、科学的文献に含まれている多くの報告書を読み了えて、スペクトログラムの分析による音声識別は現時点において関連する学界での一般的承認というフライ判決の要件を満たしていないと結論する。

この領域においてさらに研究が進められたか、そして研究が進められたとして、その結果はどうであったかを示す先例がない。そのような情報が欠けているので、音声のスペクトログラム分析が信頼できる結果をもたらすものとして関連する学界で一般的に承認されているということとはできない。それ故、われわれは、フラ

イ法則の下で音声スペクトログラムの比較に基づいた専門家の意見は刑事裁判において証拠として許容できないと判示する。なお、この争点に直面した他法域での裁判所はさまざまな結論に達している。一般的にフライ法則に従う若干の裁判所は、スペクトログラムの証拠を許容することを拒否する。【12】マクダニエル判決、【10】アディソン判決、【13】ケリー判決、【16】ブラウン判決、【18】リード判決、【15】ツベイ判決、【14】トバ判決等を見よ。一般的にフライ判決の修正ないしフライ判決に全く言及しない裁判所は、スペクトログラムの証拠を認めている。【17】ウィリアムズ判決、【6】ワーリイ判決、【11】ライカス判決、【4】トリンプル判決等を見よ。

本件で公判裁判所がスペクトログラムの比較に関する専門家証言を認めたのは誤りであった、しかしこの誤りは無害であった。X側の専門家証言にもかかわらず、陪審は合理的な疑いを容れない程度にXの有罪を認定した。スペクトログラムの証拠を許容したのは誤りであるけれども、それはXに偏頗でなかったのである。

【22】ロードアイランド州最高裁ウィーラ判決(1985年)

本判決(State v. Wheeler, 496 A. 2d 1382)は、Aの死体発見に結びついた警察への匿名電話による通報者の音声と被告人ウィーラ(X)の音声とのスペクトログラム分析による専門家証人の識別証言の許容性が争われた事案につき、専門家証人を反対尋問しその結果の正確性につき質問する機会が被告人側に与えられた後でのスペクトログラム分析による音声識別の証拠は公判裁判所の裁量によって許容できるとした上で、この点に関する原審の判断には誤りはないとしたものである。連邦証拠規則にならった州証拠規則に基づき声紋識別証言を許容した1978年の【17】ウィリアムズ判決および1983年の【20】ウィリアムズ判決と同旨のものとして紹介しておく。

被告人側は、スペクトログラムの音声識別は新しく開発された科学的原理の適用に依拠し

ている、それ故、その証拠としての許容性は1923年のフライ判決で明らかにされた基準によって規制されるべきであると主張する。このいわゆるフライ・テストは、科学的証拠の許容性との関わりでしばしば引用され論議されてきた。しかしそれは多くの論者によって広く批判されてきた。“一般的承認は科学的事実について裁判所が職権による確知をするための相当な要件であるが、科学的証拠の許容性のための基準ではない。適格性ある専門家証人によって支持されている関連性ある結論は、他の明白な排除の理由がない限り、許容されるべきであるというのである” McCormick, *Handbook of the law of Evidence* § 203 at 608 (3d ed. Cleary 1984)。

これと反対に、フライ・テストは次の理由で弁護されてきた。すなわち、それは“特定の事案において科学的判断の有効性を批判的に検証できる最小限の専門家予備軍が存在することを保障することによって、訴追側と被告人側の双方を保護する。科学的証明は素人の陪審の目からすると、神秘的な絶対的正確性を示しているようにもみえるので、特定の技術の仕組みや方法に同等に精通している反駁できる専門家を提出できることは不可欠である”というのである。**【10】** アディソン判決を引用する1983年の**【20】** ウィリアムズ判決。

われわれは、当法域において事実審判者に役立つであろう科学上の開発に道を開いてきた。“当裁判所は科学的なテスト又は実験にかかわる証拠による事実の立証に敵対的であることは一切なかった”のである。当州の専門家証言の使用に関する法及び実務は、歴史的に事実審判者に役立つことが決定的に重要 (the most critical consideration) であるという原理に立脚している。

わが同胞州 (our sister states) のいくつかは、この争点を検討し、そしてその許容性を支持する判断を下した。われわれは、マサチエッツ州最高裁判所が1975年の**【11】** ラिकास判決において“専門家数が限られているとしても、もしその原理がその使用に精通していると考えられている人たちによって一般的に認容されて

いるのであれば、フライ法則の一般的承認の法則の要件は満たされているというのがわれわれの意見である”と述べた上で、フライ判決の基準を適用して音声スペクトログラフの証拠の許容性を是認したことに注目した。

連邦証拠規則にならった州の証拠法典を採用したメイン州最高裁は**【17】** ウィリアムズ判決において、それにもかかわらず“専門家証言の許容性に関する支配的基準は、提出された専門家が適格性を有し、そして証拠価値よりも証拠規則403条で言及されている諸要素〔偏見、混乱、ないしは時間の浪費〕の方が実質的に優っていない限り、裁判官の健全な裁量によって、なされるべき証言が関連性があり、かつ事実審判者が当該証拠を理解し又は争点事実を判断するために役立つかどうかである”と結論した。同裁判所はこのウィリアムズ判決において、われわれの判例法と完全に一致する彼ら自身の先例に依拠して、音による識別証拠の許容性を是認したのである。

本件記録上、確立した判例法の下での基準のすべてを公判裁判官が注意深く検討したことは、音声スペクトログラフの識別証拠の許容性を命じた公判裁判官の判断に十分理由あるのは明らかである。被告人側弁護人には、公判で専門家を反対尋問してその結論の正確性を問題とする機会があった。そしてスペクトログラフー音声ー識別ー技術は信頼できない又は誤導を招くとの見解を含めて、何らかの理由で音声ー識別証拠を排除することがなお陪審に委ねられていたのである。われわれは、それ故、公判裁判官は音声識別証拠を適切に許容したと結論する。

【23】 ニュージャージー州最高裁ウィンドミア判決 (1987年)

本判決 (Windmere INC v. International INS Co., 522 A. 2d 405) は、火災保険金請求訴訟において放火予告電話の音声と原告会社の管理人の音声とが同一であるとする専門家証言の許容性が争われた事案につき、声紋分析に関する学界での一般的承認は確証されておらず、その信頼性に関する判例上の一般的承認もないか

ら、声紋分析の結果を証拠として許容したのは誤りであるとしつつ、その誤りは偏頗なもの(prejudicial)ではないとして、原告敗訴の原判決を支持したものである。民事事件であるが、フライ法則に従うことを明示した上で、声紋識別に関する先例——そのほとんどは刑事事件である——を引用しつつ、その許容性を否定したものであるだけに、その詳細な判示内容と相まって、判例の整理としても有益かつ重要な州最高裁判例である。

【判示】 1 声紋の科学的信頼性に関する論争ほど話題になったテーマはほとんどない。ニュージャージー州においては、1967年の【2】キャリ判決、1972年の【7】アンドレッタ判決、1977年のペレス判決(State v. Perez, 375 A. 2d 277)、そして最近のダーク対ダーク事件判決(D'Arc v. D'Arc, 385 A. 2d 278)以降、この論争は未解決のままである。

声紋分析の結果の証拠としての許容性は、その科学的信頼性にかかっている。当裁判所は最近の一連の判決で、科学的証拠が争点たる事実を立証するために許容できるかを判断する際に適用する原理を再論した。これらの判決はいずれも刑事裁判の文脈下での専門家の科学的証拠ないし科学的装置の使用を取り扱ったものであるが、その原理は一般に民事手続にも適用されるので、本件でわれわれにも役立つ。

専門家証言ないしは科学的証拠の提出者が学界内での一般的承認という文言で求められている信頼性を立証できる方法には、一般に3つの方法がある。すなわち、①知識ある専門家の証言、②権威的な科学的文献、そして③そのような専門家証言に関する一般的承認を是認する説得力ある判例の存在である。これらの科学的装置の信頼性を確認する基準のいずれも、声紋に関して激しく争われてきた。

(1) 声紋分析の科学に関する第一の懸念は、それがミシガン州立大学言語及び聴覚研究所に所在する主要な研究施設を唯一の源泉としてのことである。本件において、【18】リード判決、【11】ライカス判決、【2】キャリ判決におけるように、証言した証人はミシガン州立大学でこの

装置の開発に関係していた専門家だけだった。

カリフォルニア州最高裁は【13】ケリー判決で、同事件での証拠記録上の特徴について次のように述べた。彼(ナッシュ)の経歴は、彼が声紋分析の指導的推進者であることを明らかにしている。彼は実質的にこの技術の信頼性の上でその経歴を確立した。この状況は、この分野における開拓者であるカースタが声紋証拠の許容性を支持する主たる訴追側証人であった【3】キング判決での状況と酷似している。同証人は声紋技術の有力な唱導者であり、余りにも密着に声紋分析の裏書と一体化しているため、反対する科学的見解の性質や程度について公正かつ偏頗なしに評価できない。“裁判所はカースタの意見を誠実なものとする認めることができるだけ”であるとキング判決において指摘されたのと類似の立場にあったのである。

本件でスムルコフスキーとアレクサンダーソンの2証人は、証拠規則8条の審理手続でこの装置の信頼性について証言した。スムルコフスキーは、ミシガン警察の音声識別班の指揮官(commanding officer)であった、そしてトシ博士とともにミシガン州に勤務していた。アレクサンダーソンは、本件で声紋を作成した音声識別会社の経営者(operator)であった。1969年から1973年にかけてアレクサンダーソンは、ニュージャージー州のソマヴィルにある声紋研究所で働いていた。彼は、同会社社長で声紋識別の指導的推進者であるローレンス・カースタの下で“見習い(apprentice)”として働いた。1973年にアレクサンダーソンは、自分自身の会社である音声識別会社を設立した。同分野における経験にもかかわらず、アレクサンダーソンは声紋技術の領域ではほとんど正式な訓練を受けていなかった。すなわち、彼は僅か数単位(only several credit hours)しか取得しておらず、ミシガン州立大学又はミシガン州警察の主催する8回のセミナーに参加したことがあるにすぎない。これらのセミナーでの講義はトシ博士とスムルコフスキー警部によって行なわれた。アレクサンダーソンは、国際音声識別協会と国際識別協会からそれぞれ1978年と1983年に専門

家として認証された。彼はまた、トシ博士やカースタを含む国際識別協会の5人の理事の1人でもある。

われわれの関心事は、専門家の適格性にあるのではなく、彼らの経験の限定的な枠組及びその偏頗の可能性にある。ほとんどすべての専門家は、直接又は間接にミシガン州警察に結びついている。本件で公判裁判所はアレクサンダーソンを専門家と考えることはできたが、【13】ケリー判決におけるように彼の意見を誠実なものとして認めることができるだけであった。

(2) 声紋分析の信頼性を取り扱う文献には不足しない。公判裁判所は声紋の許容性に関する多くの判例を検討したけれども、関連するより最近の科学論文によってこの技術の信頼性及び承認に関する争いを解決しようとしなかった。

1978年の【18】リード判決は、権威的な科学的文献によれば、同装置の承認に関する専門家による一致が認められないと判示した。この問題に関する文献は多岐にわたり、さまざまな判例の中で説明されている。米国音響学会音声コミュニケーション部会の会員は、この問題に関する論文の多数がその方法の性格づけに(in their characterization of the process)否定的であるとの理由で、この方法の信頼性を42対0で否決した。したがって、関係ある権威を比較することなしにこの争点を解決できない。われわれはしかし、関連論文に争いがある(the journals are in disarray)ことには同意する。

(3) 類似の証人の争い及び相反する科学的報告書に直面した若干の裁判所は、画一的に(categorically)この装置の科学的信頼性を有効とすることに躊躇している。例えば、【21】ゴルタレス判決、【13】ケリー判決、【18】リード判決、【15】ツベイ判決、【14】トパ判決を見よ。

一方、多くの法域(many jurisdictions)はこの装置の有効性を維持している。例えば、1978年の【17】ウィリアムズ判決、【11】ライカス判決、【4】トリンプル判決、1983年の【20】ウィリアムズ判決、1985年の【22】ウィーラ判決等を見よ。かくしてわれわれは、この装置の科学的信頼性に関する法域間の争いにさらされてい

るのである。

2 指導的な裁判所及び評釈者はフライ・テストの修正を提案してきた。1985年のダウニング判決(United States v. 753 F.2d 1224)においてフライ・テストは退けられ、学界内での特定の科学的承認の程度は科学的証拠を許容すべきかを判断する際に考慮すべき1つの要素にすぎないとされた。“新しい科学的証拠の許容性——フライ判決の50年後”と題する論文(80 Colum. L. Rev. 1197 (1980))においてジアネリ教授(Professor Giannelli)は次の3つの要素、すなわち、①基礎にある原理の有効性、②その原理を適用する技術の有効性、そして③特定の事案における当該技術の適切な応用、この3つの要素に焦点をあて、科学的証拠の許容性は举证責任の配分によってコントロールすべきであることを示唆している。われわれはこのように提示された懸念を認識しているけれども、このような基準を採用することを拒否する。われわれの従前のテストは余りにも度々適用され、そして満足すべき結果を伴っている、今それから脱離することはできないのである。

3 われわれが原判決を妨げないとする理由は、本件全体の記録、事実、及び手続に由来する。放火の動機を示す財政上の証拠のほか、もし陪審が信じるならば、放火されるであろうことをYは知っていたことを示す証拠があった。われわれは、不発爆弾がレストランの廃虚の中で最近発見された後で、X、Yの兄弟がレストランの火災に関連して起訴された旨の報告を受けた。さらに、原告の管理人であるA以外の人物が第3級放火罪で有罪の答弁をして、その弁護人を介して匿名の電話をかけたことを認めたという。したがって、声紋を使用して匿名の音声はAのそれであると“積極的に”判断したアレクサンダーソンの結論は誤りであったことになる。

もちろん、これらは現時点での不利益な事実の承認にすぎず、民事事件を解決するものでない。われわれは、しかし、すべての証拠の重複的効果に基づいて、かつ声紋を排除して、信頼できる証拠の優越によって本件放火は原告の支

配ないし知識の下でなされたとの陪審の評決を支持するのに十分な証拠があったと認める。われわれは同様に、この民事評決は声紋を許容したことの不当な結果ではなかったことを確信する。被告側弁護人によるおよそ41頁に及ぶ最終弁論の中で、録音テープへの言及はごく簡単なものであった。弁護人は陪審に対し匿名の電話の録音テープとAの録音テープとを比較するように要求した。声紋の専門家証言への言及はとくになかった。さらに、原告側の弁護人は、たとえ匿名の電話の主がAであるとしても、Yが関係していたことを示す証拠は不十分であることを強調した。それ故、声紋は本件ではほんの部分的役割しか果たしておらず、陪審の検討時に決定的要素ではなかったのである。控訴審の判断は支持される。

【24】第7巡回区連邦控訴審スミス判決(1989年)

本判決(United States v. Smith, 869 F. 2d 348)は、銀行員を装って存在しない預金の電送を電話で銀行に依頼したとして有罪とされた双子の姉妹が声紋識別証言の許容性を争った事実につき、証言の提供者が適切な基礎固めを立証した場合には、スペクトログラムの音声分析に関する専門家証言は許容できるとして、原判決を支持したものである。声紋証言を許容した一連の連邦判例を引用しつつ、これに与することを明示したもので、従前の連邦判例の整理としても有益な判例法の典型的事例である。

【判示】 本件の許容性を一般的に論ずる際に両当事者は、1923年のフライ判決を引用する。同判決で裁判所は次のように述べている。すなわち、“科学的原理ないし発見が実験段階と確証段階との間の線を横切るその時を正確に定義することは難しい。このぼんやりとした地帯のどこかに、科学的原理の証明力が認められなければならない。そして裁判所は、十分に認められた科学的原理ないし発見から推論された専門家証言を許容することで大いに役立つであろうが、他方、推論がなされる事柄はそれが属する特定の分野において一般的承認を得たもので

あることが十分に確証されていなければならない”というのである。

フライ判決での裁判官創設の法則(judge-made rule)の有効性はいろいろな理由で若干の裁判所及び評釈者によって批判されてきたけれども、当巡回区はフライ判決の基準を確認し続けてきた。いくつかの巡回区は、フライ基準の下でスペクトログラムの音声識別に関する専門家証言を許容できると判示している。例えば、1978年の【17】ウィリアムズ判決等を見よ。今までのところ、ただ1つの巡回区だけが、スペクトログラムの音声識別に関する証言は許容できないと判示している。1974年の【10】アディソン判決。しかし、コロンビア地区巡回区は2年後にその判決に疑問を呈するようになった。1976年の【12】マックダニエル判決(裁判所はスペクトログラムの信頼性及び一般的承認が増えつつあることに照らすとアディソンを再検討する時機であることを認めたが、先例によって拘束されると考えて、全裁判官関与による判決による以外、そのようにしなかった)を見よ。われわれは本日これらの巡回区に与して、スペクトログラムの音声分析に関する専門家証言はその証言の提供者が適切な基礎固めを確証した事案で許容できると判示する。

A. 専門家証言の許容性に関して一般的に連邦証拠規則702条は次のように規定する。すなわち、“もし科学的、技術的、ないしその他の専門的知識が当該証拠を理解し、又は争点たる事実を判断するため事実審判者に役立つのであれば、知識、技能、経験、訓練、又は教育によって専門家としての適格性を有する証人は、意見又はその他の形式でそのことについて証言できる”というのである。この法則の下で公判裁判所は、証拠を許容し又は排除する広範な裁量権を有し、その決定は、裁量権の濫用である場合を除き、破棄されない。

特定の事案におけるスペクトログラムの音声識別に関する専門家証言がフライ判決の下で許容できるかを論ずる際に、他の巡回区は、その技術が(a)信頼でき、そして(b)陪審を誤導するおそれがあるかに焦点をあてている。その

ような証拠の信頼性に関してわれわれは、他の巡回区での次のような指摘を改めてしておく。すなわち、目新しさもテストにおける絶対的确实性の欠如も裁判所においてそれを不許容とするものでない。あらゆる有用な新しい発展は裁判所においてその初日を迎えなければならない。そして裁判所の記録は、争いある医師、技師、及び会計士の意見で充満している。証拠を信頼できるとするには学界における全員一致は必ずしも必要ではない。1978年の【17】ウィリアムズ判決において裁判所は、所与の科学的技術に関するいくつかの信頼性の徴憑を指摘した。それらは誤りの確率、基準の存在と維持、科学的技術採用時の配慮（そして濫用に至るおそれがあるかどうか）、及び他の種類の科学的技術との類似の関係を含んでいる。ウィリアムズ判決において裁判所は、これらの徴憑はスペクトログラムに関して存在していると考えた。

科学的技術に関する証言の陪審を誤導する傾向は、科学的根拠を有する意見の明白な客観性の故に、陪審がそのような証拠に“神秘的な絶対的确实性の雰囲気”のおおいをかけるかもしれないという事実に関係している。換言すると、相当以上に陪審はこの証拠を重視するかもしれないというのである。そのような証拠の陪審を誤導する傾向は、しかし、当該技術の分りやすさ（comprehensibility）、専門家と同じ比較ができる陪審の能力、もし納得できないのであれば、そのような証拠を信頼しない陪審の責任に関する公判裁判官による陪審への説示というような諸要素によって弱まる。さらに、そのような証言の重みは、反対尋問及び論駁によって攻撃しうるのである。

B. Xの主たる主張は、スペクトログラムの音声識別はフライ判決の下で許容できるほど十分な学界での一般的承認を得ていないという点にある。裁判所が音声識別証言を許容した事案では、これらの裁判所は関連する学界を極めて限定しているため、この技術を使用する科学者だけが含まれ、その使用に反対する科学者は含まれていないとXは主張する。関連する学界はスペクトログラムの音声識別技術を利用する人

たちだけでなく、言語学者、心理学者、技術者も含まれているというのである。

Xはまた、音声識別の理論とその実際との間には大きな乖離があり後者（実際面）が前者（理論面）より進んでいると述べ、米国学会議の1979年の報告書である音声識別の理論と実際を引用する。Xはさらに、今まで法廷で音声識別の専門家としての適格性を認められたことのないナカソネ博士が証言することを認められたという事実を非難する。Xは、前記【17】ウィリアムズ判決がフライ基準適用への柔軟なアプローチをしたことを認めながら、科学的方法が法廷に顕出される前にそれが認容されて信頼できることが立証されなければならないことも同様に真実であると主張するのである。

訴追側がその趣意書で指摘するように、Xはフライ基準が適用されるべきその方法を誤解している。Xの見解の下では、科学的技術の信頼性ないし有効性に関していやしくも何らかの不同意があれば、争われている証拠は提出されるべきではないということになろう。当裁判所は今までにそのような方法でフライ基準を適用したことはない。ポリグラフ（うそ発見器）のテスト結果は、当巡回区において早くから、その裁量が濫用でない限り、公判裁判官の健全な裁量で許容されてきた。

われわれは最後に本件に目を転じ、地方裁判官は証言を許容した際に裁量権を濫用していないと判示する。この技術の信頼性に関する十分な証拠が公判で提出された。さらにこの技術は相当な状況下において陪審を誤導させるおそれがない。われわれは、本件でそのような状況が存在していたと判示する。

訴追側は公判でスペクトログラムの音声識別の信頼性に関する十分な証拠を提出した。その背後にある原理及びスペクトログラム作成のために使用する技術を説明することに加えて、ナカソネ博士はその信頼性に関して証言した。彼は今まで法廷で音声識別の専門家として証言したことはなかったけれども、彼自ら150の事案でスペクトログラムの分析を実施して彼自身の意見を述べたことがある。これらの事例のいず

れにおいても誤った識別をしたとの報告を受けていないという。ナカソネ博士はまた、この分野において行われた実験に関して証言した。彼はまず、1968年から1970年にかけてミシガン州警察と共同してミシガン州立大学のトシ博士によって行われた研究に関して証言した。ナカソネ博士はまた、1987年6月にFBIによってアメリカ音響学会誌上に公表されたごく最近の研究を指摘した。その適格性に関する反対尋問で、ナカソネ博士は、誰の音声であっても百パーセント唯一無二(unique)であるということはないこと、そして音声識別の分野は百パーセント信頼できるものではないことを容易に認めた。ナカソネ博士はまた、被告人らのような黒人女性に関する研究はなされたことがないと述べた。

われわれは、地方裁判官がナカソネ証言を証拠として許容したことに裁量権の濫用はないと結論する。この証言は第2巡回区が前記【17】ウィリアムズ判決で論じた多くの信用性の徴憑を含んでいた。記録を徹底的に吟味すると、この技術が百パーセント絶対的に正確であるとはいえないこと、そして学界がすべてそれを支持していないことも明らかである。しかしながら、前述のように、絶対的現実性も全員一致もフライ判決の下での科学的証拠の一般的承認の前提条件ではない。われわれはまた、訴追側がその趣意書で指摘するように、スペクトログラムの識別は素人の音声識別(lay identification of voices)——それは当巡回区で許容されている——に類似することを指摘する。信頼性の十分な徴憑が本件で提示されたので、地裁裁判官がナカソネ証言に関する最終的な判断をさせるために陪審にこの証拠を委ねたことは相当であったことになる。

さらにこの証言は、陪審を誤導させるおそれはない(not likely to mislead the jury)。陪審は本件で、音声見本と録音された会話の双方を耳にする機会があった。地裁裁判官はナカソネ証言に関して特別な説示をしなかったけれども、証人の信頼性及びその証言の重みを判断する陪審の特権に関し、そして専門家証言を退ける陪審

の権利に関し適切に説示した。さらにナカソネ博士は、スペクトログラムの限界について公判で極めて率直であった。それ故、われわれは、この証言は許容できると結論する。

C. Xは、訴追側が当初に予定していた証人が証言できなかったためスムルコフスキーによって作成されたスペクトログラムに依拠していたことを理由に、ナカソネ博士の証言は証拠として許容されるべきでなかったと主張する。スムルコフスキーを反対尋問できなかったのであるから、Xの対面権は奪われたことになる。主張するのである。われわれは、この主張には理由がないと考える。本件で提出された唯一の意見はナカソネ博士のそれであった。スムルコフスキー警部がナカソネ博士によって検査されたスペクトログラムを準備したということは事実であるが、たとえその素材が他人によって準備されたものであったとしても、専門家証人は(専門)分野において他人によって普通に用いられている素材に依拠できるということは十分に確立している。憲法第6修正の対面条項は、公判で専門家が他人によって準備された素材に依拠することを禁じていない。それ故、Xの対面権は侵害されなかったのである。

このように1980年代になると、各裁判所はすでに相当数の蓄積のある各法域の先例や科学的文献に依拠しつつ、それぞれの具体的事案の下で声紋識別の許容性を判断しているが、そこでの主たる争点は70年代に顕在化しはじめた科学的証拠ないし声紋鑑定の許容性の判断基準であるといって差し支えない。すなわち、フライ法則を厳格に解し学界における声紋分析の信頼性に関する一般的承認の立証を不可欠とするか、あるいはフライ法則を修正ないし緩和して“学界”の範囲を声紋分析に精通している科学者に限定してそのグループ内の一般的承認で足りるとするか、それともフライ法則を正面から否定してマコーミックの見解ないしそれに依拠した近時の各法域の証拠規則の“基本哲学”に従い専門家の関連性ある証言は陪審への誤導のおそれなどがない限り証拠として許容するかが

争われたのである。

こうして1980年代になると、声紋識別を許容する判例の傾向はさらに顕著となるが、その背景にはフライ法則に批判的なマコーミックの見解を採用した1975年の米連邦証拠規則及び各州証拠規則が伏在していることもさることながら、少数とはいえ専門家証人の訴追側関係機関との関わりを懸念する有力な見解のあることは、日米に共通する重要な視点として注目されるのである。

3 判例のまとめと問題点

以上、1960年代後半から1989年までのおよそ4半世紀にわたる連邦及び州判例をほぼ網羅的に紹介することによってスペクトログラムによる音声識別、すなわちいわゆる声紋ないしスペクトログラムの証拠としての許容性をめぐるアメリカ法の動向を検討してきた。これから明らかに、アメリカの各法域裁判所は次第に声紋鑑定の許容性に好意的となり、そしてその多くは犯人の音声と被告人の音声とが同一であるとする声紋の専門家証人の証言を証拠として採用するに至る。とくにミシガン州立大学のトシ博士が合衆国司法省から交付金を得て1968年から1970年にかけて実施した大規模実験の結果、声紋識別の科学的正確性を確信し、1971年以降の一連の刑事事件で積極的証言をしたことが判例の動向に大きな影響を及ぼしたのである。

ところが1971年の【4】トリンプル判決を皮切りに声紋識別証言を許容するような判例の流れは、1976年の【13】ケリー判決で「突然中断 (abrupt halt)」する。カリフォルニア州最高裁は同判決で「スペクトログラムによる音声識別がフライの一般的承認の基準を満たしているかの問題に正面から取り組み」、全員一致で「そのほとんどが法執行機関と結びつきのある限定的な個人グループ間」のものにとどまり学界で一般に承認されているものでない、声紋技術の支持者の多くは技術者兼法執行官であって科学者ではないから“学界の立場を公正に評価”できないとして「スペクトログラムによる音声識別はカリフォルニア州裁判所においては許容

できないと判示」したからである。次いでペンシルバニア州最高裁は1977年の【14】トパ判決で、法執行官であるナッシュが唯一の専門家証人であることを指摘しつつ“科学者による有効性の一般的承認”の必要性を強調したが、ミシガン州最高裁は同年の【15】ツベイ判決で一般的な科学的承認は利害関係のない公正な専門家の証言でなければ立証できないと述べ、“その名声及び経歴が声紋の仕事の上で樹立されているナッシュもトシも公正かつ利害関係のない人であるということとはできない”と結論した。この3判決以降、他の裁判所は以前よりも厳格に声紋による音声識別の許容性を判断することとなり、「その結果、許容性を否定する傾向が復活 (renewed trend) しはじめた¹⁾」という。しかも、このようないわば判例の逆流ないし巻き返し傾向はその後も依然として根強く、「ほとんどすべての専門家は直接又は間接にミシガン州警察に結びついている」ことを強調する【23】ウィンドミア判決は、民事事件であるとはいえ、同一の観点に立脚した州最高裁判例として注目されるのである。

このようにアメリカの各法域裁判所は、トシ研究を契機として次第に声紋鑑定の許容性を肯定するに至る。ただ、「米国科学アカデミーは1979年に公表した報告書『音声識別の理論と実際』において注意深く検査結果の許容又は不許容に関する勧告を拒否し、法的判断に委ねることとした」が、最も重要な声紋技術の信頼性に関して科学者間に「合意がなかった」ことを指摘しており、その後これに匹敵する研究報告はない。したがって、「たとえ多くの裁判所が声紋テストの結果を証拠として許容しているとしても、やや性急にすぎた (hasty in doing so)²⁾」と批判されていたのである。この点、わが国の判例が「その結果の科学的正確性について未だ科学的に承認されたとははいえない」としつつ、検査実施者が適格性を有すること等を前提要件として声紋鑑定の証拠能力を認めているのと差異はない。しかしその背景には、科学的証拠の許容性の判断基準をめぐる激しい争いがあり、とくにいわゆるマコーミックの基準ないし

それに従ったとされる1975年の米連邦証拠規則の検討が欠かせないのである。

ところで、声紋鑑定をめぐり2つの法律問題がある。すなわち、声紋比較のために音声見本の提出を強制することの合憲性および声紋の許容性の判断基準いかなである。前者はすでに解決済みで、後者が重要であることはいうまでもないが、前者にもごく簡単に触れておく。

(1) **音声見本の提出強制の合憲性** 声紋鑑定をめぐり「言及しておかねばならない最初の法律問題は、被疑者に話すことを強制し、それ故、刑事手続において彼に不利に用いられる識別証拠の提出を強制することの合憲性である。」第5修正の自己負罪拒否特権は、その性質上証言的 (testimonial in nature) である証拠にのみ及ぶ。「被疑者に本人の物理的特徴の提示を強制することは、証言的な証拠の提出を強制することでない。音声はコミュニケーションの手段であるけれども、話し方 (speech pattern) それ自体は、ある音声と他の音声とを区別する単なる物理的特徴にすぎない。識別のために話すことを強制される際に被疑者は、その意味内容は重要でない一連の音声の提示を要求されるだけであり、証言的な証拠の提供を強制されないものである³⁾。

合衆国最高裁は1973年、第4修正及び第5修正に違反するとの理由で被告人らが声紋サンプルの提供を拒否したため法廷侮辱罪に問われ「裁判所の命令に従うか、それとも18月経過するまで」の身柄拘束を命じられたところ控訴審が第4修正違反を理由にこれを破棄した事案で、いずれもわが国でも周知のシュマーバ⁴⁾、ウェイド⁵⁾、ギルバート⁶⁾、キャッツ⁷⁾等の諸判例を引用しつつ、次のような判断を示し、その合憲性を正面から確認した。すなわち「音声記録は述べられたことの証言的なしコミュニケーション的内容ではなく単に証人の音声の物理的特徴を比較するために用いられるにすぎない。」「個人の音声の物理的特徴は、特定の会話の内容と異なり、常に公衆にさらされている。個人の顔の特徴や筆跡と同様、個人の音声はそれを耳にする他人に繰り返し提示されている。他人

が彼の音声を知らないであろうことを個人が合理的に期待できないのは、彼の顔が世間に秘密にされているであろうことを個人が合理的に期待できないのと同じである⁸⁾」と判示したのである。

(2) **声紋の許容性の判断基準** 裁判所が声紋鑑定の許容性を判断するために用いてきた証拠法上の基準には「うそ発見器の証拠に初めて適用されたフライ基準 (Frye Standard)、フライの最近の修正であるウィリアムズ基準 (Williams standard)、そして連邦証拠規則及びそれにならった各州規則の中で具体化されているマコーミック基準 (McCormick Standard)⁹⁾」がある。フライ基準が1923年のコロンビア地区連邦控訴裁判所の判決に従い学界での一般的承認を声紋鑑定の許容性の判断基準とするものであることはいうまでもない。他の2つの基準についてここで簡単に説明しておく。

まずウィリアムズ基準は1958年のウィリアムズ判決に由来する。新旧の注射痕があるにもかかわらず最近薬物を使用したことがないとする被告人X、Yを逮捕直後にその同意を得て医師がナリーン検査を実施したところ陽性反応を示したので、同検査の正確性に関する他の医師の証言をも得て、Xらを右検査時に薬物の影響下にあったと認定し有罪とした原判決につき、カリフォルニア州上級裁判所は、本件のような検査結果が許容されるのは「同検査がその学問領域で一般的認容を得ている」場合に限り得るとした上で、次のような判断を示し原判決を支持した。「訴追側の各専門家はたしかに反対尋問で、医師は一般にナリーンの使用には不知である、それ故、一般的承認は現在のところ薬物問題を取り扱う特定の分野のごく少数の者に限定されているので、ナリーン検査が医師全体 (medical profession as a whole) の一般的承認を得ているとはいえないことを認めた。では、このような事実のため証言を不許容とすべきなのであろうか。われわれはそうとは考えない。医学の専門家はすべて検査の信頼性を指摘している。同検査はその使用に精通していると考えられている人たちによって一般的に承認されてい

る。今日のような専門化の時代に、これ以上のことを要求すべきではない¹⁰⁾。この判示部分が科学的証拠に関するいわゆるウィリアムズ基準として引用されるのである。

つぎにマコーミックの基準は、マコーミックの証拠法第一版の次の文言に由来するといわれる。すなわち、マコーミックは科学的技術の項目の中でフライ法則に批判的なトラウトマン教授の見解¹¹⁾を敷衍して次のように述べた、すなわち「“一般的な科学的承認”は科学的技術につき裁判所が職権による告知をするには適切な要件であるが、科学的証拠の許容性のための基準ではない。適格性ある専門家証人によって支持された関連性ある結論は、他の排除理由がある場合を除き、許容されるべきである。(他の排除理由とは)とくに、その証拠価値が周知の陪審の偏頗なし誤導の危険、不公正な不意打、そして不当な時間の浪費によって圧倒されうる(場合のことである)。」この指摘部分が後にマコーミックの基準ないし伝統的ないわゆる関連性のアプローチ(relevancy approach)として引用されて次第に有力化する¹²⁾。

この関連性のアプローチは「新しい科学的証拠を他の証拠と同一に取り扱い¹³⁾」「本質的に他の証拠と類似の方法で評価することを陪審に認める¹⁴⁾」ものであるから、「伝統的な分析に復帰」してフライ法則を真っ向から否定したものであることは明らかである。しかし、繰り返し引用されているにもかかわらず、他の論述とあわせ読むと右のマコーミックの見解は必ずしも明確なものではないため、若干の混乱が生じる原因となっているといわれる。

ところで、1975年の米連邦証拠規則は「この関連性のアプローチを法典化」したものであるという。すなわち、同規則401条は論理的関連性を定義し、同403条はトラウトマン教授が詳論した「関連性の比較衡量の基準(the balancing standard of relevancy)を具体化している。」そして同702条は専門家証言一般と関連づけてとくに科学的証言に言及し「もし科学的、技術的、ないしはその他の専門的知識が、事実認定者が当該証拠を理解し又は争点たる事実を判断するのに役立つ

ものであれば、知識、技能、経験、訓練、又は教育によって専門家として適格性を有する証人は意見その他の形式でそのことについて証言することができる」と定めているからである¹⁵⁾。しかし「連邦証拠規則の採用はフライ・テストの不安定な地位を解消しなかった。連邦証拠規則は……混乱の一因となった。同規則は一般的承認の基準が廃止されたのかどうかにつき沈黙している。この争点は規則諮問委員会の注釈や連邦議会の小委員会報告書……において全く無視されている。そのため連邦証拠規則制定後もフライ・テストが健在であるかどうか」につき見解が分れているというのである¹⁶⁾。この点につき、第3巡回区連邦控訴裁判所は1985年のダウニング判決¹⁷⁾で簡潔な指摘をしている。

(3) **三基準の比較検討** このように声紋鑑定の許容性をめぐるアメリカ法の動向を正確に把握するためにはマコーミックの基準を採用したといわれる1975年の米連邦証拠規則の沿革及び科学的証拠の許容性一般に関するその後の動向の仔細な検討が不可欠となる。しかし、到底その余裕がないので、本稿では問題点を指摘するにとどめ、判例の三基準の適用状況及びその問題点を比較的簡潔にとりまとめているある論者の見解を次に紹介し、まとめたい。なお、引用判例は論者のそれである。

声紋鑑定をめぐる法律上の争点は、科学的証拠の許容性のための証拠法則にかかわる。2つの相重なり合う問題が提起されている。すなわち、第1に、当該技術をめぐる科学的論争及びその中でなお認められている誤りの余地に鑑み、スペクトログラフによる音声識別は刑事裁判において証拠として許容できるほど十分に信頼できるといえるかである。そして第2に、いかなる証拠法上の基準が音声証言の許容性を支配すべきであるかである(例えば、【13】ケリー判決、【17】ウィリアムズ判決等を見よ)。

科学的証拠をめぐる論争での主要な関心事は、それが陪審を誤導する傾向である(【19】ウィリアムズ判決、【11】ライカス判決等を見よ)。科学的な実験及び結論はしばしば、たとえそれらが属する科学部門がまだほんの初期の

発展段階にあるにすぎないとしても、何かしら確実な外見 (an air of certainty) を伴う。……スペクトログラフ証拠に対する厳格な許容性の基準を維持するに当たり、素人である陪審はこの種の新しい科学的技術の弱点を見抜いたり、あるいはその科学的有効性に関して判断を下したりする資格がないということが主張されてきた。かかる証拠が科学者によって確証される以前にそれを許容することは、それが見せかけの正確性を伴っているため (by its misleading posture of accuracy)、有罪又は無罪の争点を決定する陪審の領域を侵すことになりかねないというのである。

他方、たとえスペクトログラフ証拠が許容されたとしても、このような危険は十分に防ぎうるということが判示されてきた ([19] ウィリアムズ判決等)。音声テープ及びスペクトログラムそれ自体が陪審に提示されておれば、陪審はスペクトログラフの客観的要素について陪審自ら直接的な評価を下すことができる。当該方法における誤りの可能性は尋問を通じて指摘しうる、そして当該方法の信頼性は反対尋問を通じて論駁できる。陪審はその技術が信頼できない、あるいはその結果が疑わしい (misleading) と考えるならば、音声スペクトログラフによる識別の証拠を無視できる旨提示されうるというのである ([13] ケリー判決等)。

三つの相異なる証拠法上の基準が声紋証言の許容性を判断するために裁判所によって採用されており (例えば、[10] アディソン判決等を見よ)、そしてこれら三つの基準を中心に許容性に関する現在の論争がなされている。裁判所はいずれの基準においても、2段階の手続でそれぞれの分析を行っている ([13] ケリー判決を見よ)。第1に、裁判所は科学的方法の信頼性が確証されていること、そしてまたその方法について証言する証人がこの問題に関して意見を述べる専門家として十分に適格性を有していることを判断しなければならない。第2に、裁判所はその方法の信頼性とスペクトログラフ証拠を検討するために最も適切な証拠法則とを比

較衡量しなければならない ([19] ウィリアムズ判決、[13] ケリー判決、[3] キング判決等を見よ)。許容性の問題に対する多種多様なアプローチは、最も適切な証拠法上の基準を選択する点で見解が分れているのである。

現在多くの裁判所 (例えば、[13] ケリー判決、[18] リード判決等) によって採用されている証拠法上の基準は1923年のフライ判決において初めて明らかにされた。公認された原理ないし発見から推論された科学的証拠の重要性を認めつつ、それにもかかわらず裁判所は“その推論がなされる事柄はそれが属する特性の分野において一般的承認を得たものであることが十分に確証されていなければならない”というのである。この“特定の分野”は一般に、“その分野において認められている専門家”([3] キング判決) ないしは“学界の代表的横断面 (a typical cross-section of the scientific community)” ([13] ケリー判決、[18] リード判決) から成ると判示されてきた。当該技術が必要とされる一般的承認を得ているかを判断するためには、裁判所は証言を通じての若干の科学者の意見、判例法、評釈、そして名声ある科学論文を収集しなければならない ([13] ケリー判決等を見よ)。

スペクトログラフの科学に精通している聴能学 (audiology) の専門家の数が限られていることに鑑み、若干の裁判所はフライ基準に従うとしつつ、この基準を修正している ([11] ライカス判決、[9] サンプル判決を見よ)。1958年のウィリアムズ判決で初めて適用されたように、科学的技術がその使用に精通していると考えられる科学者によって一般的に承認されているのであれば、この基準は満たされていることになる。ウィリアムズ基準を適用する裁判所は、声紋実験とくにトシ博士の実験に直接参加した科学者をこのグループの中に含めている。音響学の分野においてこの技術の正確性に関して異論のあることを認識しつつ、これらの裁判所は“一般的承認”は科学者間での完全な一致 (Unanimity) を要求するものではないと論じるのである ([11] ライカス判決)。

第3の基準は、多くの最近の判決において適

用されているもので、フライ基準とは全く異なる。この基準によれば、マコーミック教授によって提唱されたものであるが、“適格性を有する証人によって支持された結論は、他に排除する理由がある場合を除き、受理されるべきである”という（【18】リード判決）。このマコーミックの基準は、科学的証拠の証明力（probableness）、重要性、及び信頼性とそれの陪審への誤導ないし偏見の傾向との比較衡量を伴う（【17】ウィリアムズ判決、【19】ウィリアムズ判決）。スペクトログラフ技術の信頼性に関して科学的論争があるという証拠は声紋証言の証明力（weight）に委ねられるべきものであるから、陪審が評価すべきことであって、許容性の問題とすべきではないというのである（【19】ウィリアムズ判決、【18】リード判決、【17】ウィリアムズ判決）。なお、マコーミックの基準はメイン州証拠規則で法典化された。この規則の下では、専門家証言はそれが関連性があり事実認定者に役立つときには常に許容されることになる。

フライの一般的承認を支持するに当たり、この基準は一定の証拠の許容性に関する判例の統一性を促進すると論じられてきた。この基準は、なお実験段階にある科学的方法を性急に認容することを阻止するために定式化されたというのである。このような用心深さは、公判での不公正な偏見の危険を防止し、信頼できない証拠を許容することから生じうる無辜の有罪を阻止するために必要であると考えられている。この立場の下では、音声スペクトログラフィの正確性に関する学界での不一致は科学的意見によるその承認が未だ確立されていないことを示しているから、声紋証拠の排除が必要となる（【11】ライカス判決、【18】リード判決）。

ウィリアムズ基準はフライ・テストと同様に、一定の学界内での科学的技術についての一般的認容を必要とする。しかしながら、ウィリアムズ基準が学界を限定することによって、フライを大きく修正したことは明らかである。科学的職業における高度の専門化を理由にしてウィリアムズ判決裁判所は、特定の分野におけ

るすべての科学者がその分野に属する一定の技術を研究し評価する機会を有するであろうことは期待できないと論じた。このような理由に基づき同裁判所は、その分野内のより少数のより専門化された科学者グループにおける認容があれば信頼できる証拠として当該技術に関する証言を許容するに十分であると判断した。このウィリアムズ基準は、声紋証拠に適用すると、関連する学界（relevant scientific community）を音響科学における学界のすべてからスペクトログラフ技術に精通している学界だけに限定することになる（【9】サンプル判決を見よ）。

マコーミックの基準は科学的認容の問題を許容性の判断の外に放逐することによって、声紋によりなされた識別の有効性を陪審の検討に委ねる。専門家の資格、その技術の信頼性、用いられた装置、及び公判で提出された特定のスペクトログラムズの信頼性を吟味する反対尋問によって、陪審は誤導されることなしにその技術を評価できるであろう。陪審は検査実施者の手続、資格、及び結論を検討しなければならないこと、そしてそれらのいずれをも退けることができることを説示されるであろう。陪審はまた、彼らがスペクトログラフ証言の重みを判断しなければならないこと、そしてその技術を信頼できない、あるいは誤導されやすい（misleading）として退けることができる旨説示されるであろう。かくして裁判官は新しい科学的技術を含む事案においては一般的承認に関する証拠をより強調することになろうが、マコーミックの基準はこの争点を単に陪審の偏見ないしは誤導を防止するためのものとするにすぎない（【17】ウィリアムズ判決、【19】ウィリアムズ判決）。

すべての関連性ある科学的証拠は、その証明力よりも陪審を誤導する危険の方が優っている場合を除き許容されると規定する際に、連邦証拠規則はマコーミックの基準を法典化している。声紋証拠が同規則の意味において“関連性”がある限り、それは許容される（【17】ウィリアムズ判決）。マコーミックの基準の下では、一般的承認は、その関連性に影響を及ぼす他の

すべての要素とともに比較衡量すべき、証拠の証明力に関する単なる1つの徴憑にすぎない。かくして、マコーミックの基準及び連邦証拠規則の下では、唯一の証拠法上の問題は、声紋証言がない場合のそれと比較して、スペクトログラフによる音声分析が——誰のものであるかが明らかでない音声と被告人の音声とが同一であるという事実のような——事実の存在をより確からしい程度に、あるいはより確からしくない程度に信頼できるかであるということになる。もちろん、これと同じ分析は連邦証拠規則にならった州の証拠規則にもあてはまる。

学界の音声スペクトログラフィの認容が曖昧であることからして、この三つの証拠法上の基準のどれを裁判所が選択するかによって、そのような証拠が公判で許容されるかが決定されることになる。例えば、声紋をめぐる科学的紛糾 (scientific imbroglio) のため、フライの一般的承認の基準を適用する裁判所は、かかる方法に関する証拠を許容できない。マコーミックの基準を適用する裁判所の判断は、結論は逆であるけれども、まさに予測可能である。スペクトログラフの証拠は、それが全く信頼できず関連性がないと認定された場合、あるいはその関連性よりも証拠の偏頗ないし誤導的な性質の方が優っている場合を除いて、許容されるに違いないからである。今日までのところ、この基準を適用した裁判所は、音声スペクトログラフィは関連性の基準を満たすほど十分に信頼できると認定しており、そしてそれは過度に偏頗ないし誤導のおそれがあるとは認定していない。これと対照的に、ウィリアムズ基準を適用する裁判所は、理論と結論との分裂 (dichotomy) に直面している。ウィリアムズ基準は分析的にはフライ基準とほとんど差異がない。いずれの基準も一定の科学者グループ内での当該技術に関する一般的認容を必要としているからである。ウィリアムズ基準は、フライ基準によれば包含されるより大きな音響科学者内部の下部グループである声紋科学者 (spectrographic scientist) に関連する科学者層を限定しているにすぎない。それにもかかわらず、この僅かな分析的相

違の結果、ウィリアムズ基準を適用する裁判所はスペクトログラフによる音声識別に関する証拠を許容するに至るのである (判例 [9] [10] を見よ)。関連する学界を限定することは、当該技術に精通していない科学者間の議論は証拠上の問題に影響を及ぼさないことを意味する。さらなる論争を黙認することによってウィリアムズ基準は許容性の要件を緩和する。それ故、分裂が生ずる。すなわち、これらの裁判所はフライ基準類似の分析を採用するが、マコーミック基準の下でのそれに類似する結論に至るのである。

(4) 日米の接近とその問題点 このようにみると、日米の裁判所は軌を一にして声紋鑑定 of 証拠能力を肯定するに至ったといって差支えないが、その背景には科学的証拠と関連性をめぐる争いがある。科学的証拠全般にわたる検討は他日に期すはかない。以下においてはとりあえず、声紋鑑定の許容性をめぐる日米両国の接近とその問題点をごく簡単に指摘するにとどめたい。

まず第1に、声紋鑑定の証拠能力の要件の共通性である。わが国の判例は「その結果の科学的正確性について未だ科学的に承認されたとはまではいえない」としつつ、①検査実施者が適格性を有すること、②使用機器の性能及び作動が正確であること、そして③検査 (分析) の経過及び結果についての忠実 (正確) な報告であること、を前提要件として声紋鑑定の証拠能力を認めている。これは米国の多くの判例と差異はない。ただ、わが国ではアメリカとは異なり、早々と声紋鑑定よりも先にポリグラフ検査回答書についても同一の基準の下にその証拠能力を認めているが、アメリカでは、すでに詳論したように、ポリグラフ検査結果は刑事事件において被告人に不利な証拠として許容できないのであり、この点において日米の実務は決定的に異なっているのである。

第2に、その背景の共通性である。いわゆる科学的証拠が自白などの供述証拠に頼ることなく「証を得て人を求める」捜査方法の実現に資

することはいうまでもなく、科学的捜査の必要性が唱導されて久しい。当初にカースタが主張したように、声紋鑑定 of 正確性が指紋のそれに匹敵するというのであれば、声にまつわる犯罪が多いだけに犯罪闘争に強力な科学的証拠が入手されることとなる。カースタらの主張が日本においても注目されたのはそのためである。ただ、米国で科学的証拠の重要性が増大したのは「尋問や面通しのような伝統的な犯罪解決技術による刑事事件のための証拠獲得方法を厳しく制限した1960年代の連邦最高裁判例」と無関係でないことが多くの論者によって指摘されている。つまり、連邦最高裁が1966年のミランダ判決で尋問中の弁護人立会権を認め、1967年のウェイド判決やストーヴァル判決では弁護人立会権を面通しに適用しあるいは犯人識別手続にデュー・プロセスを適用するなどして、そのような供述証拠から「独立して獲得された外部的証拠の使用」を示唆したことが声紋鑑定を含めた科学的捜査の発展に大きく貢献したのである¹⁾。科学的捜査の重視という点では共通項を有しているとはいえ、今なお取調べ受忍義務を肯定するなど依然として自白偏重の弊が指摘され続けているわが国の被疑者取調べの実情に照すると、日米の差異は余りに大きいといわねばなるまい。

第3に、専門家証人が限られていることである。警察関係者などごく少数のかつ特定の者に鑑定人が集中していることに日米の差異はない。とくに米国では、ほとんどすべての事件で訴追側の専門家証人は特定の2～3名の者に限られており——しかも専門家証人が1人である事案も少なくない——トシ博士及びラドフォード博士などを除くと、ほとんどすべてが科学者ではなくて警察官である。この点、わが国では事例も少なく、断定はできないものの、声紋が「閉鎖的技術」である点に変わりはない。

そして最後に、アメリカでは少数とはいえ依然として判例上もなお反対意見が根強いことである。そしてとりわけ注目されるのは、【23】ウィンドミア判決にみられるように、専門家証人が訴追側関係機関と「直接間接に結びついて

いる」ことを強調する見解が絶えないことである。わが国ではこのような観点を指摘する判例は見当たらない。もっとも、やや文脈は異なるが、いわゆる鑑定受託者による鑑定書に関する「浅田・小谷論争¹⁸⁾」が想起される。小谷論文が、「警察職員のする鑑定については、訴追側の者であるが故に偏頗の懸念があるとして、その公平性、中立性に疑問を表明」する浅田論文を批判して、「捜査・訴追機関は、本質的には被告人との間に何らかの利害関係を有するものではなく……鑑定は、科学としての性格を保つが故に真実発見に寄与する」とするのに対し、浅田論文は「刑事裁判における鑑定の活用は焦眉の急の課題であるが、それは外見的・制度的にも中立・公正が担保されていなければならない」ことを強調するのである。

鑑定 of 中立性に関する浅田教授の見解は、声紋鑑定の許容性を否定するカリフォルニア州最高裁【13】ケリー判決やニュージャージー州最高裁【23】ウィンドミア判決の懸念と軌を一にするものであって、まことに重要な視点であることを重ねて強調しておく。

VII むすびとして

以上、わが国の問題状況を踏まえた上でポリグラフ検査や声紋鑑定の許容性など科学的証拠をめぐるアメリカ法の動向を詳細に検討してきたが、いずれも科学的証拠の一環として扱えられるべき問題であるから、科学的証拠全般 of 体系的理解が必要であり、そのためにはとくに米連邦証拠規則の関連規定の綿密な研究が不可欠である。その意味で本稿は未完であるが、アメリカで科学的証拠の許容性が問題になりはじめたのはミランダなど一連の画期的判決が登場した1960年代後半のことであり、また1975年にはアメリカ法の重要な法源である米連邦証拠規則が制定施行されたこともあって、とりわけフライ法則の改廃の問題が米国における当時の中心的テーマであることは上記関連論文からも明らかである。

フライ法則改廃の意味内容を関連判例の分析

を介して明らかにするという当面の目的はひとまず果たされたが、筆者は別途、信山社刊行「刑事訴訟法 判例総合解説シリーズ 科学的証拠」を執筆中であるので、わが国で必ずしも明らかにされていない科学的証拠の許容性にかかわるフライ法則改廃の意味内容についても簡単に触れるつもりである。

注)

- 1) Andre A. Moenssens, Fred E. Inban & James E. Stars, *Scientific Evidence in Criminal Cases* 668 (3d ed. 1986). Cf. *Id.* at 668-669.
- 2) *Id.* at 663-664.
- 3) Ann Marie Giansiracusa, *Voiceprints in the Courtroom-Scientific and Evidentiary Problems*, 21 *Arizona L. Rev.* 1163 at 1173 (1979).
- 4) *Schmerber v. California*, 384 U.S. 757 (1966).
- 5) *United States v. Wade*, 388 U.S. 218 (1967).
- 6) *Gilbert v. California*, 388 U.S. 263 (1967).
- 7) *Katz v. United States*, 389 U.S. 347 (1967).
- 8) *United States v. Dionisio*, 410 U.S. 1, at 4, 7, 14 (1973).
- 9) Giansiracusa, *supra* note 4, at 1164.
- 10) *People v. Williams*, 331 P. 2d 251 (1958).
- 11) Trautman, *Logical or Legal Relevancy-A Conflict in Theory*, 5 *Vand. L. Rev.* 385, at 396 (1952).
- 12) C. McCormick, *Evidence* § 172, at 363-364 (1954).
- 13) Note, *Fit to be Fryed: Frye v. United States and the Admissibility of Novel Scientific Evidence*, 77 *Kentucky L. J.* 849, at 871 (1988-1989).
- 14) Note, *The Frye Doctrine and Relevancy Approach Controversy: An Empirical Evaluation*, 74 *Georgetown L.J.* 1769, at 1772 (1986).
- 15) Mark McCormick, *Scientific Evidence: Defining a New Approach to Admissibility*, 67 *Iowa L. Rev.* 879, at 887-888 (1982).
- 16) Paul C. Giannelli, *The Admissibility? Of Novel Scientific Evidence: Frye v. United States, a Half-Century later*, 80 *Columbia, L. Rev.* 1197, at 1229-1230 (1980).
- 17) *United States v. Downing*, 753 F. 2d 1224 (1985). 本判決につき詳しくは、本稿(一) 30頁以下。
- 18) 浅田和蔵『科学捜査と刑事鑑定』223頁以下(有斐閣、1994年)。

